

令和8年第2回玉東町議会定例会会議録

令和8年6月10日玉東町議会第2回定例会を議場に招集された。

1. 令和8年6月10日午前10時00分招集
2. 令和8年6月10日午前9時59分開会
3. 令和8年6月10日午後6時17分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 玉東町議会議場
6. 本日の出席議員は次のとおりである。(10名)

1番 前田大樹	2番 功刀圭一	3番 大城戸廣澄
4番 狩野勝次	5番 坂村勇治	6番 坂本和也
7番 林和廣	8番 清田高広	9番 吉住貞夫
10番 松尾純久		

7. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	前田 移津行	教育長	狩野 輝幸
総務課長	清田 豊	産業振興課長	清田 英治
建設課長	清田 善雅	町民生活課長	村上 貴光
税務課長	前田 周一	企画財政課長	上村 健二
保健子ども課長	清田 浩義	会計管理者	大城戸 雅昭
教育委員会 事務局 長	松 永 敏	農業委員会 事務局 長	小 島 隆一
福祉課長	岩 川 康幸		

9. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 長	高 瀬 伸一	議会事務局書記	古 賤 美穂
---------	--------	---------	--------

-
10. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 一般質問(9名)

4番 狩野勝次議員

5番 坂村勇治議員

3番 大城戸廣澄議員

- 9 番 吉住貞夫議員
1 番 前田大樹議員
7 番 林 和廣議員
6 番 坂本和也議員
2 番 功刀圭一議員
8 番 清田高広議員

日程第4 休会の件

11. 会議録署名議員の氏名は次のとおりである。

- 1 番 前 田 大 樹 2 番 功 刀 圭 一

開会 午前9時59分

○議長（松尾純久君） おはようございます。

ただいまから、令和8年第2回玉東町議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（松尾純久君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において1番、前田大樹君、2番、功刀圭一君を指名します。

日程第2 会期の決定について

○議長（松尾純久君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月10日から12日までの3日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日6月10日から12日までの3日間に決定しました。

町長の挨拶及び提案理由の説明を求めます。

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） おはようございます。

令和8年第2回玉東町議会定例会提案理由並びに御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和8年第2回玉東町議会定例会を招集しましたところ、公私とも御多忙中にもかかわらず、皆様方の出席を賜りまして、開会できますことに深く感謝を申し上げます。

さて、熊本県を含む九州北部地方は、6月4日に气象台より梅雨入りしたと発表されました。そのような中、5月下旬には新たな防災気象情報の運用が開始されました。早くも台風6号によ

って、運用開始早々に和歌山県などに警戒最高レベルの5、既に極めて危険な状態が出されたところでは。

昨年の8月には、玉東町でも線状降水帯によって甚大な被害が発生しました。梅雨入りを迎えた今、線状降水帯や長雨などによる災害の危険性が高くなっています。日頃から避難場所や避難ルートを確認するほか、飲料水や食料品を備蓄しておくなどの事前の備えと防災気象情報を注視し、被害を最小限に抑える行動を取っていただくようお願いしたいと思います。町でも考え得る災害被害を未然に防ぐべく、知恵を絞ってまいり所存でございます。

国内の経済に目を向けますと、令和の米騒動が落ち着きつつあると思っていながら、中東情勢の影響で石油製品の値上げが始まったことで多方面で物価高騰が続いており、家計負担は長引くばかりであります。ガソリンや食料品の値上がりが続いておりますが、輸送コスト等が少ない地産地消の原点に立ち返ることで、地域経済の好循環が生じることを願ってやみません。

そして、6月は当町が全国に誇るハニーローザの最盛期でもあります。ぷらっとぎょくとう店頭では、昨日から生果の販売が始まりました。また、6月下旬までの期間限定で、新商品のハニーローザドーナツを販売しております。ハニーローザ関連の商品は売行きもよく、町が生産者や農協とともに価値向上に努めてきた成果が目に見える形で表れているところであります。ハニーローザの振興当初に掲げた農業者所得と町の知名度向上を確実に推進しながら、玉東町の魅力をさらに高めてまいります。

それでは、本議会に提案します議案の概要を説明いたします。

報告第1号及び2号は、「令和8年度玉東町繰越明許費繰越計算書の報告について」であります。一般会計の26事業と簡易水道事業会計の繰越しについて報告いたします。

議案第33号、34号、35号は、専決処分を行ったものです。本議会に報告・承認を求めるものであります。

議案第33号「玉東町税条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第34号「玉東町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は、地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、玉東町税条例及び玉東町国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるものです。

議案第35号「令和8年度玉東町一般会計補正予算（第1号）」は、主に簡易水道事業会計への繰出金で、歳入歳出それぞれ495万円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億1,829万5,000円としたものです。あわせて、農地利用効率化等支援交付金事業の繰越明許費補正及び補助災害復旧事業債の補正を行いました。

議案第36号は、「玉東町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」であります。国家公務員等の旅費支給規程の宿泊費基準額改定に伴い、本町においても国の基準との整合性を図るため、所要の改正を行うものであります。

議案第37号は、「玉東町火入れに関する条例の一部を改正する条例について」でございます。この改正は、火災警報等の発令時における火入れの中止基準を明確化し、安全対策の強化を図るためのものです。

議案第38号は、「令和8年度玉東町一般会計補正予算（第1号）」であります。補正の主なものについて申し上げます。

総務費におきましては、行政協力員委託料の増額と役場横のひがし公園に遊具を設置するための工事費140万円が主なもので、625万7,000円を増額計上しております。

民生費におきましては、子ども医療費助成システム改修委託料148万8,000円と令和8年10月から国民年金1号被保険者も育児期間中に国民年金保険料が免除される制度の開始に伴い、対応するためのシステム改修費52万8,000円の計上が主なもので、341万1,000円を増額計上となります。

衛生費は、交流センター運営費240万3,000円を増額が主なものでありますが、職員の異動等による人件費の減額により41万4,000円を増額計上となっています。

農林水産業費は、736万1,000円を増額計上で、新規就農者補助金730万1,000円と農業機械等補助金240万円が主なものであります。

土木費においては、道路新設改良補助事業及び住宅管理費に対する国庫支出金の決定額による事業費の減と、道路維持費として800万円、河川工事費の1,550万円を増額計上が主なもので、差引き70万円の減額計上となります。

教育費においては、西南戦争終結150年事業での44万8,000円が主な増額計上となりますが、職員の異動等による人件費の減額により計178万2,000円の減額補正となっております。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,342万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ54億1,878万7,000円とするものでございます。

議案第39号は、「令和8年度玉東町介護保険特別会計補正予算（第1号）」であります。介護保険制度改正に伴うシステム改修費105万6,000円を増額計上が主なもので、歳入歳出それぞれ107万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億4,659万円とするものでございます。

議案第40号は、「工事請負契約の締結について」であります。木葉小学校校舎・旧給食棟外壁改修工事について、契約金額が6,050万円となりますので、予定価格5,000万円以上の工事の請負契約を締結するには、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決が必要であるため提案するものでございます。

同意第5号は、「玉東町教育長の選任同意について」であります。現教育長の任期が令和8年7月31日をもって満了することに伴い、引き続き同氏を選任するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

以上、簡単ながら、本議会に提案いたします議案の要旨について説明を申し上げましたが、詳細につきましては、主管課長より説明がありますので、十分審議なされまして、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案理由並びに御挨拶といたします。

○議長（松尾純久君） 町長の挨拶及び提案理由の説明が終わりましたので、議事に入ります。

日程第3 一般質問

○議長（松尾純久君） 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

なお、9名の方々から一般質問を受けておりますが、4名の方々から教育長に対する質問が重なっておりますので、その質問の要旨については皆さんで考えて質問をしてください。

4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） おはようございます。

それでは、一般質問に入る前に一言申し上げます。

令和8年4月付で新しく教育長に就任された狩野教育長に一言御挨拶を申し上げます。このたび教育長就任、誠におめでとうございます。本町の教育行政を担われるその重責に対し、心から敬意を表します。これからの教育を取り巻く環境は大きく変化しておりますが、教育長の手腕により本町の教育がさらに前進することを大いに期待しております。つきましては、今後の教育行政に関わる基本的な理念や重点的な取組について5点お伺いいたします。

それでは、一般質問に入ります。一般質問を次のとおり通告いたします。

質問事項1、教育長が目指す「理想の教育像」。

質問の要旨。①現行の教育振興基本計画に対する、現状認識と今後の推進方針をお尋ねします。

②不登校、いじめ対策と児童生徒への支援（全国的に増加傾向にある不登校や、いじめ問題に対するトップとしての姿勢）在り方もお尋ねします。

③いじめ早期発見と教育委員会としての即応体制の確認もお尋ねします。

④教員の業務負担軽減（部活動の地域移行、校務DXなど）の進捗確認をお尋ねいたします。

⑤質の高い教員を確保するため、独自の人材育成や職場環境づくりをお尋ねします。

以上、教育長のお考えを伺います。

続きまして、2番、質問事項が上木葉浦田地区の町道。

質問要旨。町内、浦田地区町道から採石場へ向かう上り坂付近（各事業所3社）の町道が極端に狭く、地域住民はもとより事業所3社からもこの箇所町道拡張の声が多く上がり、役場行政へ早期町道拡張の件を町長はどう考えておられますか、お尋ねします。

以上、詳しく分かりやすい答弁を伺います。以上です。

○議長（松尾純久君） 教育長、狩野輝幸君。

○教育長（狩野輝幸君） それでは、今の御質問にお答えしたいと思います。

まず、理想の教育像ということでありましたけども、大きく言うとなかなか難しいところもありますけども、私としては今どんなふうに教育をしていくのか、こんな子どもたちを育てたいとか、学校の先生方にはこうあってほしいというようなところを、教育のあるべき姿ということで、私が思っていることを申し上げたいと思います。

学校は、家族に愛された子どもたちが、先生の指導を受けながら、友達と切磋琢磨しながら生きていく力を身につけるところです。そのためには、先生と子どもたち、保護者がお互いの信頼関係を築いていかなければなりません。無限の可能性を信じ、磨けば光る子どもたちの夢を、誰一人取り残さず、大きく花開かせることが教育者の仕事です。そのためには、家族が大好き、先生が大好き、学校が大好き、明日も行きたい学校でなければなりません。校長先生には、常に子どもだけでなく先生たちも、明日も行きたい学校づくりをお願いしたいということ saying

す。

そのためには、支持的な学級、いじめがない安心できる学級、何でも言える学級でなければなりません。一人一人の頑張りを認め、褒め、励まし、伸ばす教育をすることが大切ですので、常に子どものよさ、頑張りをを見つけようとする教員を育ててください。先生方にも子どもたちの光る良さをしっかり認めてください、見つけてくださいと言っています。信頼されていない先生が何か指導されても、教育効果は上がりません。教員同士が切磋琢磨し、研鑽し、学校が組織として子どもたちのために一つにまとまり、保護者と連携し、保護者からも信頼される学校であることが大切ですので、そういう指導を徹底していくつもりです。

また、玉東町の教育目標は、「ふるさとを愛し生きる力のある子ども」です。

ふるさととは、「人」「モノ」「こと」で言えば、まず「人」については、両親、家族、友達、先生、地域の人、「モノ」は自然の美しい山、川、田畑、自然の生き物、年の神とかそういうもの、それから、「こと」で言えば行事ごと、運動会、文化祭、修学旅行、あるいは見学旅行、学習発表会、中体連大会、そういう各種大会などを指します。

生きる力とは、3つに分けて確かな学力、それから健やかな体、そして優しい思いやりの心、感謝の心を指します。

ふるさとの「人」「モノ」「こと」への愛情や、一緒に汗を流した思い出の中で初めて生きる力が身につくものと思っています。ふるさとを愛し、生きる力を育てる、これが玉東町の教育目標です。家族の愛情の下、先生やクラブの指導者の温かい指導の下、学習面や学校行事、各種試合と一緒に目標達成に向け学び合い、汗を流し頑張っこそ学力や体力、豊かな心も育っていくものと考えています。

それから、現行の教育振興計画に対する現状認識と今後の推進方針ということでしたけども、私が捉えている現状認識ですが、確かな学力の育成については、各学校とも児童生徒はよく頑張っていると学校訪問しながらも認識しています。また、勉強が好きと思う児童生徒は多く、嫌いと答える児童生徒はほとんどいないと捉えています。各学校、教室を回っても、子どもたちが進んで手を挙げて、はきはきと勉強しています。

豊かな心の育成については、保護者、地域の御協力のおかげで思いやりのある優しい心、感謝の心が育っていると思っています。健やかな体の育成では、部活動から地域移行した玉東クラブへの加入はかなり高いように思っています。先日の中体連でも、もう8割から9割方、玉東クラブで行進をしていました。たくましいと思っています。ただ、朝食を欠食する児童生徒が増えているというのが気になるところです。

グローバル社会における人材育成では、中学生の英検3級以上の取得は管内では非常に高いと思っています。ICT環境の整備については、1人1台のタブレットを活用した授業も徹底し、理解力の確実な定着に結びついています。ICTの支援員の配置は3校で1人ですが、先生方のサポートをしっかりしてもらっています。

児童生徒の安全確保については、町を挙げて通学路の点検整備が毎年行われています。また、校舎プール等の老朽化した箇所には、毎年適切な対応が図られています。

それから、不登校、いじめ対策と児童生徒への支援ということで、このことについては、私の考えとしては、いじめは絶対にいかん、絶対にいけないことということを、先生方が自分自身の体験を語ったり、子どもたちに分かりやすい心に訴える教材等を活用したりして、いじめ根絶に取り組む教師の指導力、教師の感性を高める必要があると思います。

また、家庭の力を借りて、ここは家庭の力を借りてとあえて申します。絶対にお友達や下級生をいじめてはいけないよ、あなたを信用しているよなど、親子での信頼に基づく会話の大切さが重要であると考えます。不登校児童生徒に対しては、家庭訪問等を確実に実施し、原因究明を図ります。

また、学校だけでは解決が難しい場合は、関係機関と連携した取組を行います。ただし不登校は問題行動と捉えてはならないと思っています。生きていくための一つのプロセスだと考えています。同時に学力の保障をどうやってするか、保護者との話し合いも行います。また、行事等を利用して友達の力を借りて、登校刺激を図っていくようにしたいと思っています。そして、登校してきたら一番肝腎なのは、クラスみんなの自然な笑顔、ああ待ってよ、よう来たねというその顔が、どんな顔で教室で待ってるかが一番肝腎なところと思っています。

それから、いじめ早期発見と教育委員会としての即応体制の確認もということで、いじめ早期発見に対応する上で最も重要なのは、学校が児童生徒の変化を敏感に察知することです。そのためには、町内の各学校では心のアンケートや教育相談を計画的に実施するとともに、日常的な面談などを通して児童生徒の心理状態の変化をいち早く察知するように取り組んでまいります。必要に応じて県教育委員会のスクールカウンセラーや心理士などの専門家に相談して、学校だけでは対応できない事案について、専門的な視点からのアドバイスや支援を受ける体制も整えています。このように、学校現場での丁寧な対応と専門家との連携を通して、いじめの早期対応と迅速な対応に努めてまいります。

それから、教員の業務負担軽減ということで、この進捗状況ということでお答えしたいと思います。

教職員の業務負担軽減は、教育の質の向上と働き方改革の両立を図る上で重要な課題と認識しております。部活動の地域移行につきましては、令和7年4月より地域展開を実施しています。この取組により、教職員が部活動指導に充てていた時間を、授業準備や生徒指導など本来の教育活動に充てることができるようになり、業務負担の軽減につながっているものと考えています。

また、校務DXにつきましては、校務のデジタル化進捗状況を把握するための評価指標を活用して進捗管理に取り組んでいるところです。業務支援システムの導入による情報の一元管理をはじめ保護者や児童生徒との連絡、教育委員会への報告といった業務のデジタル化を推進することで事務作業の効率化を図っていきます。

最後に、質の高い教員を確保するため、独自の人材育成や職場環境づくりということですので、これは私の思いをまた伝えるということでお許しください。

毎年3月の人事異動によってのみ優秀な教員を取りそろえることは、もうなかなか困難だと思っています。もう教員不足で管理職も足りないような状況になっております。それで、議員がお

っしゃるような人材育成しかないと実感しています。そこで、教員も褒めて育てることを徹底します。校長、教頭が行うほか、私自身も定期的に学校を訪問し、授業等を参観し、頑張っている職員をやはり認め、褒め、励まし、伸ばすことを通して自信とやる気をさらに向上させます。励ましの言葉を忘れないようにしたいと思います。職員の意向にも耳を傾け、しっかり聞くことも忘れない。

また、研修会等への参加をできる限り積極的に行わせ、指導力の向上を図ります。また、教師の指導力、自信を高めるのは、子どもたちの分かったという言葉であります。勉強がよく分かりましたという言葉は、教師の喜び、自信につながります。児童生徒、保護者、指導者の信頼関係の構築が最も大切だと考えます。

私のことを申し上げれば、私自身一番自信につながったのは、教育長や校長、教頭の言葉ではなく、子どもたちの先生よく分かりました、100点取れてうれしいですという言葉や、保護者の先生の教え方はとても分かりやすいと子どもがいつも言っていますという言葉だったように思います。

また、中学校であれば、クラスの担任をお互い褒め合うようにしてきました。自分のことを自分で褒める先生はいません。ほかの先生方が教科指導等でその教室に行ったとき、機会を見て、おまえたちの担任の先生はよう頑張っとなはんねということを常にお互い褒め合うようにしてきました。

また、職場は楽しく厳しいものでなければなりません。児童生徒の命を預かっているということも忘れてはならないように思います。チームとして教育に当たる職場になるように、校長・教頭を指導していきます。悩み事、相談事をみんなで解決できるような雰囲気づくりを徹底し、指導力の向上を図りたいと思っています。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問に対しては、担当課長よりまず答えさせます。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 4番、狩野議員の2つ目の質問にお答えいたします。

御質問の町道は土生野奥野線でございます。国道208号から浦田地区を通過し、田辺工業所や西日本土木へつながる重要な路線でございます。浦田地区の先には採石場があり、1日800台から1,000台のダンプの交通量があるなど、産業道路としての役割も果たしております。

この町道の課題といたしましては、議員御質問の上り坂区間100メートルを含む浦田地区内の約500メートル区間は幅員が狭く、ダンプ車と一般車の離合ができない状況でございます。また、地区の皆様からは、ダンプの走行は速くて危ないや、碎石のこぼれや粉じんがひどいとの意見をいただいております。採石事業者への対応をお願いしているところでございます。

この町道の拡幅を含めた整備につきましては、産業振興課により進めております浦田上木葉地区基盤整備事業に合わせて、地元の方と相談をしながら進めてまいります。

以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4 番（狩野勝次君） それでは教育長のほうに、もう一つずつ答弁のほうよろしくをお願いします。

1 番目の質問で、教育基本法という法律があります。平成18年法律第120号に示された理念の実現と我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法の第17条第1項に基づき策定する計画というのがあります。

教育基本法では、国の計画を参考にしながら、地方自治体においても教育振興基本計画の策定に努めるよう規定されていますが、そこで教育長へこの計画策定やそのプロセス、考え方等はどう思われますか、伺います。

○議長（松尾純久君） 教育長、狩野輝幸君。

○教育長（狩野輝幸君） ただいまの質問についてお答えしたいと思います。

町の教育振興基本計画の策定及び今後の考え方について申し上げたいと思いますけど、現在、本町においては、単独での教育振興基本計画は作成しておりませんが、町総合計画を基本とし、それに基づく教育大綱及び教育目標を作成することで教育政策を総合的に推進しています。現状においては、この枠組みの下で本町の教育課程に対応できているものと認識しております。

一方で、議員の御指摘のとおり、同計画が中長期的な教育の方向性を示す役割を持つことや、他自治体での策定状況についても承知しております。今後、計画策定につきましては、国の動向、複雑化する教育課題を踏まえながら、単独での計画策定が必要なのかも含めしっかりと調査研究しながら、前向きに検討していきたいと思っています。

○議長（松尾純久君） 4 番、狩野勝次君。

○4 番（狩野勝次君） 分かりました。それでは、続きまして2 番目の不登校、いじめは複雑な要因が絡み合うことで玉東町不登校相談窓口ができていますけど、これが参照できるということもあります。それに従い、いじめにはこども家庭庁の関与が必要な場合もこれから先は生じてくると思います。この件について質問いたします。

学校や教育委員会だけでは対応が困難な深刻な事案に対し、学校外からのアプローチや福祉・医療との連帯による体制づくりも推進されていますが、この取組はどう思われますか、伺います。

○議長（松尾純久君） 教育長、狩野輝幸君。

○教育長（狩野輝幸君） 児童生徒の抱える課題が複雑化する中、外部の専門機関と連携したチームによる支援体制の構築は極めて重要な取組であると認識しています。国におきましても、こども家庭庁が創設され、いじめ問題に対して学校外からのアプローチや関係機関との連携が強く求められるようになりました。本町といたしましても、国の方針と歩調を合わせ、具体的な連携の取組として大きく2 点を進めてまいります。

1 つ目は、福祉・医療との連携です。学校での対応が困難なケースでは、県のスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを通じて専門的な医療機関や福祉の支援に迅速につなぐ対応を行っています。

2 点目は、警察等との連携です。SNS 上のトラブルなど生徒の安全に直結する事案につきましては、警察をはじめとする関係機関に支援や介入を依頼していきます。学校や教育委員会が単

独で課題を抱え込むことなく、これらの専門機関と円滑に連携できるネットワークをさらに強化し、迅速かつ適切な対応に努めてまいります。すべて子どもたちの命、身体、やる気、それを守るのが教育の仕事と思っていますので、いろんな機関と相談しながら、とにかく子どもたちを守っていきたいと思っています。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 分かりました。続けて、3番にもう一つ、文部科学省のいじめ防止対策推進法に関するページがありますけど、法令条文データ確認、こういったこともできます。平成25年法律第71号があります。これに学校側はいじめを確認した場合、速やかな教育委員会への報告義務があります。長期欠席30日を目安、この件で教育長に質問いたします。どう思われますか。

議長（松尾純久君） 2番の質問と類似するんだけど、簡潔に。

教育長、狩野輝幸君。

○教育長（狩野輝幸君） いじめ防止対策推進法に規定されている重大事態が発生した場合、学校から町教育委員会を通じて町長へ速やかに事態発生 of 報告を行います。それとともに、調査組織を設置し、速やかに事実関係の調査等の措置を講じてまいります。

また、すべて児童生徒が誰かに相談できる体制を徹底するため、熊本県が作成している電話等で相談できる窓口の一覧を学校を通じて児童生徒及び保護者に対して周知を徹底しているところです。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 質問が重複した箇所もありますけど、続きまして4番にまた質問いたします。

時間外勤務の減少傾向など一定の進捗が見られるものの、教員不足の深刻化や学校現場での業務の抜本的な見直し等々、保護者対応や事務作業、ICTの導入、校務支援システム活用が進む一方で、教員の個別事務作業や多岐にわたる保護者対応負担等の実情を教育長はどう思っておられますか、伺います。

○議長（松尾純久君） 教育長、狩野輝幸君。

○教育長（狩野輝幸君） ではお答えします。

本町におきましても、校務支援システムや保護者連絡ツールの導入により、成績処理、出席連絡のデジタル化やお便りのペーパーレス化などが進み、教員の業務負担軽減において一定の成果が表れていると認識しています。

しかしながら、議員御指摘のとおり、学校現場に目を向けますと、依然として各種調査・報告書の作成などに時間を要するなどの実態もあります。また、保護者対応においても、近年はSNS等に起因する事案も発生しており、教員が個別の対応に苦慮するケースも生じています。教育委員会といたしましても、引き続き現場の実情をしっかりと把握し、教員が子どもと向き合う時間を確保できるように、組織的な対応や業務の効率化に努めてまいります。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、5点目の折り返しの質問で、質の高い教員を確保するために

は、教員業務支援の配置やＩＣＴ活用による事務負担の軽減、働き方改革とメンター制度や多様な研修機会の提供による継続的なキャリアを支援、独自の人材育成の両輪が不可欠です。持続可能な職場環境づくり、働き方改革、この件についても少し伺います。

○議長（松尾純久君） 教育長、狩野輝幸君。

○教育長（狩野輝幸君） 昨日、教育長会がありましたけども、とにかく人材がいない。人材がいないということで、職員が足りないよということで62歳で辞める先生は引き留めて、あと1年お願いします、先生の力を貸してくださいというような、そういうことを昨日の教育長会でもありました。質の高い教員を3月末の人事異動で確保しようと思っても、すべてどこの教育委員会もそれができれば一番楽ですが、それはなかなか難しいことで、若い先生方を中心に子どもたちの理解力向上のためにさらに向上させなければなりません。

信頼関係を構築し、相手を信じ、根気強い指導により自信とやる気を育て、その結果、子どもたちからの承認に似た笑顔が出たとき、先生に自信が沸き上がり、そうやってしか教員を育てることはできないと思っています。教員の負担を軽減するための教員業務支援員の役割はありがたく感じています。

また、ＩＣＴ活用による事務負担軽減も進んで取り組むべきだと考えます。担任以外でもできることは担任以外に任せ、担任はクラスに集中できることが最適だと思います。今働いている職員が悩んだとき、困ったとき、相談相手になる、自分を守ってくれると思える職場づくりを最も大切にしたいと思っています。このことを肌で感じた職員は、様々な研修会にも出席し、自らを高められる教員に成長するものと思っています。まず、職員の自信、やる気、それを育てることが私たちの仕事だと思っています。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 以上で教育長の質問を終わらせていただきます。

続きまして、浦田地区町道の件ですけど、この質問に対しては浦田地区住民より、住民も含めて事業所3社へのトラック往来が増え、ただいまの資料として提出していますGoogle地図を見てもらうと分かるとおり、町道幅が狭く離合箇所も少なく、近年は大型ダンプロング車に変わって台数も増え、トレーラーダンプも増えている状況です。大型ダンプも増トンになりまして、長い大型ダンプに今現在なっています。それに大型増トンのウイング車が通行するようになり、これにまたトレーラーウイング車、これも往来が極端に増加している状況でございます。

地区住民からも危険性があるため、町道拡張の声がたくさん出ています。地図上の町道拡張の幅で見ますと、これが私が線を入れたんですけど、この上り坂付近のＳ字が一番危ない道路状況になっています。また、手前も住居があるために道幅が狭く、離合箇所が1か所しかないということで、このＳ字から下った三叉路のところに待機するほかはないということで、離合箇所が少ない町道幅も狭い。線を引いてますけど、これをＳ字をなくして真っすぐ行く方向で町のほうにこの計画を図ってもらえるならと思いますけど、町長の考えはどうか、伺います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問にお答えします。

浦田の行政業務協力員のほうからは挙がっていません。私の考えを申し上げます。

道路を広くすれば、ダンプカーがものすごいスピードでやってきます。そうなったらどうなると思いますか。住民にとっては怖いです。今のままの状況で、スピードを落とした状況が必要です。今度、浦田地区は圃場整備をやります。圃場整備をやりますから、住民の方々は圃場整備内の道路を通行できるようになると。そして、現道はダンプあたりが工事用の道路とかそういうのが専用に後々は変えていければいいなと。そのとき道路幅を広くすると。

しかし、スピードの規制を何遍やっても聞いてくれない。ダンプを運転する人にしてみれば、1日に1台でも多くやりたいと、多くやることによって収入が増えると、そういう考えもあります。しかし、住民にとってはそれはマイナスになる。両方考え併せていかなければならないけど、私としては住民の命を守ることが大事なんです。そのことを踏まえて道路整備はやっていきたいと、そう思います。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） それでは、私が3事業所へお尋ねしたところ、1事業所担当者は、近年、増トンダンプにトレーラーダンプが増え、ましてTSMCの第二工場建設に伴いダンプ往来が今の1.5倍に増えるそうなんですよ。この本社も町道拡張をなされないとダンプ往来増に伴い、山鹿営業所のほうへダンプトラックを回さなければならない。玉東営業所にトラックの混雑が生じるため、早い町道拡張を進めてもらいたいとの要望の声が出ました。この件も今、町長がおっしゃったんですけど、拡張は今のところ考えてないという考えで捉えていいのでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問にお答えします。

拡張を考えていないということではない。そういう時期が来たら広めていくということ。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 地図上で見ますと、町道拡張の際は、隣接する土地がありまして、地権者からも行政へ拡張となれば協力するという意向も示されております。今後、早い段階での拡張はないと思うんですけど、行く末は拡張工事が行われると思いますので、その地権者の方と十分協議の上、拡張工事に執り進んでももらいたいと思います。

それと事業所が3か所ありまして、3か所それぞれ町道拡張の件でもお尋ねしたんですけど、2事業所目は1事業所目と一緒にの回答でした。3事業所は、飲料水出荷もますます増え、大型ウイング車に大型トレーラーウイング車での出荷が増えて、町道拡張はぜひとも早期に計画してもらいたいという事業所の意向です。

また、写真の資料のようにS字カーブでの事故が多発、警察事故検証中は通行止めで、3事業所への通行が絶たれるそうなんです。離合箇所も少ない、町道幅が狭いために、現場検証となったら通行止めにそこはなるわけです。ここのS字カーブだけでも早く拡張工事を進めてもらえないかという3事業所の要望と地域住民の要望です。

それと、続けて写真の町道排水溝の升の写真がありますが、これも町のほうから町道整備に伴い排水溝と柵を建設してもらったけど、小さくて建設機械のバックホウで取れないような小さ

なますで、雨が降るたびに土砂の堆積がものすごくたまるということで、除去にもなかなか人手で毎回今行っている状態で、町道拡幅と併せ大きな柵に施工変更してもらえないのかという意向も私聞いてきました。

それと、この３事業所で玉東町へ税収が納められているわけですけど、税務課長にお尋ねしますが、３事業所でどれだけの税収が今納められて、町の税収としてどのくらいのシェアを占めているか、そこをちょっとお尋ねしたいんですけどお願いします。

○議長（松尾純久君） 通告があっておりませんので、もう改めて言ってもらって答弁を求めたいのですが、分かる範囲で。

税務課長、前田周一君。通告をしてください、いいですか。

○税務課長（前田周一君） 狩野議員の御質問にお答えいたします。

事業所ですけども、考えられるのが、建物・土地の固定資産税、あと事業所の法人町民税と従業員さんの町民税、町民税が税収として考えられますけども、こちらにつきましては地方税法の守秘義務になりますので、答弁することは出来かねます。

○議長（松尾純久君） ４番、狩野勝次君。

○４番（狩野勝次君） それでは、先ほどのにまた戻りますけど、この町道脇の排水溝、柵の件ですけど、これはもし町道拡幅となれば、この柵を大きな柵に変更の施工は町のほうでも考えることはできますか。答弁をお願いします。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 狩野議員の質問にお答えします。

基本、排水溝や集水升につきましては、その地域の雨量によってサイズを決めますので、その状況を確認してから設置等検討します。議員がおっしゃるように、機械が入れるか、作業しやすいようにも検討を進めながら考えていきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） ４番、狩野勝次君。

○４番（狩野勝次君） はい、分かりました。それでは、町長にもう一度質問なんですけど、浦田線の町道、昔、稼の部落がありましたけど、あそこの道まで登るまでが玉東町町道の管理下になっているんですか。今現在はどうなっていますか。

○議長（松尾純久君） 建設課長、清田善雅君。

○建設課長（清田善雅君） 狩野議員の質問にお答えします。

こちらは、町道土生野奥野線となっておりますので、西日本土木の採石場から玉名市のほうに、真っすぐ抜けるほうが町道となっております。土生野のほうは町道ではありません。

以上です。

○議長（松尾純久君） ４番、狩野勝次君。

○４番（狩野勝次君） 分かりました。それでは、税務課長のほうでは個人情報ということで公表はできないということで、私なりに各３事業所にお尋ねして、町に税収がどれだけ入っておるかということを私が調べた範囲内で申したいと思います。

当然、法人税は国の税金だから町の税収には入りませんが、そのほかの固定資産税といった税収が

○議長（松尾純久君） 税収じゃなくて納税でしょう。納税。

○4番（狩野勝次君） 税収ですよ。玉東町としての税収になります。納税もですけど税収です、1番は。

1事業所は700万円、これは木葉財産区土地使用料は別の話。玉東町の納めている税金が700万円、2事業所は80万円、3事業所は100万円、採石場2か所は採石の機械が恐らく数億円するわけですね。固定資産税と償却資産税がものすごく町の税収として入ってくるんですよ。この3事業所でこれだけの税収があるとするなら、町としても協力、町道拡幅、協力体制を取らないと事業所に対しての面目丸潰れというか、今の道路網では大変厳しいという結果と思うんですよ。これにまた町内の従業員の税が加算されます。以上の税収から、町長に対してもう一度、町道拡幅の考えを、将来的に考えているとおっしゃるけど、大体いつ頃から着工する考えがあるのか、今度国の施策で基盤整備が行われますけど、それに合わせて町道拡幅も考えておられるのか、そこを伺います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 4番、狩野議員の質問にお答えします。

圃場整備は約10年ぐらいかかると。その後、狩野議員が言われるようなところはできるんじゃないかなと思います。

道路を広げれば、さっきも申し上げましたが、困るのは住民なんです。採石が落ちていくのも、これは責任で、落ちらんように積み込むことも大事なんです、ダンプを運転するのは落ちらんようにスピードをそのカーブのところでは落としていくのが当然のルールなんです。ところが、そうやらないから振り落とされてしまいよと。採石場が掃除するのは当たり前のこと。落ちらんようにやらないと、住民に迷惑をかけんというのが1つの条件になってるはずですから。ほこりがするときは、散水車を通しておったんですよ。住民とうまく話をやっていってもらいたいと思います。

○議長（松尾純久君） 4番、狩野勝次君。

○4番（狩野勝次君） 今、町長が申された散水車の件もなんですけど、地区住民は散水することによって自分の車が汚れる、そういった話も出て、散水をやってくれ、散水はしないでくれと話が分かれておるそうなんです。その話合いも浦田地区の住民でどっちにするか、定期的にするか、そういった論議も必要になってくると今後思うわけですね。

今、町長が町道拡幅の件は10年後、基盤整備が終わってからの考えということは分かりましたので、以上で質問を終わります。

○議長（松尾純久君） これで4番、狩野勝次君の質問を終わります。

5分間だけ休憩します。

休憩 午前11時01分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） こんにちは。5番、坂村です。通告に従って1点質問させていただきます。

農家の展望と支援事業についてということでお尋ねいたします。

現在、農業従事者の高齢化が進んでおります。JA玉東総合支所が行ったアンケート調査から見ると、令和14年頃には半数近くになり、その後さらに急速に減り続けていく見通しとなっています。令和4年で49歳以下の従事者は12%の29名で、今後、農業を担う環境は急速に変化する時代を迎えた。期待されるのは新規就農支援を受けて農業に参入される方ですが、以下の点についてお尋ねいたします。

1つ、農業へ参入される方への支援事業はということでお尋ねしますが、常任委員会で説明を受けておりましたので、簡単に説明をお願いいたします。

1点、新規就農支援を受けて参入された方はこれまで何名か。また、リタイアされた方はどのくらいおられますか、お尋ねいたします。

1点、新規就農支援を受けて農業に参入された方に貸し出された農地、途中でこの方はリタイアされ、数年、身内で管理された後、地主に返還されました。地主さんには、現在、後継者がおられ、改植事業を活用され規模拡大を図っておられます。その農地を事業にかけようとされたが、行政から事業にかけられないとの回答、その理由についてお尋ねいたします。

以上、よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 5番、坂村議員の質問には、専門的な見地から担当課長にまずは答弁させます。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田英治君。

○産業振興課長（清田英治君） それでは、5番、坂村議員の御質問にお答えいたします。

1点目です。新規で農業に参入される方には、補助金を受ける事業としまして大きく3つございます。

1つ目は、農業を学ぶために研修を受ける方に対する支援金、2つ目は、農業経営開始当初の運転資金として経営開始資金の給付、3つ目は、農業用機械購入のための補助金がございます。年齢によって補助事業の内容は異なりますが、最近では65歳未満の方にも農業用機械購入の補助制度が始まり、以前より補助対象の年齢が広がっております。そのほか無利子の融資制度、熊本県職員やJA玉名、金融機関との共同で新規就農者向けのサポート体制を整えており、営農指導などの支援を行っております。

2点目です。15年前の平成24年以降の記録からお答えいたします。

新規就農者支援を受けた方は、夫婦で新規就農された方を1経営体として数えた場合、合計15

経営体、人数では合計18名となっております。内訳としましては、夫婦で支援を受けた経営体が3組、個人で支援を受けた方が12名となっております。一方、残念ながら途中でリタイアされた方が3名おられます。具体的には、支援の途中でリタイアされた方が2名、支援を受けた後にリタイアされた方が1名となっております。

3点目です。行政から事業にかけられないとの回答をいたしました件についてお答えいたします。

事の経緯としまして、新規就農者は農地を借りて温州みかんを栽培していましたが、支援の途中でリタイアされ、代わりに新規就農者の身内の方が農地を引継ぎ、温州みかんを栽培されました。この身内の方は、農地を引き継いだ平成28年度に温州みかんの改植事業を実施されております。その後、双方合意の下、令和6年3月に農地を地主に返還され、梨農家である地主さんから改植事業の相談を受けました。

しかし、改植事業には重要な制度ルールがございます。改植事業は、前回の事業実施から8年後に適切な管理をしているか、国の会計検査院などの確認検査が行われます。このため、8年後の検査が終わるまでは、新たに改植事業を行うことができません。平成28年度に改植事業をされたことから、8年を経過しました令和7年度中に確認検査が行われたと考えられ、令和8年度から新たに改植事業をすることができることとなります。このような経緯から、地主からの相談当時におきましては、改植事業にかけられないとの回答をしました理由となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） ありがとうございます。完璧な答弁をいただきまして、私のほうから申し上げるということはないかもしれないですけども、先ほど通告の中で申し上げましたとおり、今、農業の環境ですね。農業に対しての環境というのは、農業だけじゃないと思います。これだけ非常に厳しい、後継者がいない、担う人がいない、これはもう農業だけじゃなくて、当然介護事業もそうですし、建設業もそうですし、ほとんどの分野で担う人が少なくなっているというのはもう当然です。

特に高齢化が進んでいる農業については、先ほど申しましたとおり、JA総合支所が令和4年にアンケート調査を取っておられます。そのデータから見ると、当然10年後、令和14年には半分ぐらいの従事者がおられなくなる、辞めていかれる、これは皆さんもう御存じのはずです。特に農業委員会ではもう十分認識されておると思います。

その中で、令和4年で49歳以下の方がもう29名しかおられません。非常に今この地域の農業をどうやって将来担っていくのか。今おっしゃったリタイアされた方が3名と。リタイアされんで頑張っておられる方もおられますし、ぎりぎりのところであまり意欲がないような方もおられますし、ここをこの常任委員会の中で私も詳しくは見てませんでしたが、この前、5月の常任委員会でこれをしっかり見させていただきました。何でかという、周りにそういった事例が結構耳に入ってくるわけなんです、農業をしたいと。農業を辞めていかれる方、農業辞めるとい、新規就農支援を受けて辞めていかれる方、受けてやろうとされてもその段階で辞めていか

れる方、いろいろおられるんです。

まず、課長にお尋ねしたいのが、ここにありますよね、この4番。就農準備資金とか経営開始資金、原則前年の世帯所得が600万円以下であると。私の近所に今度Uターンで帰って農業をしたいんだという方がおられました。当然知っておられると思いますけれども、役場に相談に来られたと思います。その方は、普通に会社に勤めておられますので、その方自身で600万円以上取っておられました。もう既にアウトです。こういった制度を利用されるということは無理なんだと。

でも、辞めて農業に参入していくということは、家族もおられるわけ。もう所得ないんですよ、その段階で。失業保険はもらえるかもしれませんが。それは分かりませんが、基本的にそれ相応の経営をやらなければ農業には参入できない。165万円もらってやっても、経費でなくなっていきます。そんな感じなんです、165万円というのは。そこの親御さんも言われるのに、家族が帰ってきたら、自分のうちの所得では無理なんですと、子どもたちの家族を養うのは。自分たちも子どもたちが出ていったので、どんどん所得を下げてきましたと、2人で暮らせるぐらい。そこに子どもが帰ってくると駄目なんですよね。私が一番疑問に思ったのが、国はどういう方を対象にしておるのか、この参入に対して支援をされようとしているのか、どういう人を農業に参入させたいんだと。

今先ほど何名だったですか、15経営体で18名の方がこれまで農業に新規就農支援を受けられて入ってこられたということで、残念ながら3名の方がリタイアされた。1人は、当然、私が今通告した方だろうと思う。途中3年ぐらいで上方に行かれました、そのまま残して。その次の方が、結果的にされたわけですが、この18名の方たちは以前からこの600万円という数字はずっと続いていたわけですかね、まず以前から。平成15年からだったでしょう、新規就農支援を受けて参入された方たち、その当時もそのぐらいの規制があったわけですかね、600万円以下。その600万円というのは変わってませんか、その当時から。分かりますか、分からなかったらいいですよ。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田英治君。

○産業振興課長（清田英治君） 直近ここ5年に関しましては、その所得制限600万円はございます。ただ、今回お調べしましたのは、平成28年から15年前のことにしましては、所得制限のほうは確認はしておりませんが、最近5年間は600万円の所得制限がございます。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 以前から所得制限は毎年あったと。それをオーバーするともう出ませんよというようなことは伺っておりました。これを見ると600万円で、やはり勤めていたら、本来、UターンとかIターン、Jターンとかいろいろあると思いますけれども、基本的に会社に勤めたらそれなりの所得を持っておられますよね、もう会社に正規で勤めておられたら。家の事情だったりとかいろいろして、帰って農業をするというケースもあるじゃないですか。家の所得と自分の所得を足したら、これには該当しませんよね、基本的に。

私から見ると、例えば都会に出て、フリーターだったり所得がはっきりしないような人だった

らこれに該当しますよね。そういう人を参入させたいのかなというようにしか取れないんですよ、私から見ると。何でこういう所得制限、前年の所得をするんだろうと。これは国の支援ですので仕方ありませんけれども、辞めた段階でゼロなんです、その方は、農業に参入してくるときは。だから、1年間経営した所得がある程度超えた場合は、次は出ませんよというような制度だったら本当に入りやすいと思いますけども、辞めて帰ってきたときにもう自分の所得はゼロなんです。そこから稼がんといかんわけでしょう。これには該当しないわけだ、165万円には。

だから、近所の方の話を伺うと、何も該当しないんだと。そういったか形で独立したら違った、振興局からそういうような紹介もありましたということで、独立をさせようというようなことも考えられたみたいですが、なかなか30年、40年の誰も今まで住んでいないようなところを借りられたら、水回りのリフォームはせんと生活ができない。いろいろ考えられたみたいなんです。その家を新しい家に替えたかどうかという、いろんなことを考えられましたけれども、なかなか農業に参入するときにそれだけの安定した所得は上げられません。ましてや所得がないのに、家を建てる住宅ローンなんて借りることもできません。

だからこういう制度で今まで18名の方たちが、どういう方たちが入ってこられたのかというのが、今15名の方は頑張っておられるということです、そこがもうちょっと。ありがたいですよ、こういった新規就農支援というのを受けて農業ができるんだということ。だから、そのところが本当に私は今回、ちょっと伺いながらで1つ最後に言いたいことは、例えば私は今回の件、地主さんが3年にわたって来られたと。受けられないと。役場の窓口に行ったら、いやもう一年ですと。2年目はもう一年ですと。3年目が多分今年度だろうと思うんですよ。そこまで私も確認してませんけれども、受けられませんか、この農地は。縛りがあったのかなと、利用権設定がなされていたのかなということで、その点は当然あったと思いますけれども、どのような利用権設定がなされていたか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田英治君。

○産業振興課長（清田英治君） 5番、坂村議員の御質問にお答えいたします。

利用権設定のほうは確認いたしました。利用権設定のほうはもう既に解消されておりまして、先ほど答弁の中でも申し上げましたが、令和6年3月には双方の合意解約で利用権設定のほうは解消されております。今現在は地主さんの名義のまま、利用権設定等は何もなされておられません。

以上、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 令和6年に、それは言葉での解約ですか、それとも書類が出たということですか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田英治君。

○産業振興課長（清田英治君） 坂村議員の御質問にお答えいたします。

農業委員会を通しまして書類のほうは出ております。

以上、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 本人に確認しましたが、全くそういうことは覚えてないと。解約もしたことはない、本人は言われておるんですよ、地主さんは。農業委員会はどうですか、それは。

○議長（松尾純久君） 農業委員会事務局長、小島隆一君。

○農業委員会事務局長（小島隆一君） 坂村議員の御質問にお答えいたします。

農業委員会で管理する農地台帳で合意解約をしっかりと確認しております。以上です。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） それはですよ、まずお尋ねしますが、新規就農支援を受けられた方の利用権設定ですか、それとも親族の方に対しての利用権設定ですか、お尋ねします。

○議長（松尾純久君） 農業委員会事務局長、小島隆一君。

○農業委員会事務局長（小島隆一君） お答えいたします。

先ほど産業振興課長からありました新規就農者から、まず身内の方への利用権設定が移っております、段階としては。その後、身内の方と地主さんの合意解約のお手続がなされております。以上です。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） それはおかしいでしょう。新規就農者の方の利用権設定が一度解約されるんだ、そこで解約するのが普通じゃないですか。それは引き継いでいいわけですか、片方だけ。それは地主さんは全然知らないじゃないですか、身内の方に継続するというのは。地主さんは知らないじゃないですか。それに地主さんはかんでおられるわけですか。

○議長（松尾純久君） 農業委員会事務局長、小島隆一君。

○農業委員会事務局長（小島隆一君） お答えいたします。

ただいま答弁いたしました経緯が確認できております。以上です。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） もう全く私は、この件について地主さんに相当聞いたんです、直接。全くそういうことがなされておらんすもんね。知んなはらんとですよ、地主さんは全然。おかしかですね。地主が知らんで、そういうことが行われるということはどういうことですかね。3年も来られるんですよ、窓口。全く知られなかったですよ。だから、そのときでも説明をきちんとされるべきだろうと、私は窓口でされるべきだろうというようにも思うんですよ。何でこういうことを、それはもうそれでいいです、その件は。

何でこういうことを言いたいのかというと、以前地域おこし協力隊で稲田さんという方が来られました。着任されました。最初に私の家に2週間ほど来られたときに、非常に熱意があらわれました。ここで新規就農を利用して農業を始めたいんだと、玉東町で。以前は警察庁に勤めておられたという方だったですよ。前田税務課長には申し訳なかったですけども、1年後にそういうことでしたので、じっくりどういう分野で農業を起こすんだということを見てこられたらいいですよ。しっかり見てから玉東町でミカン、あるいは梨、あるいはスイカ、いろんな分野がありますけれども、そういうところをじっくり見られてから考えられてくださいって。

そしたら、1年後にまた来られたときに、ミカンで私は農業を起こすんだということを言われました。そのときの話が、前田税務課長のところの話を進めておりますということでしたので、ちょうど近くに私より6個上の方がもうやめていきたいということを耳にしておりましたので、その方に紹介をいたしましたら、快く稲田君のほうにお貸しされました、土地を。町も非常にバックアップしていただいて、町が借りたような形で、経費は町が全部持たれたと思います。売上げは町と。それを農業を稲田君がされる姿を見ておられた中村さんという方が、どうも稲田君では満足されなかった、姿勢で。気持ちはあっても、農業に対しての、中村さんらもプロですので、非常に熱がえられるミカン農家だったもので、自分ではもうとてもああいいう人にはということがあったんでしょね。だんだんとずれていかれた、考え方が。

結果的に、渡してやらんということで、もう直前まで行ってたんですよ、利用権設定の、もう書く寸前まで。そのとき書いておられたら、例えばどのぐらいの利用権設定されるか分かりませんけれども、10年とか、15年とか、5年とか、それは分かりませんけれども、もし書いておられたら、その人はもうそっと玉東から出ていかれたと、ケンカみたいな形になって。それを解約されんで出ていったらどうなりますかね。15年の契約だったら、15年間あの人の権利なんですよ。その地主さんは何も権限なかですよ。それを地主さんが、荒れていくので、自分の土地が、管理して収穫したらどうなりますか。法的に問題になってくるじゃないですか、これは。利用権設定というのは、そういう農地法の縛りをちゃんと受けてるわけ。

だから、先ほども私は納得しませんよ。でも、もうそれ以上は言いません。地主さんは全く知らないって、私にはもう言われるわけです。3年前にお甥が農業を始められました、そこは。だから事業を一生懸命されて、今規模拡大をどんどんされてるんですよ。だからその農地が今荒れております。途中、身内の方とも私は直接お話をしました。そんなことを言わんとですよ、身内の方も。でも農業委員会の小島局長がそがんふうに言われるんだったら、変更になっとったんでしょね。全く分かりませんよね。変更するときには、基本的に解約をして、それから改めて身内の方と利用権設定をするべきなんですよ。私はそれが農地法と思いますよ。

こういう形で新規就農者の方はちゃんと縛りがあるわけですよ。必ず利用権設定をせんといかんのですよ。でないとこれはもらえんのですよ、支援は。そうでしょう。全部されておると思いますよ。それが、例えばその方、3年ぐらいで多分上方に行かれたと思います。後を身内の方が管理されたと。そこだけじゃありません。多分5反ぐらいあったと思いますよ。ほかのところは改植事業にのせないということなもので、別に問題はなかったと思います。多分身内の方があと残り何年かは管理されたとします。

そういうようなことが現に起きたときに、じゃあ上方に行って帰ってきて、利用権設定はその人が何年されていたか私は分かりません。多分10年ぐらいされたという想像をしますけれども、一遍3年ぐらいでぽとはってて、上方に、いや向こうでもちょっと、また戻ってこられたときに、地主さんが管理して収穫までしてたら、それは問題ですよ。そういうケースが起きてくるんですよ。現にそういう事例なんですよ、今回の事例は。そうなったとき、それは地主さんでもそういうことはできんですよ。

だから私が言いたいのは、こういう新規就農支援を受けてやるときには、最低が何年ですかね、何年だったら、5年ですか、3年でもいいわけですか、新規就農支援の契約は、課長。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田英治君。

○産業振興課長（清田英治君） 坂村議員の御質問にお答えいたします。

以前は新規就農の支援が5年間受けることができました。その際は、5年間支援を受けた後、再度5年間、必ず営農する必要がありましたので、合計10年間は営農する必要がございます。ですので、恐らく利用権設定としては10年以上で設定をされていたかと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 今はそうじゃないですよね。ちょっと読ませていただいたら、3年間もらえば3年ぐらいすればいいと。それ以下だったら返還してもらわんといかんというようなことがうたわれております。多分私は10年ぐらいだろうと思うんですよ。だから今回、窓口に行かれたときに、改植事業は身内の方もしないかと私には説明だったんです。でも、しておられるわけですよね。そのぐらいの漠然としたことなんですよ。

地主さんは、その身内の方と言葉で、俺ももうやめますと、分かりましたということで、もうそこで解約ができているというように私には説明をされたんですよ。利用権設定というのはそういうもんじゃないですよ。きちんとせんといかん。だから、令和6年だったらですね。

（令和6年3月に身内の方と地主さんの利用権設定が解約した。）

解約になったと。それは言葉でって私にはおっしゃったんですよ。それが出てるということですか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田英治君。

○産業振興課長（清田英治君） 令和6年3月に合意解約の書類を出されておられます。

また、平成28年度にこの身内の方、改植されておられるんですけども、改植事業も必ず利用権設定のほうが確認されますので、平成28年度のときにはその身内の方の名前で利用権設定がなされていたこととなります。

以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） もう一度確認。新規就農者の方は何年に利用権設定をされて、何年間だったですか。

○議長（松尾純久君） 産業振興課長、清田英治君。

○産業振興課長（清田英治君） 新規就農者の方は、平成26年度から新規就農の支援を受けられております。正確な月日は分かりませんが、平成26年度からとなっております。また、平成29年頃に、先ほどおっしゃった学業という理由で上京されたという話を以前聞いております。

以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） どうでんいかんけん、そういった措置がされたんじゃないですかね。

申し訳なかばってん私はそう感じます。

できるだけ、私が言いたいのは、新規就農者というのはリタイアされる率が高いんじゃないかと。恵まれている方はこういうような形で、あれは努力される方は残っておられる。リタイアされる方もちゃんとリスクとして私は今後もあると。でも、一番はこういう農業の現状を活性化するためには、新規就農者の方が参入してもらわんと困りますよ。もうこれは本当そういうように思います。

でも、リスクを考えたときに、最長5年を上らんような利用権設定じゃないと、5年すれば自動的に切れますよね、更新されない限り。ですね、自動的に切れるでしょう、切れんですか。

○議長（松尾純久君） 農業委員会事務局長、小島隆一君。

○農業委員会事務局長（小島隆一君） お答えいたします。

農地法の3条においては、自動更新ということになります。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 分かりました。じゃあしゅんむり解約手続をせんといかんということですか。自動で更新ですか。それは自動で更新ということは、じゃあ何年になるわけですか。本人たちは関係なく自動的に更新するということは、5年ごとに更新していくということですか。どうなりますか、それは。

○議長（松尾純久君） 農業委員会事務局長、小島隆一君。

○農業委員会事務局長（小島隆一君） お答えいたします。

更新の引き続きの年数については把握しておりませんが、解約においては、もうはっきり合意解約をした段階で契約が解除ということになります。以上です。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 私が言いたいのは、自動なら、手続を踏まんならずずっと利用権が続くということですか。そうなりますか。それはまた問題ですね。

私が思うとは先に戻りますけれども、一番最初に新規就農支援を受けられた方のちゃんと書類が来たわけですか、それは。来てないでしょう、それは。地主さんとの利用権設定の解除はなされてないでしょう、それは。

（では確認しておきます。）

まあよかです、もう。よございます。もうあまりこういうのを諭してもしゃあない。

一番本来は、そういう人たちが農業の環境を、新規就農者の方が来られて、どんどん減っていく、担っていただきたいという思いは常に持っております。だから、稲田さんが地域おこし協力隊で来られたときに、もう快く中村さんはお貸しされました。話を伺ったら、もう直前、まだせんとかい、まだできんとかい、手続はしょうかということまで進んでいたわけです。それがよかったですね、結果的に。はってかれたら永遠と会話ができませんじゃないですか。そういう農地法ってどう考えますか、課長は。

○議長（松尾純久君） 農業委員会事務局長、小島隆一君。

○農業委員会事務局長（小島隆一君） お答えいたします。

私が法律を変えることはできませんが、当然、そういったリスクも出てくると思います。そういうリスクを伴わない運用、契約時点でしっかり相互の認識を得た上での利用権設定が必要でないかと考えます。以上です。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） 当然ですね。今のリスクは、多分利用権設定される方は、例えばですね、かねがねそういったことを頻繁にされる方は当然分かっておられると思います。しかし、初めてそういう経験がない地主さんというのは、全く判断のできない状態だと私は思いますよ。今回の事例もそうだと思います。

全く書いたことも覚えてない。だったら令和6年に解約したこと、2年前じゃないですか、覚えておられないんですよ。全く私はそういうことは記憶にないっておっしゃるわけなんです。だから、身内の方がそこに行ってちょっと書いてくださいということをされて、多分それも記憶になかったんでしょうね。解約願いを提出された、解約の手続をされたということでしょう。多分そう取るべきでしょうね。

これから新規就農者の方に対して、こういうリスクをきちんと地主さんに説明していかんと、やたらと重なるんじゃないですか。多分今回の件でもう事業できん、撤退というのが周辺の人たちの意見なんです、農家の。それが全部浸透していくわけですよ。例えば、Uターンで帰ってきたい、Jターン、Iターンいろいろあるかもしれませんよ。そういう方と利用権設定を結ぶという危険性が、こういう形だったらなかなかこれから先は進まんですよ、自動更新だったら。逃げていかれたら、また都会にはついていかれたら解約できんじゃないですか。一生、地主さんはその園をつくることはできない。人にも貸すことはできない、これはそういう制度じゃないですか、これは。

だから、だからですよ。こういうのはきちんと契約するときに、役場はきちんとそれを、今課長がおっしゃいました、農業委員会の小島課長は。それが大事なんです。本人が来たときに、窓口でも丁寧に3年続けてこられてるんですよ。丁寧に説明をしていただきたいと。全く地主さんは解約を令和6年にされても認識がないんですよ。で改植をしたいと。今33歳で農業をされております、3年目で、その方は新規就農支援をいただかないで、改植事業だけでやとられるんです。非常に頑張っておられます。消防団にも入り、地区の活動もしっかりやられております。よく地区に入ってくられると、消防団には入らない、地区にも入らないというのが今目立ってます。それほど頑張っておられる方が、規模拡大をされるというときに、令和6年に解約されてたんで、あと2年残った。令和8年だったら大丈夫ということだったんでしょう。そのときに、坂田武司さんをお願いされやんですたいという窓口での説明だったんです。それ以上の説明は、もう女性の方ですので伺いできんてもう帰とられる。

だから、令和8年だったら改植ができますよ、あるいは令和8年だったら切れますよと、そういう説明。何でもこういふことを言うと、改植するには1年前から準備がいるんですよ、苗を注文したりとか。だから、じゃあここで切れますよという説明をしていただかんと、その方は対応できなはらんとですよ。だから配慮していただきたいということを申し添えておきたいと思います。

令和8年のいつだったら改植事業にのせられるわけですか、これは。令和8年だったら、もう4月の段階でのせられるわけですか。

○議長（松尾純久君） 農業委員会事務局長、小島隆一君。

○農業委員会事務局長（小島隆一君） 改植の申込みが例年2月、3月にやっております。今度の申込みがもう来年、令和9年の2月、3月にまた改植の申込みの時期が来ますので、そのときに初めてできる形とはなります。

以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君） 5番、坂村勇治君。

○5番（坂村勇治君） ありがとうございます。じゃあ令和9年ですよね、本人が改植できなはっとはですね。そういったことを、今私が申し添えたようなことは、私も自動的に更新されますと、逃げていかれたら一生その土地はどうしようもないです。そんなリスクを払っていかないかんようなことは誰もせんと思います。そのところをきちんと今度から、逃げていかれんならいいですよ。そこでずっととられて、継続していかれるんだったら。そういうような環境で、しっかりそのところはリスクのないような説明を今後きちんとされたいというように思います。時間が中途半端になりましたけれどもこれで終わります。よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） これで5番、坂村勇治君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。午後は12時50分から再開します。

休憩 午前11時50分

再開 午後0時49分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

続きまして3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 先の3月議会で、次の6月議会で確認をしようと言っていたので質問いたします。町長に質問いたします。

サテライト玉東からの地域環境整備協力金について。

1、令和7年度の町への売上金の0.5%の入金状況と行政区への入金状況。

2、熊本県内の公営ギャンブル設置自治体へ事業者からの入金状況について、金額等を質疑いたします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

毎回毎回、今回は何回ですか。

（7回目です。）

7回目、しとるよ何回も。行政業務協力員の方たちにはお話があって、すべて了解。他団体の状況というのは担当からお答えいたします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、清田 豊君。

○総務課長（清田 豊君） 熊本県内の公営ギャンブル設置自治体へ業者からの入金状況について御説明させていただきます。

今年、売上金の0.5%で、令和7年度は非公表、令和6年度は1,125万円入金があります。八代市は売上金の0.4%、423万1,000円の入金があります。天草市は一切もらっておられません。荒尾市は非公表となっております。長洲町は売上金の1%、令和7年度はまだ公表されておられません。令和6年度は2,405万8,000円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 町長が答弁されましたけど、はっきり分かりませんでしたけど、玉東町は令和7年度の町へと、それから行政区には聞け言われましたけど、はっきりと金額等は言われませんで、再度お聞きいたします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、清田 豊君。

○総務課長（清田 豊君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

令和7年度、サテライト玉東から地域振興費については、令和7年8月豪雨により施設及び特殊機器が甚大な被害を受けられ、また臨時休業により休業時のランニングコスト及び修繕費等により経営が悪化したことを令和8年2月24日に区長会で町に説明され、全区長了承により令和7年度の地域振興費についての支払いは免除することとして入金はありません。町もいただいております。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 町は入金ゼロということと、行政区の入金、ゼロということですね。

それでは、令和8年の2月24日に区長会に説明されて、その協議されたのは町と行政区は違うと思うんですけど、町の協議された出席者は誰と誰ですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、清田 豊君。

○総務課長（清田 豊君） 私がそのとき立ち会ってないので、前総務課長と企画課長が立ち会われたと思います。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 2月24日ということで、前総務課長と前企画課長ということですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、清田 豊君。

○総務課長（清田 豊君） すみません、前総務課長と町長のほうで対応されております。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 去年の6月でも聞いて確認したときは、そのときは総務課長と企画財政課長で2名で対応した、協議したということで、町長はこのとき不在だったということで、何で町長が不在のときにこの大事な、日にち変更できるのに2名で協議したかということを質問したんですが、今回は町長、総務課長で協議されたということで、ゼロ円ですね。それについてはまたお聞きしますが、ほかの自治体も、今総務課長が言われたんですが、私が全体を回らんでもいいかということで2件回ってきたら、役所に行ってきたお聞きしたんですけど、課長が言わ

れましたように、令和6年度は1,250万円、協定は玉東町と同じで売上げの0.5%、これはもうほとんど全国を私たちが議会、全協で聞いた、あるいは業者から説明会で聞いたとおり、法律でなくて申合せとして0.5%ということで業界で決まっていると話を聞いていましたので、0.5%、令和6年度は1,250万円。今までは、最高は2,100万円ぐらいあったそうです。

それと、ほかにまだ新市街とかそういうのがありますけど、多分業者がされていると思いますが、その地域振興費は人のうわさでは業者が毎年上げているといううわさは聞いております。そうということで、ポートピア長洲のとも私聞いたんですが、令和7年度は2,405万円ですよ。売上げの1%、これはポートは長洲は1%で協定もされておられます。

それで、長洲もホームページにはっきりと売上げが24億574万8,000円ということで掲載されています。売上げの1%を町に地域振興費、そういう形でほかの自治体は協定どおり納められて、それと地域振興費協力金、これも協定どおり地域も払っておられますというところで、長洲のとも役所の人が言われました。そうということで、玉東の今までの3年間と今回の答弁されました令和7年度、その状況をびっくりされましたよ。そういうことはあるんですかということで、当然ですよ。

そうということで、本当に市も町も地域も助かってますということを言われました。もとは5年前に行ったときも、1年目ですけど思った以上に市役所に協力金を頂きまして、もう郊外にあって迷惑もかからんし本当にいいですと。もう業者も協力的で助かります、この場合も同じ、担当者は違っていてもそれを私も言われました。そういう考えられない、今まで3年間もゼロ円で、今回ぐらいは少しはと思ったけれども、町にゼロ、行政区もゼロ。取りあえず検証しますが、先ほど言われましたゼロになった状態といいますか、災害が起きたからとか、そういう形で言われたんですけど、あまりにも簡単な町長、町の首長として、総務課長は町の行政の長として、本当にもらう気があるんですかという形で、先ほどのゼロ円の理由については努力されましたかということで、会社のほうに協議されて、ゼロ円でオーケーされた理由は、もう少し詳しくお聞かせください。

○議長（松尾純久君） 総務課長、清田 豊君。

○総務課長（清田 豊君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

先日、サテライト玉東の方とお話をしたときに、昨年度は売上げは順調に伸びていたということで、もし災害がなかったときにはお支払いする予定としていたということをおっしゃっていましたので、そこは今回、昨年度何もなかったら町のほうにお渡ししていらっしゃったというように確認はしております。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 今日は、どこの自治体も9月の決算では売上げが幾らってぴしゃっと出るんですよ。しかし、長洲も令和7年度の売上げは実際、長洲の議員から私は聞いておりますけど、役所に行ったところ、まだどなたも決算が合わないの、それはちょっと言えませんが、どだったんですけど、もう売上げははっきりと示して、議会と町民に売上げは幾らということが分からないと、その業者が本当に町や行政区に本当に払えないのかということが分からないじゃ

ないですか。どのくらい売上げがあったんでしょうか、令和7年度は。災害は含めてあっておりますけど、売上げは。そういう話を協議の中で金額が出てきてこそ、協議で両方が納得する結果になるんじゃないですか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、清田 豊君。

○総務課長（清田 豊君） 令和7年度の売上げについては、8億2,200万円ほど売上げが上がっています。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 8億2,200万円ということは、目標の8割くらい売上げがあったということで、400万円は玉東町に納めてもらうということじゃないですか、協定どおりだったら。しかし、業者の都合で払えない理由を言われたんですが、その払えない理由については前回も来たんですけど、結構そういう大事な400万円をもらうかもらわない、そういう大きな承諾は、業者の決算状況はある程度詳しく聞くじゃないですか。

それで、1つの稲佐のサテライト、MEV I U Sという会社でやっておられますけど、この事業所は議会の全員協議会でも地区の説明会でも設置前は、業者は私たちは菊陽町で老人ホーム、保育園、運送業もしていると。今回、公営ギャンブルに事業をするという話で、議会も町民の方も信用されました。そういうことで、町長もそういうことで、町も町民の人たちもある程度信頼している。そういうことで、協議の中で本当に払えるか払えないかということ、町長と町の職員の責任者だったら、私はそんなら町民側についているか、業者側についているかということではっきり分かりますよね。取れないということはあり得ないことで、82%も売上げがあるという中でも、それで町長もいろいろ言われてるんですよ。

町長が今まで言われているのは、何て町長が言われているかですね、町長は業者からもらう権利ではない、サテライトが気持ちでやるというわけよ、権利じゃないよ、そういつて本当に言われてるんですよ。権利じゃないですか、町長。

○議長（松尾純久君） 総務課長、清田 豊君。

○総務課長（清田 豊君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

歳入のほうはお伝えしたんですけど、歳出のほうが手持ちの資料がないので、幾ら歳出があったかというのはここで申し上げられないんですけど、歳入歳出でマイナスということで今回ももらっていないという状況になります。ほかの長洲とかにも確認をしたんですけど、売上げの状況がいいということで、約束のパーセント分をいただいているということで、これが少しでも悪くなったらまた協議をしてということにされるということにお伺いしております。

協議において、コロナ禍のときには0.5%になってるんですけど、協議をされて0.4%に1年間だけされた経緯もあります。ですので、これが相手の経営状況によってもらうもらわないは決めていくものではないというように考えております。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 今言いましたように、私が、町長がそういう説明を受けて、赤字だから、売上げが上がらないからということで、上げられませんという、ゼロ円ですよ、はいそうで

すかというそういう協議で、口での業者とこの中で全部で協議してみてください。どういう答えが出るでしょうか。町長が責任者、町が責任者、2人と業者3人で協議するなら、それ口でそういう事情で仕方ないですね、そういうことで口の協議が簡単に決められますか。公文書として売上げの0.5%という、これは常に公文書で、協定書ですから、それが全然ゼロ円で払えないというような条件が、町民に分かるような、私や議員に分かるような業者からの説明があるなら納得しますよ。だから、町長は思いが、先ほど言いましたように町長、言ったですよ。町長が言われたのは権利ではない。これ契約書は権利じゃないですか。町長の考えはちょっと軽く思っただけの協議で話合いで、これならしょうがない、そのぐらいのことじゃないですか、町長。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

私は大城戸議員みたいに冷たくないです。冷たかったら、それは約束事だろうと言うたかもしれん。やっぱり行政のトップは優しさを持って接しないといかん、何事にも。それが一番大切。そういうことが全くないのが大城戸議員だ。相手が困っておるときは助けてやらないかん。その気持ちも全くないのか。嘱託員、行政協力員、区長、これら地区の代表だ。その方々が説明を受けて納得したんだから、そのことを理解してやらないかん。そのことも理解できんようだったら駄目だ。あなたが町長になってやればいい。私はあなたみたいに冷たくはならない。できない。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 町長が言われるとおり、町長は業者に甘過ぎます、優し過ぎます。そうですね、特別に優し過ぎます。やはりそういう優しさよりも、契約書が強いでしょう。これは大事な町を代表した長としての契約書ですから。

それで、私がどれだけ町の代表者と首長さんが努力して協議されたかということは、ただ向こうに合わせたしか言いようがないということで、何でかという、私がサテライト設置のときにいろいろなことであって調べましたときに、陽かりの郷会社は多角的にされている中で、役員が5名おられるんですよ。じゃあ従業員はなかなか報酬はもらえるんですけど、役員がおられますので、町に全くあげれないなら、役員報酬を棚上げするでしょう、普通は。その辺をちゃんと協議の中で聞かれたかという、どこの辺りまで聞かれたかということで、ただ業者側からの報告で、もうからないならということで、特別な関係じゃないですか。

だから、そういう払えない理由を分かりやすく言ってもらえればいいんですけど、町長は質問に対して冷たい、冷たくなるですよ。そうよ、町に業者が来て、約束事も全く今までは3年間全く入れないで、最初の2か月か3か月は100万円か200万円入れただけで、全く入れないで、それを取り上げてしないと、このまま行きますよ。

それで、今までも町長に全部、はじかれてますんで頭に来てますけど、町長は特別な考えで、町はもう仕方なくゼロ円で合意したので、地区には4分の1でもやってくれという、何回も言われました。今回はゼロということですが、よく考えないと、ほとんど長洲の地区が幾らもらったとか、そういうことは地区は口出しできないということで、幾らもらえた、分かりません、どういう協議をされたか分かりませんと、地区の行政区との協議はマストの協議、約束の協議では

なくて、行政区との協定書ですから。町の協定書は町長と業者の協定書ですから。それで今思えば、町長の答弁は町はゼロでも行政区には幾らかでも、4分の1でもということで、町長と業者で4分の1も今まで3年間は特別な関係で話し合われて決められたんじゃないですか、お聞きします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

何を言いたいのか。毎回毎回同じようなことを聞いて、もう少し有効に時間を使ってもらいたい。せっかく住民の代表で来とつとだから。何遍も同じ答弁をさせて、それで町民が満足すると思うか。貴重な時間だ。もう少し町が発展するような、そういう意見の交換をやっていききたい。そのことができんのか。できんだったら答える必要もない。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 協定どおりだったら400万円、町に入るのに、業者の理由で、理由が足りないと言うんですよ。何でかという、はっきりと理由をつけてもらえば私も納得するんですけど、その理由が前回も同じ理由ですよ。前回、これは1年前は町長、令和6年分がインターネット投票で新設された熊本競輪場へお客さんが流れたことにより来場者数が減少したことで、また物価高とかで減少し売上げが伸びず、人件費の上昇とか、それから町に来られて町長はもらえないで了承されましたけれども、今回もそういう理由をされて、前回の1年前よりも1億円ぐらい売上げは落ちてますよね。落ちてるけれども、毎年毎年、どこでもかしこも一緒ですけど、町も一緒ですけど、決算で出てきたら前の年、今年度、次の年という形で決算で計画を立てるでしょう。だから、前年度が売上げが伸びなかったら対策はするじゃないですか。対策をして、まだでもといったら、その対策の仕方が、合理化するために会社も人件費を減らしたりとか、私が言った先ほどの役員報酬をなくしたりとか、施設のいろんな予算をカットしたりとか、そういうことばかりにできるだけならないように努力はするじゃないですか。そういういろんなことも会社から聞き出して、仕方ないよということまで分かれば、そして私たち町民にお示ししてもらえれば納得するんですよ。

今は外から見た感じは、今営業はされています。しかし、お客さんはあまり多くなくて、それは分かりますけど、今、施設の真横の駐車場が主で、西のほうには駐車場の半分が空いたままでほとんど使われませんが、地主との貸し借りでまだ多分してるので簡単には返却はできんと思いますが、例えば鹿子木自動車の真下に200坪ぐらいの土地、駐車場もあります。あそこはほとんど今まで全く使ってありません。田んぼを埋め立てして、業者が田んぼを購入して今あります。そういうのを払えないなら、町に提供しますというぐらいの業者も努力はします。どれだけ業者が努力をしたか。町長は頑張ってる町のために協定どおり払ってもらうように努力したのは全然見えない。私に冷たいと言われますが、町長はもう特別、本当に癒着かと私は何回も言うように、あまりにも町長は業者に近過ぎます。そうですよ。いろんな業者に近いということは、今までは町長はずっと答弁も聞いていますが、町民のためにというよりも業者のためにという行動をずっとされています。いろんなことを行動されてます。

町長は、経産局にサテライトの設置についての同意書についても、地区の総会でおきてない総会だって総会もあってないのに、総会で地区がどうしたという虚偽文書ですよ。虚偽文書を経産局に出して、そういうことができますか。私に冷たいと言われますが。その冷たいを通り越したところの町長の行動じゃないですか。そういうことをずっと思えば、しかしできた以上は町民のために頑張ってくださいなら私はこういうことを言いませんけど、その分はずっとこういうことが起きてる。もういろいろ聞いてもそう思いますよ。

それでそういうように言われますけど、町長は笑っていますけど、町長、もう何回も言いますが、経営状況があまりよくなくても、それはもう出れんということを、何で出れんかということで町長はサテライトが続く限りは0.5%はずっともらい続けてもらうってはっきりと言われて、請求されたら業者の言われるとおりじゃないですか。

それで、総務課長も今回は入れなかった理由を言われたんですけど、町長はこういうことを言われておるんですよ。これは3月議会で私が聞いていないのに、業者と最近話したことをちょっと付け加えておくけど、サテライトも水害で浸水して機械が駄目になった、その被害においては4分の3の補助、国が2分の1、県が4分の1、この被害については会社は4分の1で済むわけですよ。こういうことも、前ならどれだけ減額かということをいろいろ向こうの事情を聴いて減額します。しかし、4分の3の補助が出るということと、それと今回びっくりしたのは、行政区がゼロということがびっくりしたんですよ。何でかということ、宇土市役所も長洲町役場も行政区は市と町とはもう関係ありませんので、地区行政のほうで打合せ協議をされていますので分かりません。それは当然そうですね。町とは関係ないんですから。

しかし、去年も前総務課長に聞いたときも、総務課長は4分の1に決定されたときに、その会議に行っておられますと総務課長は言われました。町のほうは今回もゼロ円で決定しましたが、行政のほうは4分の1。そういう形で町の決定から行政区に、そういう形の流れで町と町長と業者との、そういう感じで4年前からなっていますので、行政区も仕方ないということになってきたとも思えるので、全然別個で先に言ったように、その4分の1というのも行政区に下ろす前に業者と町長でそういう話は打ち合わせして、行政区のほうに話が行ったかなとも私は思うんですよ。私がいろいろ町長に聞いても、町長は私が冷たいとか、答弁なんかできんですもんね。だから、それを、もうこのままだったら行政区も来年もゼロになるかもしれません。町もゼロがずっと続くかもしれません。

それで、本当にその理由ですね、納得する理由は足りないわけですよ。そのぐらいの理由で、もう総務課長と町長の協議でオーケーするとは、私が聞いたこと等を長洲だけじゃなくて、玉名市とかいろんな、私ももうこの年ですのでいろんなつながりがありますけど、ほとんどがびっくりしますよ。まだ町民の人たちは、もしかすると役場職員でも下々まで100%みんな知らんかもしれんですよ。行政区の4分の1、総務課長と町長でゼロ円、行政区もゼロ円、サテライトから幾らか入ってくれば、それで過大費だろうと思うとですよ。

これ1つ言っておきますけど、いろんなことがあって、町長が思うところにもずっといつてますけど、こういうこともあったとですよ。3年前にある行政区の総会で、それは1年目ですよ

ね、4年目からですから。5年の地区の総会で役員さんが決算報告書を作成されて、出来上がったけれどもそれが各地域振興費は区割りではっきり出ていますので、それが地区に配分されるということで、その地区は区費を下げるように役員会議で決定したので、会計さんが決算書をつかって総会を開こうとしたところが、4分の1しか入らないということが分かって、その決算書をやり直したと聞きました。もう一つの地区も、その決算書までは聞いておりませんが、区費を下げる予定だったけど、下げないでそのままにしたと。そういうことが地区でも、助かると最初は期待されて設置されて、玉東町に0.5%、地区にも協定書どおり入ってくるかなということだったんですけど、そういうことも起きてるわけですよ。

それで今まで3年間4分の1、しかもずっと当たり前のようになって、区長さんも代わってこういう形になってきてるんですけど、ほかの自治体でそういうことをうまく業者とやっておられますので助かるということで、地区もその振興費が入ってくるなら、ほかの地区に二、三十万円はいつてくる形ですので、そうすると助かるんですよ。

しかし、そのことは現状は誰か言わないと、ずっと続くかなということで、私はほっておるんですよ。そういうことで、町としても今までは当初予算に全く入れてなかった。協定書に売上げの0.5%とうたってあるので、売上げの0.5%は当初予算に普通入れるでしょうが。それを3年間ゼロ円、入れてないということで私が指摘したところは、前総務課長はそれは当然入れないといかんということで、令和8年度は名目で1,000円入れてるんですよ。名目で1,000円入れてるということは、もう当初からもらう気はないとしか、役場はですね。町長の指示だろうと思いますが、役場はもらう気はないかとしか取れないですよ。それを私は町民にどう分かってもらって、それが予定の8割が売上げということで、協定どおり満額ということ、私はそれは言ってますよ。協定どおり基本は0.5%、それから経営状況でどういう判断をするかと、相当大事な役目ですよ、その協議は。協議がないならば、協定どおりに金が入ってくるんですから。

しかし、町長もそのとき、誰が役所で、前回も今回も総務課長が出席されてますので、町民や町のために少しでも多く、業者は潰れない限りは、できるだけ町民にプラスになるように協議して、町のために。それがですね。

○議長（松尾純久君） 大城戸議員、ちょっと待ってください。質問の内容は入金状況の趣旨であつたはずですよ。それをもって入金がないからどうしたいのか、対応がまずない。長々長々今までの4分の1だ、どうのこうのという話じゃなくて、何をどうしてほしいのかまで具体論として挙げてください。そうじゃないと、持ち時間は確かにあります。しかし、内容が非常に乏しいと感じますので、もう少し具体的に何をどうして、どうしたらいいのかという希望を持って質問してください。

3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 売上げが8割あるのに、業者の入らない理由の経営努力を示さないで、町長と総務課長はゼロ円でおかしいですかということで、もらえるように努力をしてくださいよということを言ってるんですよ。おかしいって。

○議長（松尾純久君） 総務課長、清田 豊君。

○総務課長（清田 豊君） 今年度までは入金がなかったんですけど、来年度においては少しでも入金をいただけるように掛け合ってみたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） そういう気持ち、そういうのをが私は求めてるんですよ。

それで、今までは4年間全部でしょう。ということで、しかしそういう気持ちで町の職員の代表として、もうサテライトもできたんですから、だからお互いに業者も町のため、どっちもそういう形でいかなと思うんですけど、あまりにもしかしこればかりは業者もかなり努力をせんと、先ほど言いましたようにもう長洲も、私言いましたように、令和6年度は24億500万円の売上げだったんですよ。最後、令和4年度は31億円あったんですよ。宇土も今まで最高は2,100万円。

○議長（松尾純久君） まだ途中ですが、それはもう分かってます、何回も聞いて。

今、総務課長が来年度は努力をしますという答弁がありましたから、それについて何かあるならお願いします。もう同じことを。

○3番（大城戸廣澄君） それを言ってるですよ。総務課長の答弁は、それで仕方ないですよ。しかし、もうこのインターネットのはやって私言いたいのは、長洲も宇土も売上げがこういうように下がってきてるんですよ。だから、今それを言って、総務課長が来年はできるだけ・・・、それは仕方ないんですけど、しかし売上げがずっと下がってくる中で、来年はまたいかがなものかということで、あと業者もずっと努力しないと来年も支援ということですが。そうですよ。本当に私もインターネットは売上げが入ると思ったところが、インターネットは入らないということと、それから業者は熊本出資の競輪場を窓口に通して車券を売ってるんですよ。だから、熊本市に手数料をあげないといかんですよ、宇土も玉東サテライトも。長洲はここだけですかね。このほうの窓口に手数料をやっぱり。だから、じゃあ町長と総務課長と協議したときに、手数料は熊本市にやってるんですかと、その辺りも聞いてほしいんですよ。そういうことを聞いて、そしてたら私たちに納得させて、向こうも計上されているかということを知れば、どれだけ払う能力があるかということで私も分かるんですけど、だから町長に聞きましょう。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。そろそろまとめてください。電車のレールみたいで交わる場所がありません。

○町長（前田移津行君） 3番、大城戸議員の質問にお答えします。

サテライトのほうには、大城戸議員をコンサルとして雇ってくれと伝えをしとくから。大城戸議員の質問に対して我々がどれだけ答えても、それは何もならん。今、議長が言われるように線路とっしょ

大城戸議員の質問に対して、自分が思うように書いてください。もう我々は答えはしません。思うようにしてください。時間の無駄です。

○議長（松尾純久君） 3番、大城戸廣澄君。

○3番（大城戸廣澄君） 私は終わりますので。町長が言われましたように、町長はもう答弁はできんでしょうね。営業はしてるんですから、営業をしている中で4年間もゼロ円ですという

ことは本当に考えられないことで、まだ今日は聞きますけど。

(7分を切りましたから)

では、・・・を4年目も出れんということで、町に監査委員が2名おられますから、監査委員から指摘なんかありませんでしたか、聞きます。

○議長(松尾純久君) 総務課長、清田 豊君。

○総務課長(清田 豊君) 入金に関しての御指摘は何もありません。

○議長(松尾純久君) 3番、大城戸廣澄君。

○3番(大城戸廣澄君) あっていないのもまた不思議ですね。こういう4年間も協定書がある中で、ゼロ円が4年も続くということは。地区は町と違うんですから、地区は区のほうは区長たちが承諾されたから問題はないと思いますが、町のほうは監査委員の2名の人が全く問題なしという事態はもう考えられないことですよ。

じゃあ時間も少しになりましたので、このサテライトが設置されるときは、正直に賛成された議員の人たちはこういう4年間もゼロ円で町においてきているのに、何の声も上げられない、これが私は不思議でならないんで、私は下の控室で何回も大城戸議員がちょっとおかしかね、町に500万円が入ってくると何で反対すると何回も言われました。それはそうですけど、ギャンブル企業で5年10年先はどうなるか分からんけんなということで、返し言葉を言ってたんですけど、5年間は最低当たり前どおり業者がくれると思ったんですが、1年目からゼロ円、こういうことがあるんですかというような感じですよ。それで、賛成された議員が一言もないということは、当時も今もそれは何かの出来事があったからだろうな。今までもささやかれますけども、私はそれも一つの不思議なことと思います。

それでもう最後にまとめて言いますけど、先ほど町長が何でも言って、何度も書いてくれと言われましたので、町民の人たちにこの現状を知ってもらうためには、もうここで言ってもどうしようもないと私は思っておりますので、設置当初から4年間、全く協力金が支払われないということ。1年前の一般質問の内容の掲載の玉東町の議会だよりも差し止めされている、幻の議会だより73号ですが、前回見ましたアンケートの結果、約数十%の人たちが議会だよりを読んでいるということが分かりましたので、これから行政と町長と町職員の適正に対応をされるまで、議会だよりと地区の総会等でこれから先は発信していきたいと思います。

以上で終わります。

○議長(松尾純久君) 3番、大城戸廣澄君の質問を終わります。

続きまして9番、吉住貞夫君。長くなるようでしたら、途中で止めて休憩を設けるかもしれません。あしからず。

○9番(吉住貞夫君) 吉住です。最初に前議員の質問を聞いて苦言を申したいと思います。

今議会の一般質問、議長を除く9人が一般質問を出しておるということで、今日一日でその9人がやるという形で、その認識はあると思うんですけど、聞いてると、どちらもずっと平行線のような形の質問、答弁でした。その辺はもう少し、今日9人が一般質問する議会ということを頭に置いてやってもらいたいと思います。

狩野新教育長に玉東町教育行政のトップとしての考えと取組を聞きます。

狩野教育長は、現場での教師として定年まで勤めてこられました。その間には、木葉小学校で勤務されたとき、私の娘の担任の先生としてお世話になりました。そして、教師最後の勤務を玉東中学校の校長先生をされて退職されました。そういう実績を積まれてきましたが、今回、玉東町教育行政のトップに着任されましたので、まず（１）教育に携わる身としての信条はありますか。

（２）玉東町の教育を大きく分けると学校教育と社会教育の２つになると思います。

まず、学校教育について、町内３校の学力レベルはどう捉えていますか。このことについて、今年の４月２３日に国が全国の小学６年生、中学３年生の学力テストを行っております。それと県内でのまた学力テストも、今年はまだないと思いますけどあったと思いますから、そのことから伝えていただければと思います。

それから、今後目指すことはありますか。

次に、社会教育について。

私は今一番取り組んでほしいのが、中央公民館と町民体育館の早急な復旧と思っていますが、これについての考えを聞かせてください。

その他、社会教育で今後取り組みたい考えがありましたら聞かせてください。

なお、通告には大まかなところでの質問を書いていますので、後でまたもう少し聞きますのでそのときはよろしくお願いします。

○議長（松尾純久君） 教育長、狩野輝幸君。

○教育長（狩野輝幸君） それでは、吉住議員の質問にお答えします。

教育に携わる身としての信条ということですが、私の学校への思い、それから子どもたちへの思いというのは、もうずっと変わっていません。それは、明日も行きたい学校で、先生にもそうあってほしいし、子どもたちにもそうあってほしいというのが私の願いです。

その原因としては、玉東町の人口減少を防ぎ、住宅が増え、町が発展し活性化するためには、学校教育の充実が不可欠である。学校教育の充実は、町の発展・活性化には不可欠であります。保育園、小学校、中学校が連携し、学力充実、生徒指導の充実を図り、学校大好き、友達大好き、先生大好きの子供を育てる、学校、保護者、地域が一体となり、地域の宝である子どもたちを育てる、そして結果として玉東町の小学校・中学校に入学させれば、いじめなどない、学力が保障される、好きな地域スポーツクラブ活動ができる、さらに交通の便のよさを生かし、希望する高校への通学もしやすい、そして自分の夢を実現させる、親としては玉東町の小学校・中学校に入学させてよかったと言える学校教育を実践したいと思っています。地域に見守られながら、朝から笑顔で挨拶しながら登校する、学校大好きな子どもたちでありたいと願っています。子どもたちにとって、明日も行きたい学校であることを望んでいます。

子どもたちばかりではありません。指導する先生方の職場も楽しくなければ指導効果は上がりません。報告・連絡・相談が徹底し、チームワークがとれた１人の問題をみんなが考えてくれ、悩み相談ができる職場でありたい。児童、生徒、保護者、地域住民に信頼され、教育することに

喜びを感じる学校の職員集団であってほしいと思います。職員にとっても明日も行きたい学校でありたい、そして子どもが大好きな先生であってほしいと思っています。

そして、いつも校長先生、教頭先生、また何かの研修の折に伝えているのは、欠席の電話があったら、欠席児童の保護者に対して3つの褒め言葉がいつも言えるような、そのぐらいいつも子どもたちを見詰めていてくださいということを言っています。普段から児童生徒の褒め言葉を探す、そういう努力が必要です。そのことによって児童生徒のよさ探しが始まり、欠点より良さが見えてくる。担任が児童生徒、保護者に信頼される教育効果・指導効果が高まる。認め、褒め、励まし伸ばす教育の実践を徹底します。1人の子どもを褒めるということは、必ず帰ってから、子どもは先生に褒められたという言葉がありますので、1人の子どもを褒めることは親と祖父を褒めることにつながり、親、祖父母からまた、おおそうか、褒められたかということで子どもも褒められることにつながります。子どもの頑張り、良さを認めることは、教育者にとってとても大切なことだと思っています。

それから、町内3校の学力レベルもどう捉えているかということですが、中学校に関しては、荒尾・玉名管内ではトップレベルと認識しています。授業参観を二、三回しましたが、数学の理解力は特に高いと感じています。小学校においては、両校とも学年により多少の差はありますが、ほとんどの教科の正答率が全国を上回った平均に近い値でした。さらに、小学校での平均点は、年を追うごとに毎年毎年その学年は向上していると認識しています。両校とも6年生での差はほとんどありませんので、中学校でお互いが勉強に励み合いながら、中学校でのさらなる学力の向上を楽しみにしています。

今後目指すことはということですが、もう既にスタートしてますが、学力向上部会を充実させて、保育園、小学校、中学校が連携して学習の基盤等の基本の徹底を図り、タブレット等を活用した授業研究を相互に公開し、さらなる指導力の向上を図ります。

今年11月の木葉小学校の荒尾玉名地区教育委員会連絡協議会の研究発表会を玉東町全体の学力向上に生かしていきます。木葉小は今、相当研究にはまた励んでいますので、その成果を町内全域に広げたいと思っています。

それから、簡単な日常の会話を英語で話ができるようになってほしいと思っています。その成果は、玉東町教育の日などにそういう機会があれば、ぜひ子どもたちに、小学生とか中学生が普段の日常の簡単な会話あたりを英語で話すことができるようになってほしいと願っています。

社会教育について、公民館、町民体育館の早急な復旧については私も同じ考えです。体育館は地域住民の健康づくりがスポーツの楽しさを味わう場所であり、中学生が放課後に運動する場所であり、社会体育の楽しさを味わう場所です。そして、生きがいづくりの場所であったように思います。ビーチバレーがあったり、バスケットがあたり、トランポリンなど、とにかく楽しく運動しておりました。

また、公民館は生涯学習の場として将棋、社交ダンス、読書、音楽関係、会議、研修の場など、様々な活動の拠点として一番必要な施設だったと考えています。復旧に向けた進捗につきましては、6月1日から3日にかけての災害査定終了後、速やかに手続を進め、一昨日の6月8日には

業者へ入札通知を行いました。現在既に工事の発注手続に入っています。今後、入札及び契約の手続を滞りなく進め、早期の復旧工事に取り組む所存です。町民の皆様が再びこれらの施設に集い、笑顔で活動できる場所を一日も早く取り戻せるように、教育者と全力で取り組もうと思っています。

それから、その他、社会教育で今後取り組みたい考えがありましたらということですが、お答えしたいと思います。

次に、社会教育の分野で力を入れたいのは、西南戦争終結150年に向けた記念事業の推進でございます。激戦地であり、日本赤十字発祥の地でもある本町にとって、この歴史的節目は町の歴史を再認識し、広く発信する絶好の機会です。前任者からの計画をしっかりと引き継ぎ、教育者として責任を持って成功に導く決意です。この150年という節目に際して、平和を願うというメッセージを後世へ伝えるため、西南の役慰霊祭・剣道大会の規模拡大や、光と音で平和への祈りを表現する催し、J R ウォーキングなどを予定しています。また、子どもたちにも親しみやすいように、地域の逸話を題材とした演劇公演も実施いたします。熊本市と近隣市町とも連携しながら、これからの事業を成功に導き、先人たちの歩みと平和への祈りを未来につなぐとともに、本町の歴史的価値と魅力を広く発信していく所存です。

また、以上のことから、この150年とは別ですが、今、子どもたちが一生懸命頑張っています。寺子屋地域未来塾では、退職した先生たちはもちろん、高校生や大学生、地域人材等の指導者の確保にも取り組みます。児童生徒のスマホの使い方について、保護者や生徒向けにメリット・デメリット等について考える場づくりを行う、そういう必要性があるように感じています。玉東クラブでの指導者の人材確保や指導者研修等に努めるということで、これから取り組んでいこうと思っています。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 教育長には、大まかな質問に対して非常に事細かに答弁していただきましたけども、学力については、中学校については荒尾・玉名地区ではトップレベルにあるということと、それから両小学校については全国でも平均以上いっとるということで、その辺は安心しました。

それから、学校教育において5月23日が両小学校の運動会だったんですけども、そこで私は木葉小学校のほうに出席しましたが、ちょっと気になったのが、男子の先生が2人ぐらいしかおられなかったのかなということで、狩野議員の質問のときも言われましたけども、今教師の人材不足が非常にあって困っているということでしたけども、その辺3校とも先生の方がおられると思いますけども、山北小のほうはどういうふうになっているか分かりませんが、それよりも私は木葉小でそう感じましたが、その辺の男女の先生の比率についてはどう考えますか。

○議長（松尾純久君） 教育長、狩野輝幸君。

○教育長（狩野輝幸君） 運動会でご覧になった木葉小の先生方、1対4だったり1対5ぐらいで、とにかく男子の先生はもう管内でも非常に貴重というより少ないというところが実態です。

ですから、山北も、もう本当に少ないと、今も6年生の担任だけですかね。もうほとんど男性の先生というのはいないというところで、ですからどこの学校も一緒だと思いますけど、とにかく男子の先生の元気いい指導力があってくればもう願うことなしですけども、若い先生が来ても、あとはその男子の先生を指導して育てる、これ以外ないかなと。とにかく男子の先生の数はい少ない。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 仕方のない点もあるんでしょうけども、あと学校での危機管理についても結びついてくると思うんですよ。

3月に京都で、結果的に父親が子どもを殺したというような事件がありましたけども、あれは父親がという方でしたけども、部外者から暴漢が入ってきたときに、生徒たちを守るときの男子の先生がいなくて大丈夫かなというところもありますけど、その辺の心配はどんなでしょうか。

○議長（松尾純久君） ちょっと待ってください。あまり男女の云々というのは控えたほうがいいと思います。差別になるんで気をつけてください。

教育長、狩野輝幸君。

○教育長（狩野輝幸君） 危機管理から言えば、以前私もさすまたを握ったことが、外部侵入があったからじゃないですけども、何か誰か侵入で何か持ってたたら、このさすまたで倒さないかなと、押さえつけとかならないとならんという危機感を持っていますけども、体のたくましい男が侵入してきて、それを防ぐとなると木葉小の女性、山北も女性、それから京都は男子の先生ですけども、男性がいないというところ、少ないというところは男性が矢面に立てとは申しませんが、外部から来るときにもう必死になって子どもたちを守るために防ごうとするときには、やはり男がいたほうがいいなというようには思います。来ないことを願ってますけども、とにかくさすまたは女性に防ぎなさいというところまではなかなか難しいかなと感じています。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 現状そういうことですから、そういうことがあったときのためにも、日頃からの訓練、それは大事だと思うんですよ。だから男子の先生をいかに先頭に立って防いでもらうとか、その次にまた女性の先生たちがそれを防ぐ、そういう日頃訓練をやっておかないと、自分たち役目がそういうことなんだというところは分からないと思うんですよ。だから、そういうのはすべきだと思いますけど、その辺はどう思われていますか。

○議長（松尾純久君） 教育長、狩野輝幸君。

○教育長（狩野輝幸君） もう当然おっしゃるとおりだと思っています。日頃の訓練をしとらんで、誰かが来たから急にできるということはない、できないと思いますので、やはり何でも防災にしる何にしる、普段からの訓練、そしていざとなったときにそれが生かされると思いますので、日常の訓練、子どもたちもどうやって避難するのか、地震、火災、不審者が侵入したときの訓練というのは非常に大事だと思っています。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） その辺は教育長のほうから学校には指導していただきたいと思います。

それから自然災害あたり、例えば2年前の台風の対応あたりが非常に保護者のほうからは心配

される面がありましたけども、それに関して今後はちゃんと決まりを設けてやっていくんですね。その辺どうですか。

○議長（松尾純久君） 教育長、狩野輝幸君。

○教育長（狩野輝幸君） 自然災害については、まず玉東町単というよりも、ほかの市町の行動、また気象庁あたりも実際雨がどのぐらい降るとかというのは直接電話しながら、そして最終的には各学校で連絡しますけども、この荒尾・玉名辺りが一体となって、それぞれ地形も違いますけども、一連一体となってその危機に備えたいと思います。玉東町だけじゃあどうしようということではなくて、荒尾、玉名、またこの近辺の山鹿とかその辺がどうしてるのかというところも総合的に判断して決めていきたいというように思います。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 子どもたちの登校のとき、それから学校での生活のとき、それから下校のとき、家に帰るまで安全にしていきたいというところがとにかく大事なところですから、今教育長が言われたような形で取り組んでいただきたいと思います。

それから、学校周辺の暴漢、異常行動するような人をちゃんと分かるようなビデオカメラ、学校周辺のビデオカメラの設置については教育長もつかんでますか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。これ通告にないから非常に厳しいんですけど分かる。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 9番、吉住議員の御質問にお答えいたします。

学校施設内におきましては、当然台数はこの場には持ってきておりませんが、防犯カメラを設置しております。町内道路、町内通学路等につきましては、町として総務課のほうで防犯カメラを設置してありますが、場所についてはホームページで公開されておりますので、そちらで把握をいたしております。以上です。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 学校教育については終わります。

それから社会教育のほうですけども、教育長、いろいろ取組を述べられました。その中で、西南の役の慰霊祭で剣道大会ということをおっしゃいましたが、あれは毎年ありませんでしたけど、春分の日に大体されてますよね。そうすると3月ですね。今後の体育館、中央公民館の復旧が3月の春分の日、そこまでに間に合うとは今の時点で考えておられるんですか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 9番、吉住議員の御質問にお答えいたします。

先ほど教育長の答弁で述べられましたように、幸い査定のほうが終わりましたので、入札の手続に入ったところでございます。一応工期としましては2月末を予定しておりまして、現時点では3月の開催を町として実施したいという考えではございますから、いろいろ御承知のとおり、中東情勢等による資材の確保云々ございますので、もう工期内の工事は完了と、今後は契約資材の確保等を進めていく中で、そういう状況が分かってまいりましたときは、その時点で会場変更等も含めて、この大会を主管します町の剣友会とも協議しながら、方針を決定していきたいというよ

うに、現時点ではまだ確定ではございません、考えています。以上です。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 玉東町がやってきた西南の役慰霊祭の剣道大会というのは、熊本県下でも非常に歴史のある伝統のある大会ですので、もし春分の日までに完成というか間に合わなかったとしても、日にちをうずらしてでも一人でも何とかやってほしいと思いますので、その辺頑張って取り組んでいただきたいと思います。

それから、今、部活が地域に移行して社会体育のほうに行ってしまうんですけども、以前の議会で功刀議員が部活の保護者負担をもう少しどうにかならないかというような質問もありましたけども、それ以降、地域に移行した後のスポーツクラブに対して保護者から陳情が何か上がってきているんですか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永 敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 9番、吉住議員の御質問にお答えいたします。

前回の議会等でも議員からそういう要望がございましたけども、それ以降、そういう陳情等が教育委員会へ上がってきているということは特にございません。以上です。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 町長に伺います。町長、スポーツクラブの保護者負担についての考えは変わりませんか。

○議長（松尾純久君） 減額ですか、増額ですか。

（補助の増額です。）

町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 9番、吉住議員の質問にお答えします。

今、町では相当補助事業をやっておるわけですね。財政的なことを考えながらやっていかないかんから、保護者負担も幾分かはやってもらいたいと。塾なんかへ行つとるのは補助はないんですから、そのことを考えれば、スポーツクラブに行ってる者だけ補助をするというのはいかなもんかと、そう思いますので、その点は今のままで。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君。

○9番（吉住貞夫君） 町長の考えはしっかり報告書に載せときますので分かっていると思いますので、以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 9番、吉住貞夫君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午後2時12分

再開 午後2時21分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

続きまして1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） 1番、前田です。私からは2点お伺いいたします。

1点目、子どもたちの教育環境について。

新教育長として本町の教育をどのような方向へ導いていきたいと考えておられるのか、特に少子化や価値観の多様化など時代が大きく変化する中、子どもたちを取り巻く様々な課題や学校・家庭・地域が連携した教育環境づくり、また教員不足や教職員の働き方など教育現場の課題にどのように対応していかれるのか、基本的な教育方針をお伺いしますということで通告しておりましたが、先ほど2名の議員からの質問に対する御答弁で、新教育長としての教育方針や心情、様々な課題に対するお考えは理解いたしました。

そこで、私からは特に学校・家庭・地域の連携による教育環境づくりと、時代が大きく変化する中で子どもたちの価値観が多様化していることに対し、どのような教育を進めていかれるお考えなのかお伺いいたします。

2点目です。議会改革と議員報酬のあり方について。

人口減少や議員の成り手不足が課題となる中、現役世代や若い世代が議会へ参加しやすい環境づくりと住民理解を得られる議員報酬や議会運営の在り方について、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（松尾純久君） 教育長、狩野輝幸君。

○教育長（狩野輝幸君） 私の教育方針としては、お二人の方に説明して御理解いただいたと思いますけども、今、玉東中の3年生として非常に頑張ってもらってる、それがいろんな場所であんな中学3年生になりたいというところが、今の子どもたちの1つの目標になってますので、これからも玉東中の3年生になったならば、体育大会、部活動すべての夢をかけて、憧れられるような1年生、2年生、そして玉東町教育の日でもあんな中学生になりたいなというような目標を持って頑張っていたきたいということを目指して置いているところです。

特に少子化というようなことですけども、よく見てみますと、朝から元気な挨拶をしながら笑顔で登校していく子どもたちがたくさんいます。ただ10年前や20年前と比べると、二、三人いた兄弟が今は1人、2人になって、登校班の人数もちょっと少なくなっているのかなというような感じがしますし、少子化になると兄弟で分けるという経験がないという話も聞きますし、兄弟げんかもない。これからわがままになって我慢する力がなくなっていくという人もいます。

保護者の考えも多様化していると思います。仕事内容が異なり、言葉での考えも様々だと思います。ある地域では、PTAからの示談の話も聞きます。子どもたちの健全育成のために、子どもの成長過程で何が重要なのか、なくしてはいけないものは何なのか、子どもたちが楽しみにしているものは何か、体験させたいものは何なのか、学校と保護者、地域が一体になって、この健やかな体、たくましい体をつくる上で、生きる力としてふるさとを愛する人間をつくるためにも何が必要か、地域を挙げて考えていきたいと思っています。

人数が少ないと、ほかの友達の意見を聞きながら、意見を戦わせながら、集団の中で自分の意見が言えるような表現力、確かな学力をそれでもつけさせたいと思うし、時代が大きく変わろうとも、変わる事のない不易なもの、豊かな心、たくましい確かな学力、たくましい体を育てて

いきたいと思います。どんなに人数が少なくても、自分こう考えますという多様な考え方が少なく、人数が少なくなると自分の考えということをはかの人から聞く機会が少なくなるし、体育の時間では試合形式の球技などが難しくなります。掃除当番や給食当番でも大変になります。また、体育大会など今は6年生とか高学年は満足でしょうけども、学校に関しても人数が少なくて、また満足感に十分達してないかもしれません。音楽会でも合唱の場合はある程度の人数がいないと、また声も小さくて合唱コンクールだろうかというような感じになってしまうのではないかと思います。時代が大きく変化する中、悩み相談を人間ではA Iにしたりする時代が来ようとは、時代の変化ですけれども、考えてもいませんでした。

今後、スマホの使い方については、家庭での決まりをしっかりとつけてほしいなというように思います。勉強が1時間ならスマホを1時間、3時間する子どももいるし、勉強を3時間してスマホを1時間、どっちが中学生としてふさわしいのかというようなところも、スマホの使い方あたりはしっかり確認を各家庭ですべきかなと。

それから、本町では児童数の減少と施設の老朽化という課題に対応するため、今年度、学校規模適正化検討委員会を立ち上げ、統廃合を含めた今後の在り方について慎重に検討を進めてまいりたいと思っています。以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1番、前田議員の質問にお答えします。

まず、議員報酬の在り方や議会の運営につきましては、二代表制の一翼を担う議会自身が自律的に議論し決定されるべき事柄だと思っております。本来、執行部が個別の報酬額等について意見を述べる立場にはございませんが、町政のパートナーである議会の持続可能性という観点から所見を述べさせていただきます。議員が指摘の人口減少、成り手不足、若い世代の参画といった課題は、地方自治体にとって避けては通れない、まさに本町が直面している喫緊の課題であると認識しております。

さて、議員報酬の在り方につきましては、二代表制の一翼を担う議会の権能を有し、優秀な人材を確保するという公的な側面と、町民の皆様からの納得感、理解という両面を慎重に伴走させる必要があると思います。また、議員報酬改正につきましては、社会経済情勢や物価高騰等の現実に合わせ、人事院勧告に基づく地方公務員の処遇とも均衡を図るという客観的な基準に基づき改正しようとするものであり、議員の成り手不足を解消し、多様な人材が議会に参画できる環境を整えることは、町民の負託に応える議会活動の根幹に関わるものと考えております

以上、答弁とします。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。1点目の子どもたちの教育環境から行きます。

新しく教育長に就任され、これから本町の教育行政を担っていかれる中、教育を取り巻く環境は大きく変化しております。少子化や価値観の多様化、ICT化の進展、不登校児童生徒への対応、教員不足や働き方改革など教育現場には様々な課題があり、従来の教育の在り方だけでは対応が難しい部分も増えてきていると感じております。これからの町を担う子どもたちの成長を支

える立場として、教育長の今後の取組に大いに期待しております。

その中でも、これからの教育においては、学校だけでなく家庭や地域との連携が重要になると感じております。その中で、全国的にはコミュニティスクール、いわゆる学校運営協議会制度の導入も進められております。この制度は、地域や保護者の声を学校運営に反映しながら、地域とともに学校づくりを進めていく仕組みであり、学校だけに負担を集中させない意味でも大変重要な制度ではないかと感じております。また、子どもたちを地域全体で支えていくという観点からも、今後ますます重要になっていくのではないかと考えております。

以前、私も一般質問の中でコミュニティスクールについて提案をさせていただいた経緯があります。その際には、町長のほうから今後勉強していきたいとの答弁がありましたが、今回新たに教育長が就任された中で、改めてコミュニティスクールについてどのように捉えておられるのか、また本町において検討を進めていくお考えがあるのかお伺いします。

○議長（松尾純久君） 教育長、狩野輝幸君。

○教育長（狩野輝幸君） コミュニティスクールについては、実施に向けての取組はまだ何もありませんが、コミュニティスクールについてメリット・デメリットを他の市町村の実践から学びたいと考えています。

県の社会教育主事からも、負担だけが増えたといえます。会は開くけど中身が形骸化しているといえます。会議の中で発言力の強い人が発言すると、先に進まないと様々な意見があります。まず、人選から会の目的、運営、議題等について、玉東町にある既存の組織を基に、組織の統合・再編成しながら今後、児童生徒、学校、保護者、地域住民が意見を出し合いながら、地域の宝である子どもたちが将来の玉東町を支えていくような組織づくりから始めたいと思っています。

議員のおっしゃるように、今、玉東町にあるその組織を拡大しながら、コミュニティスクールという形に持っていきながら、町を挙げて子どもたちのためにじゃあどうすればいいかといういろんな意見を出し合うというのはいいのではないかなと思います。

今後、近隣での成功例、あそこの町はもう地域が盛り上がっている、子どもたちのためにこんなことをしてる、そして教育委員会だけを負担がかかったり、学校だけが負担がかかったりとか、そういうことがなくてみんなで話し合いながら、これならばやれるねというようなところで、今後検討していきたいと思っています。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。教育長がおっしゃったとおり、本町に合った形を模索しながら進めていただければと思います。

また、こういう取組は子どもたちを地域全体で支えるという意味だけではなく、学校だけに様々な課題や責任が集中している現状を改善していく上でも重要な視点ではないかと考えております。

このコミュニティスクールの話に関連して、先ほどの狩野議員の御質問の御答弁で、教職員の働き方や教員不足についての再認識は理解いたしました。先ほどの答弁でも部活動の地域移行や業務のデジタル化を図り、末端を軽減していく等のことでした。ただ、私が特に気になっている

のは、教職員の負担を減らすためには、単に業務を減らすだけでなく、学校だけで抱え込まない仕組みづくりも必要ではないかという点です。

前回議会で功刀議員がいじめの件について質問された際、前教育長からは、学校側がいじめに気づくことが第一歩であり、そのための対策としてこころの相談アンケートや日記、教育相談などを実施しているとの答弁がありました。先ほど教育長の答弁でも、こころのアンケートやいじめに対する教師の指導力向上などの御答弁がありました。もちろん、学校側が早期発見に努めることは大変重要だと思っております。しかし一方で、私は子どもの小さな変化に最初に気づけるのは、日常一番近くで見ている家庭であり、親の役割は非常に大きいのではないかと感じております。

先ほど教育長も家庭の力も借りるとおっしゃっておられました。そういうことが重要だと思います。実際、私の子どもも不登校を経験しておりますが、その際も最初に変化に気づいたのは学校ではなく家庭でした。その当時、先生方も何とか学校へ来てほしいという思いで、本当に熱心に関わってくださいました。ただ、子どもの状態によってはその思いが強くなり過ぎることで、本人にとっては大きな負担になってしまうこともあります。

実際我が子の場合も、教室へ入るよう促す働きかけた続いたことで、かえって学校への気持ちが遠のいてしまった時期がありました。もちろん、先生方も必死で悪気があったわけではなく、学校へ戻してあげたいという思いからだったと理解しております。しかし、そのときに私は当時の校長先生へ、今はそっと見守ってほしいとお願いをしました。すると、学校側も距離感を変えてくださり、結果的には子ども自身が少しずつ前向きになっていきました。

この経験を通して感じたのは、子どもを支える上では学校が何とかしなければならないという形だけではなく、家庭の考えや子どもの状態を共有しながら、周囲が同じ方向を向いて支えていくことが非常に重要だということです。現在は、学校側へ求められる役割や責任が非常に大きくなっておりますが、私は学校だけに頼るのではなく、家庭や地域も一緒になって子どもたちを支えていくことが重要ではないかと感じております。例えば、家庭で見られる変化やサインについて、保護者へ周知啓発していくことも、いじめや不登校の早期発見につながると思っております。

また、功刀議員も私も毎朝、子どもたちの登校の見守りをしておりますが、ほんの短い時間の中でも子どもたちのちょっとした変化に気づくことがあります。例えば、以前は同じ班の子どもたちと楽しそうに話しながら登校していた子が、最近は会話が少なくなっていたり、これまで一緒に登校していた子が最近は遅れて1人で登校していたり、何かあったのかなと感じる場面もあります。もちろん、それだけで何かを決めつけることはできませんが、地域で見守っているからこそ気づける小さな変化もあるのではないかと感じております。

ただ、その気づきを学校と共有したいと思っても、実際にはなかなか難しい部分があります。PTAの会議などでも個人を特定するような話は慎重になりますし、先生方も大変忙しい中で直接伝えることに遠慮してしまうこともあります。しかし、もし学校、家庭、地域が自然に情報共有できる仕組みや場があれば、そうした小さな気づきも子どもたちを守ることにつながるのではないかと感じております。学校だけで抱え込むのではなく、家庭や地域も含めそれぞれができる

形で子どもたちを支えていく体制づくりについては、ぜひ今後検討していただきたいと思っております。

また、子どもたちを支える上で私がもう一つ大切だと感じているのは、価値観や生き方が多様化する時代の中で、子どもたち自身が考え、判断し、行動する力、すなわち主体性を育てることではないかと思っております。その一方で、学校生活の中には子どもたち自身が疑問を感じながらも、長年当たり前のように続いているルールや拘束もあるのではないかと思っております。もちろん、学校の秩序や安全を守るために必要なルールはあります。しかし、子どもたち自身が、なぜこのルールが必要なのかを考えたり、時代に合っているのかを話し合ったりする機会も主体性を育てる上で大切ではないかと思っております。

例えば、私の長女も今年中学生になりました。今日は中学校のPTA会長もいらっしゃいますけども、中学校の入学説明会の際の資料には、校則が書かれている文の中に、中学生らしさを基本としと書いてありました。教育長、この中学生らしさとは具体的にどういう意味でしょうか、お伺いします。

○議長（松尾純久君） 教育長、狩野輝幸君。

○教育長（狩野輝幸君） らしさという、一概にこうですよということは言えませんが、よく言うと、男らしく、女らしくとか、中学生らしくとか、何かいろいろらしさというのは、一人一人また同じ言葉が使われてもなかなか難しいなと。ですから、学校として校則あたりを決めているのは、みんなが集団行動をする上で、これだけは決めておったほうがいいんじゃないかという、しかし服装にしろいろんなところで改革というか、話し合いをしながら、直すべきところは直しているというところが現状ではないのかなと思います。

ですから、先ほど小学校の子どもたちから意見をというところでも、児童会あたりでこの校則についてどう思いますかというような話し合いの場もこれから必要だし、中学校でも生徒会あたりで校則を依頼し、必要なものは必要で、これは書いたほうがいいんじゃないでしょうかというところは、子どもたちの総意で、そしてまた親もそれで分かる、理解できるよというところで、そういった指導上のいろいろな場合を考えながら、変えるべきところは変えるというか、そういう子どもたちの自分たちで考えながらいい方向に変えていくということは、これから先の玉東町の発展にもつながっていくのかなと思います。

ただ、まだこれだけというところの基本線というか、らしさというところは何か人それぞれ違うし、私もこれらがらがらしさじゃないですかと言われても、一概にらしさでこういうことが中学生らしいですよというところはありません。ただ私が、例えば帰り道にたばこを吸いながら帰りよったら、なに中学生のくせにと言うた、そういう感じではない。ですから、今の中学生に、これはものにしとったほうがというか、これから大人になっていくときに必要な基本的なことじゃないかなというところについては守ってほしいなというような感じはありますけど、らしさという、何がらしいのか自分自身まだはっきりしておりません。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。私は先ほど教育長がおっしゃったように、中学

生らしさというのは一律に定義できるものではないと思っておりますし、文科省においても、近年では何々らしさような、曖昧な価値観だけで校則を運用するのではなく、合理的な理由があり、その理由を子どもたちにもきちんと説明できることが求められる方向に変わってきております。

その根拠に文科省は、生徒指導提要进行を令和4年に12年ぶりに改訂しております。その中では、校則は社会通念上合理的と認められる範囲で定められること、何のために設けた決まりなのか、その背景や理由について児童生徒が理解できることが重要であると示されております。つまり中学生らしいからとか、昔からそうだからではなく、客観的かつ合理的に説明できることが求められているということです。

実際に入学説明会の資料にも書いてある校則で、主に頭髪を例に挙げますと、男子の髪は耳や襟にかからない長さとする、女子の髪は肩にかかる場合は結ぶ、ツーブロックは禁止、整髪料等は使用しない、眉を整えないといった規定があります。もちろん安全面や衛生面、学校生活を送る上で一定のルールが必要であることは理解しております。しかし一方で、なぜ男子は耳や襟にかかってはいけないのか、なぜ女子は結べば認められるのか、なぜ男子には結ぶという選択肢がないのか、なぜツーブロックがいけないのか、なぜ整髪料や眉を整えることが認められないのか、その理由について、今の子どもたちに納得できる説明ができるのだろうかと感じる部分があります。

現在は、社会全体でも対話型機関が尊重される時代です。髪型や身だしなみについても、以前とは大きく考え方が変わっていております。ツーブロックは社会人や公務員の間でも一般的な髪型となっておりますし、身だしなみとして適度に髪や眉を整えることも広く受け入れられております。そのような中で、男女で異なる基準を設けることや、長年見直されていないルールについては、その必要性は必要性や合理性を改めて検証することも必要ではないかと思っております。

実際に地域の中の小学生は、ツーブロックにしている子がいっぱいいます。髪を伸ばしている男の子もいます。授業や学校生活に支障があるわけでもなく、周囲とのトラブルが生じているわけでもありません。あるとき、何で駄目なのと聞かれたことがあります。私自身も茶髪だから議員らしくないと言われた経験がありますので、その気持ちはよく理解できます。しかし、私はその問いに答えることができませんでした。なぜ駄目なのか、その理由を私自身が説明できなかったからです。

私が子どもたちに対して大切にしたいと思っていることの1つに、大人がきちんと説明できないことを子どもたちに強制するべきではないという考えがあります。なぜならそれは、教育ではなく単なる服従になるからです。私は校則をすべてなくすべきだと言っているわけではありません。学校の秩序や安全を守るために必要なルールは当然あると思っております。しかし、そのルールがなぜ必要なのかを子どもたち自身が考えたり話し合ったりする機会は、主体性を育てる上でも非常に大切ではないかと思っております。

これからの教育において大切だと考えるのは、子どもたちが与えられたルールをただ守るだけではなく、その意味や必要性について考え、自分なりの考えを持つことだと思っております。校則についても、ただ守らせるだけではなく、子どもたち自身がその意味を理解し、納得しながら

学校生活に関わっていくことが民主的な学びや主体性の育成にもつながるのではないかと感じております。その件について、教育長の先ほどの生徒会などで話し合っていくという話で、その辺も具体的なその進み方、子どもたちの指導をお伺いしていいですか。

○議長（松尾純久君） 教育長、狩野輝幸君。

○教育長（狩野輝幸君） 今、議員の質問にありましたけども、とにかく子どもたちが、これはおかしいよ、どうしてというようなことについて、自分たちで話し合うようなこと、気づいたことについては、なぜだろうかということが疑問に感じたら、まず自分の周りの友達と、これはおかしかじゃない、自分はこうしたいのに、それはおかしいんじゃないと周り友達と相談しながらも、じゃあみんなで考えてみようとか、まず自分の考えを述べる場からつくり始めるというのがいいのではないかなと思う。

ですから、担任の先生を中心に学級会でまず話し合ってみたり、あるいは児童会で話し合ってみたりとか、まずそれについて必要性とか、いやこうなんじゃないというようなこと、あるいは親に聞きながらでもいろいろ検討して、そういう中でみんなにとっていいものというようなことで残していけばいいかな。ただ1人、2人がいいからじゃなくて、学校としてのまとまりの一律のためには、みんなの納得も必要かなと思いますので、個人の意見を言いたいならば、私はこう考えるからやっぱりこう変えてほしいというようなところをみんなに訴えれば、じゃあいいんじゃないというような感じになっていくのかなと。話し合いの場を持って、学校だけでいやこうするんだよということではなくて、今の時代というか、子どもたちの意見を大事にしながら子どもたちを育てて、自分の考えを持って、これが述べられるそういう学校だけに、友達付き合いだったりとか、みんなで話し合うという場を持つということは非常に大事なことだと思っております。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。今実際に、小学生の声なんですけども、先ほど自分の言いたいことを言うとの話で、子どもたちも実際に先生たちには結構言ってるんですけど、だから先生は、そんなん学校のルールだから、それだけで終わっちゃうんです。なので、その辺の先生方への教育もぜひしっかりしていただきたいと思います。

それと、時代とともに変化していくものだと思います。もちろん、最初はいけない大切な部分もあります。しかし、一方で時代に合わなくなっている部分については、子どもたちのために見直す姿勢も必要ではないかと感じております。そうした価値観の多様化が進む中、学校だけですべてを抱えるのではなく、地域や家庭と連携しながら、子どもたち一人一人を大切にする教育環境づくりや、先生方が余裕を持って子どもたちと向き合える環境づくりが重要だと思っております。

さらに子どもたち自身が自分たちの学校は自分たちでつくるという当事者意識を持ち、学校づくりに関わる経験ができる環境づくりも、これからの教育には重要ではないかと思えます。教育長には、ぜひ時代に合った柔軟な視点を持ちながら、本町の教育を前へ進めていただくことを期待して、次の質問に移ります。

2点目の議会改革と議員報酬のあり方についてです。

近年、地方議会では、議員の成り手不足が全国的な課題となっており、議員報酬の在り方や議会改革についても様々な議論が行われています。また、人口減少や働き方の多様化が進む中で、若い世代や現役世代を含め多様な人材が議員として活動できる環境づくりが重要になってきていると考えます。もちろん、議会改革は議会が主体的に取り組むべき課題だと思います。その上で、議員の成り手不足という観点から考えた場合、現在の平日、日中を中心とした会議や委員会の開催では、時間的な制約から自営業者や退職後の方が比較的なりやすい環境にあります。

一方で、会社員や子育て世代、若い世代にとっては議員活動との両立が難しい面があります。その結果、議会に参加できる人材に限られてしまう可能性があります。例えば、夜間議会や夜間委員会の開催など様々な取組も考えられますが、町長はそういう夜間議会とか多様な人材が議会に参画しやすい環境づくりについてどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 議会改革については、ほかでも議員さんのお考えの中で進めるべきだと思いますけど、今、1市4町で考えますと、我が町だけが女性議員がいないと、寂しい限りであるということですけど、いろんな環境の問題があろうかと思います。女性が立候補しにくい町であるかなと思うわけでありですけど、この町をどう持っていくか、その思いが強い人が出るべきだと思っていますから、そこは女性自身、男性自身が考えていくべきだと。誰に出ろとか、女性を出さないかんとか、そういうことではなくて、想いがある人が出るべきだと。

夜間議会とか日曜祭日の議会、サラリーマンとか勤める人を考えればそうなんですけど、そのことをやると職員に負担がかかるんですね。課長だけ出ればいいという問題じゃないので、質問によっては担当の職員がいないとまずいとかあるもんで、以前にやったこともあるわけですね、日曜日議会。もう今になるとだんだんそれがなくなってきたということで、こうなってきたらいい状況の中では、企業が考えていかないかと。社会貢献という意味から企業が、そんなに議員に迷惑をかけるという日数は少ないんですね。そこを理解して、そういうことでやるべきではないかなと思います。

以上、答弁とします。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。私は今後の議会改革を考える上で、2つの視点が重要だと考えています。

1つは、多様な人材が議会へ参画しやすい環境づくり。もう一つは、住民代表機関としての議会機能の充実です。先ほど申し上げた夜間議会などの検討は、単に会社勤めの方が議員になりやすくするためだけではなく、平日日中では傍聴が難しい町民の皆様にとっても議会をより身近に感じていただくことにつながるのではないかと考えています。そのため、働きながらも活動しやすい環境づくりを進めるとともに、議会機能の強化についても検討していく必要があるのではないかと考えています。

例えば、議会機能の強化という観点から、通年議会を導入している自治体もあります。通年議会は、議会側にとっては機動的な政策提言機能の強化につながる可能性がある一方で、執行部側

においては業務への影響も考えられます。仮に本町で通年議会の導入が議論された場合、執行部としてはどのような効果や課題があるとお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1番、前田議員の質問にお答えします。

通年議会、御船町がやっております。通年議会をやれば専決処分ができないと。それに議会を開かねばならないということになります。そのことを考えると、職員はいつも議会对応を心がけて準備しておかなければならないと。これ普段の仕事に差し支えたと。課長だけじゃなくて、ほかの職員も何を聞かれるか分からんということで、一つの専決処分は今でやってたのを、通年議会になったらもう議会を開かねばならないんですから、常に議会对応に追われてしまうと。そのことがあるから、通年議会というのは御船町がやってますけど、どういう状況になるかはまだ聞いてませんが、考えるならばそのことまで考える必要があろうかと。なかなか厳しい面があるから、どこもやってないんじゃないかなという思いはあります。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。議会改革をお示しする以上、その職員さんの負担と一定のコストが生じることも考えられると思います。しかし、その負担やコストを理由に改革を躊躇するのではなく、住民にとってどのような効果があるのかという観点を持つべきだと思っております。

そして、そのコストですね、コストの1つとして議員報酬の在り方があります。先ほどの町長の答弁では、結果、上げたほうがいいかなというような答弁だったかなと思います。近年、世界情勢で企業の方の給料も上がっていますし、その辺も鑑みてということだったと思います。全国的にも成り手不足解消のために議員報酬を上げるという議論が進んでおります。私は、選挙公約で報酬の削減を掲げております。見方によっては成り手不足と言いながら、報酬削減では矛盾しているんじゃないかと思われる方もおられるかもしれませんが、逆に私は成り手不足解消の一つが、報酬を上げることであるという考え方そのものに疑問を持っています。

去年11月の全員協議会では、町村議会における低額な議員報酬が成り手不足の深刻な要因であるとの考えから、報酬額改定の意見聴取ということで、資料には玉名郡4町の報酬額が記載されておりました。4町の平均額が24万5,000円、玉東町は23万6,000円で、その差は約9,000円。また近年の報酬改定を見ても、多くの自治体では月額1万円から2万円程度の増額となっています。仮に月額2万円報酬が上がったとして、それによって新たに議員になろうと思う方がどれだけ増えるのでしょうか。また、報酬を引き上げた結果として、本当に成り手不足が解消されたのか、その検証は十分になされてはいないんです。

その全員協議会の際にも、なら10万円ぐらい上げるかと言われた方もおられます。以前、狩野議員が一般質問で報酬の件を取り上げられた際にも、議員一律じゃなくて、若い方、専業で議員をされている方には報酬を上げて、兼業の方は下げると、条例で変えてはどうかと言われていました。実は私も以前は若い世代の立候補を後押しするためであれば、議員同士で負担を分かち合い支援する仕組みも一つの方法ではないかと考えておりました。

しかしその後、様々な事例を調べる中で、現在は少し違う考えを持つようになりました。とある自治体で、55歳以下の議員には10万円アップした自治体があります。上げたことで確かに立候補者が増えました。一方で、その後の議員の不祥事などを機に、住民からその制度そのものへの疑問の声が上り、結果として見直しが行われ元に戻ったという事例もあります。私はこうした事例を見る中で、成り手不足の要因を報酬額に求めるべきではないと考えるようになりました。

そもそも地方議会は、平成の大合併や行財政改革、人口減少などを背景に、議員定数や議員報酬の見直しを重ねてきた経緯があります。そのような中で、定数割れを理由として議員報酬を引き上げることについてはいかがなものかと疑問に思います。仮に報酬を引き上げたとしても、議員世代が抱える課題は本当に解決するのでしょうか。多くの現役世代にとっては、月々の報酬額よりも仕事を辞めて立候補することや、4年後に落選した場合のキャリアや生活への不安のほうが大きいのではないかと私は考えます。成り手不足の解消には、報酬だけでなくそうした課題にも目を向ける必要があるのではないのでしょうか。むしろ働きながらでも議員活動ができる環境づくりや、子育て世代でも参加しやすい仕組み、議員活動のやりがいや魅力を高めることこそが重要であり、それらを含めた議会改革が必要ではないかと考えています。

そこで次に、議員定数についてお尋ねします。人口減少が進む中、議員定数の在り方についても様々な議論があります。町長は、議員定数についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか、お伺いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 議員定数については、議会議員の皆さんが考えることであって、私からどうこう言うのは差し控えたいと思います。

○議長（松尾純久君） 1番、前田大樹君。

○1番（前田大樹君） ありがとうございます。すみません。

私は定数の議論を行う際には、単に人口や財政規模だけで判断すべきではないと考えています。なぜなら、議員定数は住民の多様な声を議会へ届けるための重要な要素だからです。また、議会には行政を管理する役割もあり、定数が減ることは、それだけ行政をチェックする目が減ることにもつながります。さらに定数が減ることで、多様な経験や価値観を持つ人材が議会に参画する機会が狭まり、多様な視点からの議論や政策提案が生まれにくくなる可能性もあります。

特に議員の成り手不足が課題となる中で定数を減らすことは、新たに議員を目指そうとする方々にとって、結果的にハードルを上げることにもつながりかねません。現職議員がいる中でさらに定数が減れば、新しく挑戦しようとする方にとっては、より厳しい競争になることは容易に想像できます。成り手不足の解消を目指すのであれば、まずは多様な人材や調整しやすい環境を整えることが重要であり、定数削減の議論はその後に行うべきではないかと考えています。

また、議員活動の魅力ややりがいについても考える必要があると思います。議員のやりがいとは、町民の声を聞き、考え、提案し、地域の課題解決に主体的に関わることにあると考えています。そうした視点も含め、幅広い議会改革を進めていくことが必要ではないかと考えています。しかし、現状では予算編成権は首長にあり、議員が政策形成に関われる場面には一定の限界があ

ります。そこで、1つの提案として、例えば、議員報酬の一部を基金化し、その活用について議員が主体的に関われる仕組みを検討してはどうかと考えています。

例えば、未来政策基金の創設であります。この基金は、特定の分野に限定するのではなく、将来のまちづくりに資する様々な政策に活用できるよう、幅広い目的を持った基金とすることを想定しております。例えば、子育て、教育支援、高齢者福祉、地域活性化など、将来の町にとって必要な施策に柔軟に対応できるものです。また、この基金のもう一つの特徴は、基金の活用の方
向性について、執行部と議員が意見交換を行う場を設けることであります。議員は日々の活動を通じて町民の声や地域課題を把握しております。そのため、執行部だけではなく議員の視点も加えることで、より多様な意見をまちづくりに反映できるのではないかと考えます。もちろん、予算編成権は町長にあり、議員が予算編成に直接関与するものではありません。あくまで住民の声を政策形成に反映しやすくするための提案であります。この仕組みにより議員が町の将来について主体的に提案し、議会としての役割ややりがいが高めることにつながるのではないかと考えております。議員が自ら町の未来に投資する仕組みをつくる、これこそが私が掲げる議員報酬削減の本質であります。

例えば、仮に議員1人当たり月5万円積み立てた場合、議会全体では年間約600万円の財源となります。小さな町にとって、この600万円は決して小さな額ではなく、将来のまちづくりにつながる様々な施策に活用できる可能性があるのではないかと考えます。もし単純に議員も自由に使える予算を持っているという話になると、町民の理解を得ることは難しい部分もあると思います。一方で今回の提案は、議員自らが報酬の在り方を議論し、その中で生まれる財源を将来のまちづくりに活用していこうという考え方です。つまり予算を与えてほしいという話ではなく、議員自身も財源づくりに責任を持つという点に意味があると考えています。

私が求めているのは権限ではなく、議員の皆さんが把握している町民の声や地域課題をより政策に反映できる仕組みであります。町民の声を把握している議員と執行部が、政策の方向性や予算の活用方法などについて、より積極的に意見交換を行い、町の将来を共に考える仕組みについて町長はどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 1番、前田議員の質問にお答えします。

前田議員が言うとおりの、議員と執行部が一体となって考えていかなければならない、それは車の両輪に例えられます。提案、これは一般質問であります。一般質問でこの町をどういう方向に持っていくかと、そういう提案権を利用した質問をやっていただければ、執行部と議会が話し合うことはできるわけです。そこが大事だと思います。この町の将来、10年、20年、50年先、この町、我々の子や孫、ひ孫、そういう子どもたちにどういう形で残せるかというのは、議会と執行部の一般質問で提供しておる大事な場だと私は思っております。

報酬については、執行部から言うべき問題ではないと。議員自ら考えてくれたらと。よそは小学校は無理だろうけど中学校あたりとか、子ども議会をやっておるわけですね。そういうことを前から私も言っていたわけなんですね。そこが学校の負担になるということでもありますので、あと

は知ってる人も新しく教育長も誕生したことだしぜひ一回やってみたい。先ほど服装の件とか言われましたけど、そういうことも議論してみたい。そういうのを多くを考えてもらいたい。ぜひやってもらいたい。大事だと思います。これから先、この町を支えるのは若い世代です。

以上、答弁とします。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君。

○1 番（前田大樹君） ありがとうございます。提案したつもりだったんですけど、全然そういう考えはないとのことで理解いたしました。

そもそも私たち政治家は、町に寄附をすることができません。地域のために、あるいは子どもたちのためにと善意であってもできないのです。これは善意を装って利益強要や買収につながる行為を防ぐための法律ですが、見方によっては最初から不正を疑われているようにも感じます。

以前、坂本議員がお買物券を地域食堂に寄附できないのかと発言されていました。そこにあるのは、ただ地域のために何かしたいと、助けたいという思いだと思います。先ほどの教育の話ではありませんが、もし子どもたちからなぜ寄附をしてはいけないのと聞かれたら、何と答えればよいのでしょうか。いや、政治家の中にはね、お金で票を買うような悪い人がいてね、だから悪いことをする前提の法律になってるんだよと説明するしかありません。ただでさえ政治家の不祥事が報道され、最近では役所でも問題が取り上げられています。そういう話を聞いた子どもたちが、よし将来政治家になりたい、議員になろうと思うのでしょうか。だから、せめてこの町の子どもたちには、政治に希望を持ってもらいたいと思っています。そのためには、私たち議員が自ら身を切り、その財源を町の未来への投資に充てる姿勢を示すことで、政治は自分たちの利益のためではなく、地域の未来のためにあるということを伝えられるのではないかと考えております。

議員には様々な制約があります。しかし、そのような中でも地域のために活動したいと思える魅力ややりがいをもどのように生み出していくのが重要です。その1つの提案が先ほど申し上げた基金であると考えております。

まとめます。

今回の質問では、議員の成り手不足を切り口として、議会改革や議員報酬の在り方について、私なりの考えを述べさせていただきました。私は、成り手不足の解消を単に報酬額の問題として捉えるのではなく、働きながらも活動しやすい環境づくりや、子育て世代を含めた多様な人材が挑戦しやすい仕組みづくり、さらには議員活動のやりがいや魅力を高めることが重要であると考えています。また、議員のやりがいは、町民の声を町政に反映し、自ら考え提案し、地域課題の解決に関わることにありと思っています。

今回提案した未来政策基金については、1つの考え方として申し上げたものではありませんが、その根底にあるのは、議員も自ら責任を持って町の未来づくりに関わるべきではないかという思いであります。私は、議員報酬を上げることよりも議員になりたいと思える議会をつくることのほうが大切だと考えています。そのためには、多様な人材が挑戦しやすい環境づくりと、住民から信頼され、子どもたちからも信頼され、やりがいを持って活動できる議会づくりの両方が必要です。議会改革に完成形はありません。時代の変化に合わせながら、これからも住民の皆様にとっ

てよりよい議会の在り方を考え、議論を重ねていくことを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（松尾純久君） 1 番、前田大樹君の質問を終わります。

続きまして、7 番、林 和廣。

○7 番（林 和廣君） 高齢者支援についての施策について一般質問を始めます。

令和 7 年 3 月議会でも一般質問で確認しましたが、町長選での公約の 1 つでありました高齢者に限定した集合住宅についての構想はどこまで具体化していますか。

国民年金受給者を含めた低所得者に対して大きな援助になる構想だと捉えますが、生活上の支援に加えて家計に実質上のプラスとなる生産性のある高齢者向け事業施設の立ち上げの構想はありませんか。

以上、質問いたします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7 番、林議員の質問に対しては、以前、答弁をしたことがあります。今回は、まずは担当課長に答弁をさせます。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） 7 番、林議員の御質問にお答えいたします。

前田町政 7 期目の公約である第 2 弾となるマンション整備の賛否、林議員から令和 7 年 3 月議会で御質問をいただき、その際に 1、高齢者に限定した部屋を設けること、2、入居する高齢者に向けた高齢者福祉サービスを考えていくこと、3、駅前の交通の利便性や生活関連施設の集約状況を生かして高齢者の免許返納を可能にしていくこと、4、免許返納が実現することで、面的な余裕がない木葉駅周辺での賃貸住宅整備における駐車場確保問題にも対応していることなどを、前企画財政課長から答弁させていただきました。

また、マンションの部屋数や階数、入居者を高齢者と限定とするのか、あるいは一部若者入居を可とする部屋を建設するのかなどの具体案については、これから決定していく旨の答弁もさせていただいているところです。今回の林議員の御質問は、このときの町の答弁に関する進捗状況の確認であると理解しておりますので、これに関して答弁させていただきます。

前田町政 7 期目の公約である第 2 弾となるマンション整備については、幾つかの明らかにしなければならない事柄があると考えております。具体的には、1、最適な建設用地はどこなのか、2、建物の階数や戸数はどのくらいが入居需要と適合するのか、3、住宅全体を高齢者に限定すべきなのか、あるいは高齢者以外の世帯の入居を可とする部屋を併設すべきなのか、4、入居資格や所得要件をどのように設定すべきか、5、概算事業費はどの程度見込まなければならないのか、6、町の財政負担を軽減し、家賃を低廉に抑えることにもつながる補助事業や起債は存在するのかなどが挙げられます。そして、これらの事柄に関する最適な答えは今のところ明らかになってはおりません。

したがって、先ほど申し上げた事業着手に当たって、クリアすべき事柄などを明らかにしていくため、今年度、国交省の補助事業である先導的官民連携支援事業を活用した調査事業を実

施いたします。

この先導的官民連携支援事業とは、官民連携事業の導入に係る調査委託費に対する助成が受けられるもので、玉東町としては、令和8年3月3日に国に計画書を提出し、4月28日に交付決定を得ております。全国で48の自治体から計画書が国に提出され、採択されたのは24自治体という50%の採択率でありましたので、当町が取り組もうとしている事業が国にも評価されたものと捉えている次第です。

そして現在は、この調査事業の受託事業者を決定するための手続を進めておりますが、今年度内には調査結果を明らかにし、次年度以降、目に見える形での事業展開を図っていきたいと考えております。

そして今回、林議員のほうから御質問いただいております、生活上の支援に加えて、家計に実質上のプラスとなる生産性のある高齢者向け事業施設の立上げの構想というものについても、今は明言できるものはありませんが、この先導的官民連携支援事業を活用した調査事業の中でその可能性を探ってみたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） まだ具体的にはなっていないということですね。構想を具体化してるということですね。ある程度具体化してるという前提で、私が聞きたかったのは、まず先ほど、当時の西浦企画財政課長が答弁したもの、議会だよりをめぐって見たんですけど、もう1年半、町長選からすれば1年半ぐらいになるから具体化してるんだろうという思いで今回質問書を出したんです。その中で、居住できる世帯規模とどういう構造なのか。例えば3階建てとかを知れたかったし、今度はあなた得意の投資される予算額はどのくらいであなたは国に出てたから、あなたなりの情報の集約が上手だから国の補助は活用できるのか、この辺をちょっと聞きたかったんですけども、それもまだ全然具体化されてない。ただ、国交省のという話が出ましたよね。この庁舎でもいろんなところから持ってきてるでしょう。だから、例えばそれに似たやつで、高齢者となれば厚生労働省の層を重ねる重層支援体制整備事業、あれも7年ぐらい前から立ち上げて5年間ぐらいあったけど、ちょっと小さいから、出てないから予算を削れという話がありましたけれども、それなのに国交省との・・・・・・なんで、厚生労働省の制度も使えるんじゃないかなというのをちょっとお互い話したかったんですけども、参考までに聞いてください。

それから、場所については、その当時の企画財政課長が答弁でまたおっしゃいましたよね。それもちょっと中身をまとめれば、駅周辺部のことなら確保の見通しはついたかなというのも聞きたかったんですけども、それもまだ決まってないということで、駅周辺というのは前提ですね。

それでは、場所もまだ決まってないとおっしゃるならば、空き家対策と併せた企画はできないかというのは、例えば駅周辺700メートルエリアにも入ります。空き家率の非常に高い中学校西側の白木箱井地区一帯を再開発エリアと位置づけたらいかがでしょう。これは町長にお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問にお答えします。

林議員はよく考えられておると思いますけど、高齢者集合住宅というのはやっぱり駅に近いところで考えていかなきゃならない、そう思ってますので、あくまでも駅周辺で考えていきたいと。そのほかに、空き家対策については、また別の考えで考えていきたいと思います。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 高齢者といっても、散歩がてらでは700エリアであれば私は問題ないかなと思います。新規の駅近くでの土地、建物への投資より、さっき言った空き家のリフォームや買取りに対して、課題の空き地利活用と高齢者住宅構想のミックスが加速つくと思いますが、財政課長、新規ですのと、そういった私が言うエリアを利用するというのは非常に投資額が違うと思うんですけども、目安としてはどうなのでしょう。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） 林議員の御質問にお答えいたします。

先ほど町長のほうも答弁なさいましたように、町としては賃貸住宅の整備と空き家の利活用というのは別の事業という形で進めるような考えを持っております。

具体的には、空き家については令和6年度に町内全域の調査をしたところ、156戸の空き家があるということが判明しておりますが、そのうちの48件は、これ外観からの調査になりますけども、入居ができるんじゃないかというような目星をつけている空き家のほうの当たりをつけております。今年度中に、企画財政課としては、それらの空き家の所有者あるいは管理者の方に、ちょっとまずは町に相談をしてくださいというような通知を出しまして、空き家の利活用を図っていくような事業も考えておりますので、また町長の公約である第二の駅前マンション整備とはまた別のものという形で動かしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○7番（林 和廣君） もし建てたら財政上はどうか。もし建てたら。空き家で建てるのと新規に建てるの財政はどうですか。その空き家にそこ利活用しながら建てる費用と、新規に建てる費用はどちらがどう高くつくんですか。

○企画財政課長（上村健二君） 失礼いたしました。空き家の利活用をする場合と新規に建てる場合ということですけども、それはやはり空き家の程度にもよるかなと思います。あまり手を入れなくてもいい状態の空き家であれば費用はそんなにかけられないかもしれませんが、今使われていない空き家というのはやはりタイルが傷んでいるものが多いございます。玉東町の実例としましても、小清水の空き家を寄附していただいて、今、町営住宅として使っているものがございますが、そちらのほうも当初は幾らかお金を入れまして改修をしております関係上、町の経験上、比較をするのは一概にはちょっと言えないのかなというふうに思っております。すみません、答弁が曖昧ですけど、申し訳ございません。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） じゃあ違った聞き方をしますね。それでは、駅近くに新たに土地を買って、新たに建物を建てたときのその予算というのは、今の時点で幾らぐらいの投資が必要と考え

ておられますか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 林議員の質問にお答えしますけども、それは今の段階では分かりません。分からないということを理解してもらいたいなど。

駅周辺になぜ私がこだわるかというと、そして高層で建てたいというのは、今からヘルパーさんが減っていきます。そういうときに、ヘルパーさんで見える数がものすごい負担になってくる、遠くだったら。近くだったら1件のマンションに高齢者が集合しておれば移動距離が短くて無駄な時間がないと。そういうことも考えた上で高齢者集合住宅というのを考えたい。高齢者集合住宅というものはある程度自立ができると。元気な人、そして、それより自分でできないようになったら施設に。自分で身支度ができて、どこにでも、熊本にでも行けるような人を考えたい。それ以上になった場合は施設に行くと。ヘルパーが来る程度の人は施設に要らなくてもできますから。そういうことも含めて考えております。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 駅近くといえば、土地が高いスペースもあんまりないからどうしても立体的な範囲がありますよね。その投資額と私が言う箱井地域の平面、立体ではなく平面を利用できるということからすれば、非常にアパート気分ではなくて一戸建ての感じで利用できるんじゃないかなと私は思います。その違いを今から採用せえとは言いませんけれども、その違いは十分デザインしてもらいたいと思います。

2番目の質問と絡めてこれから入っていきます。

現在、高齢者への生産性、経済性の対応として起動しているのがシルバー人材センターがありますが、今のところ丈夫な健常者対象だと思います。そうでない、例えば車椅子利用の方とか歩くに少し難儀するが手作業は得意な方や免許返納されて行動範囲が狭まってあまり家から出なくなった人たちも含めて、経済的な生産性へ寄与するチャンスを与える施設などが、これからの地域社会には不可欠だと思います。

先ほど箱井エリア構想を私は述べましたが、既存の農産加工センターは非常に近くて、大いに役に立つと思いますが、いずれにしても、今以上に農産加工センターの活用幅を広げて、設備の拡張もして、経済性を生む、生産性を生む活用の考えはありませんか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 7番、林議員の質問に答えます。

高齢者を・・・というか、・・・してもらって生産性が生まれることは大事だと思います。目標方針もいうことにしても、味噌を加工する力が要るんですよ。簡単ではない。重いんです。味噌をつくるのは。味噌の加工のほうは考えてはいないけど、ほかのいろんなことを前向きにやってみれば、いろんなことは徐々にできると。そういうことがあります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） 社会福祉での手厚い保護、行き届いた支援を享受されている方も多いと思います。しかし、支援、援助に感謝しつつも、自前での稼ぎ、働いて僅かでも家計にとらって

いる方も現実多いと思います。感謝から生まれる弱々しい思いであっても働きたい、稼ぎたい人、あるいはそういった人との仲間に入り、経済性、生産性を兼ねたコミュニケーション施設が必要と考えます。問題は、そういうところができたら、施設じゃなくて高齢者住宅ですね。高齢者、低所得者との色分け、この色分けというのは、ここが低所得者の建物ですよなんていう、そんなんいるわけですね。それに対して、嫌がり、抵抗感を抱く人も当然おられると思います。それについて、先ほど言われてましたが、当時の企画課長も、高齢者限定か若者の入居を可とするかなどはこれからと紹介されました。そのとおりですね。そのエリアや建物がそういったイメージでの固定観念が生まれないように、十分考慮の上にデザインをする必要があると思いますが、少しちょっと考えを言って。

○議長（松尾純久君）　しばらく休憩します。

休憩　午後 3 時32分

再開　午後 3 時40分

○議長（松尾純久君）　休憩に引き続き、一般質問を続けます。

企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君）　7 番、林議員の御質問にお答えします。

先ほどの御質問ですが、低所得者を限定した部屋を設けることであるとか、あるいは建物の色を分けるであるとか、あるいは近くに高齢者の方が働く場を併設することなどについては、繰り返しになりますが、今何も決まっていないというような状況でございます。決まっていないというのが事実である状況の中で、私の立場から町の方針を示すような答弁は差し控えさせていただきます。答弁の繰り返しになりますが、今年度実施する調査事業の中で様々な可能性を探っていきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（松尾純久君）　7 番、林和廣君。

○7 番（林　和廣君）　それでは、まず、経済性、生産性という、高齢者になるべく収入を得れるという場所について、この前も広報ぎよくとう、あれにも載っていたハニーローザもうちの前のベアパレードさんのクラブで新しい商品つくったときに、ハニーローザというのはもう収穫量も、意外と農産物、期間が短いからあれなんですけれども、生産量というか、あれを量産化するというのは技術的に難しいわけでしょう。ハニーローザではね。だったら、ミカンとか玉東町も得意とする梨とか、あるいは米とか、こういうので何とか町の支援で継続的な量産化を図れる、特にちょっと高齢者、年配の方を雇うという構想を考える必要があると思いますけれども、これについてはどうなんでしょうかね。

○議長（松尾純久君）　町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君）　7 番、林議員の質問にお答えします。

10年後、梨、ミカン、この後に耕作をやっているとどうなるかと。半分山になる。今も現状減っ

た。後継者がいない。そこでどうするか。今、去年から取り組んでおります経営者の集団化、法人化、そういう方向にいけばある程度防げるんじゃないかと。山になるのを。そこで、収穫期とブツ、これが手が要ります。そのときに、高齢者でも働き手して使えるんじゃないかと、そういう話を後継者にはしてるわけなんです。いろんな場所で高齢者も使う場所が、農業だけじゃなくて、ほかのところにも元気な人は。やっぱり国民年金とか、これ月に7万円。7万円ではとてもじゃないけど生活できない。集団化、法人化すれば、そういう人たちをうまく利用してやれば、取りさしも幾らか報酬をちょっと年金にプラスになっていけば生活ができるようになるんじゃないかと。高齢者住宅というの、そういう人たちも入れていきたいと。将来減るであろうヘルパーさんの対策も考えて、いろんなことを考えております。しかし、先ほど課長が答弁していましたように、すべては今から調査をかけて、そして、その調査の結果を待って、いろんな構想を練っていきたいと思います。今考えてることがまだ可能かどうか分からないということだから、その場では答弁できないということになります。

○議長（松尾純久君） 7番、林和廣君。

○7番（林 和廣君） ミカン、梨、米、町長が後継者がいる、いない云々という話されました。私も農業政策を語ろうというのは今日はありませんけれども、こういう部分を聞きました。米が非常に去年は高かったんで、国が作れやどうのという話の中で、ある米農家さんから聞いた話が、5年なら5年政策として責任持つから増やせと言われればいいんですけれども、今年は増やせ、来年は減らせと、それが農業政策の非常に農家の人がきついという本音でした。だったら、先ほど私が言うように、ミカンの何トンが引き受けるけん、作れとか、梨何トンは加工センターで引き受けるけん作れと言え、それを高くかってあげれば、先ほど坂村議員がいっぱい質問なさって、ならばやる気のある人も出てくるだろうし、じゃあ高齢者に対することなら俺ら高齢者も頑張ろうという話にもなる。

もう一つ、家は空き家を借りたら安いと思うんだけど、そっくり買おうと言うにはちょっと無理だけど、家賃はずっと払っていけると、こういう方向むけの高齢者住宅はそのときやっぱり必要と思いました。そういったことを可にしていって、何て言うのかな、国民年金だから暮らせないという、そういうことではないです。国民年金は国民年金で結構お金を貯めている人もいます。だから、国民年金が低所得者ではないかもしれません。だから、そういったことを加味しながら、よければ居住エリアを造ってもらえないかということで、終わりたいと思います。

以上です。

○議長（松尾純久君） これで、7番、林和廣君の質問を終わります。

続きまして、6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） こんにちは。坂本です。よろしくお願いします。

人口減について、玉東町の人口は町広報6月号で5,003人となり、昨年より138人減となっています。今年度中には5,000人を切るかと思われるが、今後の町の人口の予想と人口減による行政運営の課題等について伺います。

2 番目、官製談合疑惑問題による職員懲戒処分の審査請求について、昨年 8 月 20 日付で懲戒処分を受けた元職員が、県人事委員会に処分を不服として審査請求されているが、その後の経過について伺います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6 番、坂本和也君の質問にお答えします。

人口減少は日本全国の問題であります。都市部、東京、この近辺は人口増になってる。熊本県では、菊陽、大津、西原、嘉島が人口が増加しております。あとは減っておるとい、これはもう社会的現象でどうしようもないこと。特殊出生率 1.06、玉東が 1.60 か。玉東はいいほうです。そういう中で人口減少というのはやむを得ない。そこはやっぱり町が考えるよりは国全体で考えていかないかん。町としては、人口減少にはできるだけ歯止めをかけていると。5 月末 5,003 人、6 月末 5,019 人、若干増えました。住宅政策をやれば増えてくるわけですね。今年 25 区画の住宅整備を計画しておりますが、それができれば、また減少に歯止めがかかると思います。

それから、官製談合と言われましたけど、官製談合じゃない。決めつけたらいかん。警察が捜査に入ったけど書類送検もやってない。これ捜査に行った以上は書類送検をやらないかん。検察庁、裁判長がやらないかん。警察官、警察署にはそれも再度やってないと。勇み足になつとる。そのことを置いて、官製談合とは言わないでもらいたいというふうに思います。

○議長（松尾純久君） 6 番、坂本和也君。

○6 番（坂本和也君） 町長から、人口問題についてはやはり国全体のことと言われました。私もそういうふうには思いますが、以前の町長の発言からすると少し消極的な発言だったかなというふうには。以前は、やはり町長が掲げてこられた土地開発、オレンジタウンとかそういうやつですね。それとサクラハイツ、そういうことにおいて、山北小学校の存続、そして、人口減対策において、玉東町は微減、これがずっと続いてきました。どうも私は広報紙が来てから人口減どんぐらい減るんか、しかも少し減り方が増えてきたいうふうに思いますので、この 10 年間はどなたが行けるか分かりませんが、ちょっと分かれば 10 年ぐらいの人口の減り方について伺います。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） 6 番、坂本議員の御質問にお答えいたします。

10 年間の人口の推移をお尋ねいただいていると思いますので、ちょっと手元にその資料がございますので、お答えさせていただきます。

10 年間で申しますと、平成 28 年度から令和 7 年度末までというのが 10 年間に当たりますので、その数値でお答えさせていただきます。

まず、出生数につきまして、10 年間の計が 310 人となっております。続きまして、死亡数ですが 788 人となっております。続きまして、転入につきまして、1,552 人の転入はなっておりますが、一方で、転出が 1,516 人となっております。出生数と死亡数の差引きで出されます 10 年間の自然増減につきましては、マイナスの 478 人でございます。それから、転入と転出の差引きで計算されます社会増減につきましては、プラスの 36 となっております。結果として、自然増減と社会増減、合わせました増減の計が 10 年間でマイナス 442 人、つまり 10 年間 1 年平均で 44.2 人の減を記

録しているという状況でございます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 非常に詳しく説明いただきましたが、よかったら年ごとにしてほしいんですが、出生者が310、死亡者が788で平均40何人と言いましたが、この5年間ぐらい少し減っている気がしますが、この辺の数字については年代別に分かりますか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） お答えいたします。

5年間ということですので、数値で申し上げさせていただきます。

令和3年度からの人口でお答えさせていただきますが、3月末時点の住民基本台帳人口で述べさせていただきます。令和3年度末が5,178人、令和4年度末が5,223人、令和5年度末が5,181人、令和6年度末が5,146人、令和7年度末が5,031人となっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 昔はこの人口減の問題については、やはり町民にも危機感を持ってもらって、やはり玉東町が大好きと。先ほど教育長が言われましたように、学校が大好き、玉東町が大好き、やっぱりそういうような、ぜひ町をつくって、やっぱり卒業しても残っていくと、やっぱりそういうようなことをぜひやっていただきたいと。やはり人口減によって町の財政も厳しくなっていくと思いますが、大体、前に一人頭幾ら交付金が入ってくるということを言われましたか。その辺が分かれば。国からの交付金ですね。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） 6番、坂本議員の御質問にお答えいたします。

国からの1人当たりの交付税に関しての御質問かと思います。

これに関しましては、普通交付税と特別交付税を合わせて地方交付税という形で入ってきますけども、人口に関しては普通交付税のほうが大きく影響してまいりますので、普通交付税の話でさせていただきますが、1人当たり幾らという計算式にはなっておりませんで、また、町の税収が増えると交付税が減らされるという仕組みにもなっていることから、一概に1人当たり幾らというような単純計算はできませんが、直近の令和7年度でいえば、普通交付税が15億8,764万9,000円入っております。これを算定基礎となっておりますが、令和2年度の国勢調査人口であります5,045人、これで割りますと、1人当たりが31万4,698円という金額にはなります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） それで、数値化して、町民に教えて、やはり玉東町に住んでいただくことが町のためにもなるんですよというようなことを私はぜひ伝えていきたいと。やはり卒業しますと出ていったりアパートを買ったりしますが、ぜひ玉東町に残っていただきたいというような思いを持っておりますので、ぜひこの点については発信してください。人口が減っていきますと、

ほかの課題もいっぱいあると思います。やはり自治活動ができなかった、消防団員もだんだん減っていくとか。その辺の課題についてはどういうことを思っておりますか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） 6番、坂本議員のほうから、人口減に伴う課題ということで今御質問いただきましたので、私のほうで想定したものが7点ございますので、そちらについて申し上げます。

1点目は、税収減による財政悪化が想定されます。

先ほど普通交付税について申し上げましたが、この国からの普通交付税が減少となり、また、個人住民税の減少、地域経済縮小による法人関係税の減少などが考えられます。

それから、2点目ですけれども、各公共施設維持の困難化が考えられます。

間近に迫っている例としては、山北小学校の老朽化や児童数の減少などを踏まえた小学校の統廃合問題が無視できなくなってきたと認識しているところでございます。

3点目ですが、社会インフラの老朽化対応でございます。

道路や水道管などは利用者が減っても更新が必要でございます。特に、町の簡易水道は企業会計で運営していることもあり、人口減による利用者の減は水道設備の更新費用不足に直結してまいります。

4点目ですけれども、医療福祉需要の増大への対応です。

人口は減っても高齢者割合が増えるなら、介護需要増加や医療費増加、あるいは独居高齢者支援経費の増加などが懸念されてまいります。

それから、5点目ですけれども、地域コミュニティの維持が懸念されるようになります。

玉東町には15の行政区と六つの消防団の分団がありますが、各行政区長の成り手不足や消防団員不足など、既に問題となっていることがより深刻化すると想定されます。あわせて、先ほど前田議員の一般質問の中でもありましたが、議員の成り手不足であるとか、町が設置しております各種審議会等の委員の成り手不足なども懸念されます。

6点目ですけれども、空き家・空き地問題でございます。

これは全国的に見て人口減少地域の典型的な課題とされており、景観面、安全面などから深刻化させない工夫が必要となると認識しております。

最後7点目ですが、人口規模に応じた町職員の定数削減です。

これによる行政サービスの低下が懸念されます。

以上、想定した7点の課題として申し上げます。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） いろいろ課題を整理されて非常に分かりやすかったです。その中でも、やはり私も二俣東におるんですが、やはり人口減によって町道あたりに前は木が生い茂ってきよったですね。それもう地区的言うたんですが、高齢化でできないとかいろんな課題が浮き彫りになってきます。農業関係についても、用水路の整備とか補修とかもできなくなって、苦情のおそ

れ。それと、消防団員もだんだんと減少。これは自主防災組織ということで現在補っておりますが。あと、やはり空き家、先ほど林議員のときに、空き家が156だったですか、この問題を非常にスピーディーにやっていかないと、やはりだんだん空き家がぼつんぼつん増えていきますと、やはり地域が何かじわーっと何か意識的にも衰退していくような感じがします。空き家を町の不動産屋、この人の紹介で他町から来られました。やはり子供を連れて来られた方がおるんですが、非常に活気づきます。空き家を早め早めに利活用して、そこにトイレとか台所あたりの補助金、こういったことをやっていけば、非常に地域も活性化しますし、人口減対策になると思いますが、その辺の進め方はどうですか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） お答えいたします。空き家の利活用についての御提案、御意見があったかと思いますが、まず、企画財政課として、玉東町として、空き家利活用促進補助制度というのを設けております。令和8年度につきましては120万円を当初予算で措置しているものですが、こちらのほう、空き家の所有者の方が空き家バンクに登録した物件であって、かつそれを売買あるいは賃貸される際に、その賃貸売買に向けて家をリフォームしたり、架台を撤去したりする際にお金がかかりますので、その費用の2分の1を助成する制度を設けております。令和7年度までが補助金が上限20万円だったんですけれども、令和8年度からはそれを10万円増やしまして、最大30万円の助成をする形としております。そのような空き家の利活用促進補助も使っていただきながら、空き家の利活用を進めていきたいと企画財政課としては考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） ぜひこの空き家、これは非常に地域にとっても大切なものですので、ぜひ頑張ってやってください。

それと、町の人口に外国人の人たち、ウクライナの避難民の方、それと今は外国人の就労者の方がおられますね。この人たちも人口の中にカウントするんですか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） カウントします。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 大体外国人の方が何名ぐらいおられるか把握しておられますか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） すみません、横から助け舟がありましたが、61人だそうです。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 61名ということは、実績上は、もう実際玉東町でもう5,000人を切つとるということになるんですね。やっぱりだんだんこういう深刻な問題がなつとるわけですが、あと、町営住宅あたりに、玉東町は子育て支援とかいろんな支援があつて非常によかけん、子育てするけん玉東に来るといふ人たちがおられるんです。他町からききますと玉東はよかけんと。

買物券は出るし、子育て支援もいっぱいあるもんな。子育て支援するときだけ玉東において、子育てが終わると住宅家賃が上がるもんで、出ていく人もおられると思いますが、その辺の数についてはどうですか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） 正直に申し上げますけど、数は把握しておりません。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 以前も林議員のほうもこういう質問をされたと思うんですが、やはり玉東町に子育てに来て、やはり子育てが終わっても玉東町に住んでもらえるような住宅や、先ほど言いました空き家、こういうのを提供して話を持っていくとか、やっぱりそういうことも大事というふうに思いますので。やはり玉東町に子育て期間中だけ来て、子育てが終わったら出て行かれる方も結構おられると思いますので、その辺認識はどうですかね。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） お答えいたします。まず、感覚論でのお話で大変恐縮ですが、ある程度そういう方がいらっしゃると思いますというような坂本議員からのお話でございましたが、私の感覚としては、子育てのときだけ玉東で過ごされて、転出されているという方の個人などは今想定される人はおりませんで、皆さん玉東町の住環境、あるいは子育て支援の環境を気に入っていただいて、多くの方が定住していただいているものと、感覚で申し訳ございませんが認識しているところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） じゃあぜひ今後ともそういうことを目指して頑張っていただきたいというふうに思います。

それから、やっぱりこの各課に人口減の問題は関わってくるというふうに思うんですよ。先ほどから聞いていますと、やはり各課を横断して人口減に対するプロジェクトチームなんかもつくて、みんなでこういう課について対応しなければならないような現状に今あると思うんですが、その辺はいかがですか、町長。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問に答えますけど、理想はそうですけど、現実はいかならないという。それはなぜかと問われても明快の答えは出せない。今玉東町として精いっぱいの努力をやってること、これを気に入って若い人が子育て支援をやってもらう。出生数は玉東町少ない。ところが、小学校に行くときは人数が増えとる。ということは、子育てするには玉東という傾向にあるんじゃないかなと。そういう人も、課長が言いましたように、ずっとそのままおって玉東におられるんですけど、期間中我々の世代、高齢者が多い。これ我々の世代が終わるまでは死亡と出生というのは死亡多いわ。これはもうやむを得ない。もう日本全体でそうなっておるといふ。道徳教育、若い世代になぜ子供が必要かということをやっぱり教えてやらな

いかん。今女の子がままごと遊びするのが見られん。我々が子供の頃は女性はままごと遊び、お母さんごっこ、そういう風景を見ない。それで結婚して子供を産みたいという気持ちになってないんじゃないかなと思う。子供の頃から。やっぱりそういうところが日本の教育を見直さなこの歯止めはかからないと。フランス、これがものすごい減っていった中でV字回復をしたと言われている。このフランスはどういうことでV字回復できたのか、そのことをやっぱり政府は検証して、各地にやっぱりそのことを教えていただいたんだらう。そのことが大丈夫だと。日本の人口、今から2040年か、40年もっと8,700ぐらい、大幅に落ち込むという。今のままでいったら3,700以前、3,700年後4人に1人と言われとる。これ新聞記事に載っとった。それをどう防ぐかということは国で考えていただいたら。参考になるのはフランスだと。それが大事だと。地域でどうこうというのはもう難しい。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 先ほども言いましたように、地域でどうのこうのは難しいといえども、やはり沖縄も増えとるし、そういったところ増えとることもありますので。出生率が県によってばらつきがあります。やはり目標は高く持って、国のせいとかそういうせいにせず、やはりいいところはしながらもやっていくと、そういうことも大事だと思います。企画課長が非常に詳しく調べられてますので、町の人口は15歳までの数と15歳から65歳までの数、この辺の数字分かりますかね。

15歳未満の数と15歳から65歳までの間。

○企画財政課長（上村健二君） お手元に資料がありますから時間いただいていいですか。

○議長（松尾純久君） しばらくお待ちください。

○企画財政課長（上村健二君） お答えいたします。

15歳以下の人口につきまして、令和8年6月1日現在でお答えいたしますが、玉東町の人口5,019人に対して、15歳以下の人は720人となっております。65歳までですね。

65歳以下人口は3,254人です。

以上です。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 子供、若者も私が思ったよりもやはり少し多い感じですね。子供たちにぜひ玉東町に残って、町長がいつも言われるように、玉東町の役場に入って、玉東町をまだ住みよいまちにするぞというような教育をぜひ教育長にはやっていただきたいというふうに思います。

それと、15歳から65歳3,265人、玉東町の今の現状を示してるわけであり、この数がだんだん減ってきて、年寄りばかりなってくると、非常に社会保障費とか生産性が悪くなる、そしてまた、税収も悪くなると思いますので、この数字を維持するような形で頑張っていただきたいというふうに思います。

それで、やはり先ほど言いましたように、各課にこの人口問題については、先ほど道路の維持、消防団、いろんなところが関わってくると思いますので、やはり各課で共有するじゃなくて、全体で共有しながら、この人口減の問題については危機感を持っていただきたいというふうに思い

ます。人口減の問題についてはこれで終わりますが、大切な問題ですので、皆さん、ぜひ知恵を絞りながら汗をかき、努力をお願いします。

あと、官製談合疑惑のことですね、町長から官製談合じゃないと言われましたが、やっぱり新聞記事とかなんとかでは官製談合疑惑というふうに活字は載っておりますので、あえてこういうような文言を使っていただきました。やはり官製談合じゃなかったならば、逆に町長に、職員の処分は必要じゃなかったのか、ないのだろうかというようなことをお聞きします。どうでしょうかね、町長。官製談合ということがなかったなら職員の処分とかなんとか必要なかったんじゃないかと。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 官製談合でなかったら処分の必要はなかったんじゃないかと言われましたけども、何を処分したかって、職場の記録した書類を警察に渡しておった。そういうことをしちやいかんということで処分をした。何で警察に協力せなあかんと。そのことが問題。警察も警察。

○6番（坂本和也君） もう少し大きな声で言ってください。ちょっと聞こえづらい。

○町長（前田移津行君） 捜査事項照会書ということで、役場に、行政に申入れをすれば全部書類をやろうと言った。それをやらなくて、一個人にやったわけです。個人も半分脅したみたいにしてやったと。本当は処分された本人も警察を訴えたいと。警察を訴えれば自分が警察補導されてやっとなるんだから。そういうことをする警察自体が間違えとる。かわいそうなことになったけど、やっぱりルールはルールで、守らないかんルールを破ったということで1か月間10%の減給処分をやっとなるわけです。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 町長が言われますように、私も以前から言ってますように、警察が両方挟まれて連れて行かれて、受けたら、相手の方はやはり警察というところを取調べも行ったこともないし、やはりそういったところに行ったらある程度のことはやっぱり話すというふうに思います。そこは処分をされた方は反対に犠牲者というふうに私は何遍も言いましたが、やっぱりその辺はどうでしょうか。本当に処分は一生ついて回るやつですね。やはり犠牲者というふうに思えば、処分はしなくてもよかったんじゃないかなろうかと。それがあったからこそ、分限委員会で処分の必要なしというふうに答申されたと思ひまして、やはり町長が疑惑を流しちゃった、情報を流したと。疑惑となるような証拠とかいうか。以前から町長は何かプロポーザル方式は談合なんかほとんどできないようになってるけん、だけんプロポーザルにしたたいというようなことをずっと言ってこられましたので、そういうところ考えれば、漏らした情報とは何ぞやというふうに思います。プロポーザル方式だったら漏れてもいいような感じで町長は言われておりましたので、じゃあ警察に何の情報を伝えて、それが本当に守秘義務違反だったのかということも私たちは全然分からんわけですよ。町長だけが守秘義務違反というふうに言われておりますが、私たちは何が守秘義務違反なのかという全然分かりませんので、その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えします。

皆さんにいろんな書類を見せてもいいんです。分限委員会の中では話をしてあるわけです。しかし、それにもかかわらず何もなかったと分限委員会はやったわけですね。事実知ってるわけですよ、やったのを。あったことを。ほんで最後は2回先まで最初戻して、最後判断できませんと、返してくれと私は言うたんですね。それで、2人のやり取りの中で、最初のはっきり言うのとるわけ。そのまま通せばしよがなかった。ところが、後でそこを話さなかった。警察から手をかけられとるのに話さなかった。本人も何かがあったんだろうと話せない。話せば警察のために犠牲になるんだから処分をしなかった。もうはっきり言えば処分はせんと私も言うとした。しかし、全く違うように言ったから、やもう得ない処分をした。もうあとはいろいろ詮索せんで、あと、不服申立てをやってるからその判断を待っていただければいい。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） ちょっと1点だけ、やはりこの分限委員会の中で話が、最初は救っていく方針、途中変えた。その時に、町長は警察あたりからも圧力が本人にかかって、あとはだんまりとかそういうやつになったんだろうかというふうなことを言われましたが、突然、やはり警察だからそういうような圧力をかけられるというのは非常にもう本人の弱さと言えば弱さなんです、やはり公務員としての、反対に、何ていうか、警察にも協力せないかんというような気持ちもあったらうというふうに思いますので、やはりここは処分の対象に、町長の先ほどの寛容な、大城戸さんのときのように寛容な考え方で弱き者を助け合うというふうな発言もなされましたが、やはり職員も弱い立場で警察に連れていかれていろいろ聞かれたということですので、私は、今からでもいいのでこの処分はなかったことにはできないだろうかというようなことを思いますが、それについてはいかがですか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。少し趣旨からずれて、処分についての話ですから、簡単明瞭で・・・。

○町長（前田移津行君） 6番、坂本議員の質問にお答えしますが、人事委員会に不服申立てはやってますので、その判断を待ちたい。片方の処分を取り消せば片方は不利になってくると。どっちを取るかという。やっぱりはっきりしたほうを取らないかと。そこは坂本議員もよく知っとるんじゃないかなと思います。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） この処分の関係は、大体めどとしてあとどのぐらいかかるかちょっとお尋ねします。

○議長（松尾純久君） 総務課長、清田豊君。

○総務課長（清田 豊君） 元職員の不利益処分についての審査請求については、令和8年4月27日に審理が終了していますので、今は県人事委員会の判定を待っている状況であります。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 4月20日にもう終わってるんですか。

○総務課長（清田 豊君） 4月27日です。

○6番（坂本和也君） 27日に。ということは大体もう今年中には出るような予想ですね。までは分かりますか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、清田豊君。

○総務課長（清田 豊君） 今は審議が終了しているということだけしか分かってないので、どのぐらいで結果が出るかというのはまだ分かりません。あと半年かかるのか、昨年度元総務課長の答弁では1年か1年半かかるというところで答弁されているかと思いますので、それからいきますとあと半年ぐらいはかかるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 今度は、こういう県からの報告があったら、やはり議会とかそういったところにもきちんと説明をぜひやってもらいたい。やはりいろんな課題があるにもかかわらず、全協あたりでの説明も何もないしですね。今議会で聞かんと分からん状況は非常に議員としても困ります。やはり今度こういう問題の結論が出たならば、やはりもうすぐに寄ってもらって話をするとか、そういったことはぜひお願いしたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、清田豊君。

○総務課長（清田 豊君） すみませんでした。私が4月になってから総務課長になりましたので、そこら辺のところは怠っていたかなというふうには今感じているところであります。今後こういった事案については、議会のほうにも報告していきたいと思います。

○議長（松尾純久君） 6番、坂本和也君。

○6番（坂本和也君） 特に、もう課長の皆さん、何人か変わられて、新しい職員もいっぱい帰ってこられましたので、やはりこういう事件も、また、新しい建物ができたり、いろんなことでこういう事件が発生する要素がありますので、職員の教育もしっかりなされて、こういうことがないように頑張っていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（松尾純久君） これで、6番、坂本和也君の一般質問を終わります。

しばらく休憩するということになります、トイレの方います。いませんなら続けますが。いいですか。

じゃあ、しばらく休憩します。

休憩 午後4時30分

再開 午後4時37分

○議長（松尾純久君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） お疲れさまです。

まず質問に入る前に、教育長、このたびは御就任、誠におめでとうございます。たくさん教育長の教育に対する思い、そして子供たちに対する思いの決意を聞かせていただき、これから期待

をしていきたいなと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議長より通告の許可をいただきましたので、質問をさせていただきたいと思います。
まず、質問事項、保育料について。

玉東町における多子世帯の保育園の利用状況と現在の保育料負担の実態についてお伺いします。
保育料の無償を含め、多子世帯の保護者の経済的負担軽減に向けた玉東町の今後の方針をどのように考えていますか。

次に、GPSの必要性について。

玉東町における児童への不審者による声かけ事例の発生状況や傾向について、教育委員会としての把握状況をお聞かせください。

次に、玉東町の小学校にGPSの持込みもしくはタブレットにGPSのアプリ導入の考えはあるか、今後の方針をお伺いいたします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番、功刀議員の質問には、担当課長より答弁をいたします。

○議長（松尾純久君） 保健子ども課長、清田浩義君。

○保健子ども課長（清田浩義君） 2番、功刀議員の1つ目の御質問にお答えします。

議員御質問の多子世帯の保育園利用状況につきまして、第3子以上で無償化の対象とならない3歳児未満クラスの児童が現在22名通園されています。すべての児童が国・県・町の補助の対象となっていますので、保護者の保育料負担を発生していない状況にあります。

次に、保育料の無償化を含めた負担軽減につきましては、昨年6月議会で答弁が行われておりますように、今のところは現状どおり、本年度当初予算計上の事業内容で行うこととしております。

第3子以降の保育料につきましては、両親の税額を合計した市町村民税所得割5万7,700円未満の世帯であれば全額国の補助、同じく所得割30万1,000円未満の世帯であれば県と町の補助により保育料の負担は発生しません。

参考としまして、市町村民税の所得割について説明しますと、課税所得に対し、税率6%で算定したものとなりますので、給与収入が年間400万円程度の方で10万ほど、500万円程度の方で14万ほど、600万円程度の方で18万円ほどとなっております。

町民への平等を重視し、保育料の負担をお願いしている所得割30万1,000円以上の世帯に対しても、県補助対象世帯と同じく町の半額補助についても検討する必要もあるかとは思いますが、現状では、所得階層に応じた相応の負担をお願いしていきたいと考えます。

また、負担いただいた保育料に対し、副食費相当分の月額5,100円につきましては、町の補助としてお返ししているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 教育長、狩野輝幸君。

○教育長（狩野輝幸君） 私は4月就任ですので、不審者による声かけ事例等について、あるいはGPS持込み等についての答弁は松永事務局長に答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 2 番、功刀議員の 2 つ目の質問にお答えいたします。

当町における児童への不審者事案につきましては、過去 2 年間発生は確認されておりませんが、今年に入り、木葉小学校区で 2 件、山北小学校区で 1 件の報告を受けております。

玉名警察署からの情報によりますと、木葉小学校区の事案につきましては、2 件とも既に解決済みとなっております。しかしながら、山北小学校区で発生いたしました車からの声かけによる連れ込み未遂事案につきましては、現在も容疑者の逮捕に至っていないと伺っております。

次に、小学校への G P S の持込み及びタブレット端末への G P S アプリの導入の考えと今後の方針についてお答えいたします。

初めに、小学校への G P S 機器の持込みについてでございます。

町といたしましては、安全確保を目的とした G P S 機器の持込みについて、特段の制限を設けておりません。実際の事例といたしましても、事前に学校へ相談いただいた上で、ランドセルから取り出さないとといったルールの下、持込みを認めているケースがございます。基本的には、各学校と御相談いただき、家庭において判断いただく方針としております。

次に、タブレット端末への G P S アプリの導入についてでございます。

G P S を活用することが見守りの有効な手段の一つになり得ることは理解しておりますが、導入に当たりましては慎重に判断すべき点があると考えます。

1 点目は、端末通信使用による技術的な課題であります。

本町の児童に貸与しているタブレット端末は W i - F i モデルとなっております。学校や家庭など、W i - F i 環境下では通信可能ですが、通学路など屋外の W i - F i 環境がない場所では通信が遮断されます。そのため、仮に G P S アプリを導入しても、屋外でリアルタイムに位置情報を把握することが構造上困難となっております。

2 点目は、児童のプライバシーへの配慮です。

安全確保という目的であっても、位置情報を取得し続けることは児童の行動を常に把握する状態となり、心理的な窮屈さを感じさせる心配がございます。児童のプライバシーや心理的な影響に十分考慮をしなければなりません。

以上のことから、現時点で町としてタブレット端末へ G P S アプリを導入することは難しいと考えております。

町といたしましては、引き続き、学校、家庭、地域の皆様と連携した見守り活動を推進し、児童の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 2 番、功刀圭一君。

○2 番（功刀圭一君） ありがとうございます。

まず、1 つ目の保育料についてですが、令和 7 年厚生・文教・税務常任委員会で山北保育園のほうに出向き、保育園での現場の声を聞いてきたときに、二つの問題、課題を強く園長先生のほうから話されて要望されました。

一つは、落ち着きのない子。なかなか先生の言うことを聞けずに飛び出したり行ったりする園

児さんもいる中、今の保育園の先生だけじゃそういった園児さんにも対応する中、なかなか手の届かない、大変なんですよといった園児さんにも対応をしっかりとするために保育園の先生を増やしたいという町に要望をされました。

2つ目が、多子世帯への保育料の見直しを強く要望されました。

令和7年、今から1年前に議会の一般質問の中で、吉住委員のほうからこの質問については取り上げられておられます。

1つ目の課題については、すぐに補正予算にて発達支援体制整備事業というところで、1,000万以上の予算をつけていただきましたところに関しましては、本当に感謝申し上げます。ありがとうございます。

今回質問に挙げてます多子世帯の保育料についてのところでは、昨年の質問のときに、当時、小島課長の答弁の中で、町としましては、保護者の方の御理解を得ながら、今後も多子世帯への保育料については、現行どおりの対応を行ってまいりたいと思いますとはっきり答弁されているのは聞いています。だけど、なぜまた同じ質問を持ってくるかと思われるかと思いますが、福祉のまち玉東町だからこそ、いま一度前向きに考えてもらえないかなと思い、質問させていただいております。

まず、1つ目の、玉東町における保育園利用状況と保育料負担の実態のところ、いま一度確認させてください。

多子世帯の保育園の利用で、今現在22人おられるというところで間違いはないですかね。22人今現在おられるという回答でしたよね。・・・ないですか。ありがとうございます。その数字を今聞いたときに、非常に多く感じたところで、やっぱり子育てするには非常によいまち玉東町、子育て支援が充実していることが分かる数字じゃないかなと思いました。今は多子世帯で保育料の負担されている方はいないというところで答弁をいただきましたが、令和7年度のときは一人、多子世帯で保育料を払っておられるとお聞きしました。国が定めている保育園の保育料については、第1子は保育料を納めるとします。第2子は原則半額、第3子以降は原則無料とある中でも、住民非課税世帯が対象というところだと思います。自治体によっては違ってくるのかなと思いますが、ここで一つちょっと確認をしたいんですが、玉東町では第1子を何歳までと定められておられますか。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健子ども課長（清田浩義君） 御質問にお答えします。

これ18歳となっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 玉東町は今第1子が18歳と定められて、これは第1子はよその自治体とはばらつきがあるんですか。何か国の制度を見てたら、第1子がえらい段階で何か抜けていくような感じが年齢でちょっと感じたんですけども、そこのところはどうなんですか。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 多世帯補助の部分ですと、2歳まで半額、第2子半額につきましては、所得が多い方も該当するような事態につきましては、保育園に2年以上通っている方の2番目は半額です。保育園に3人以上通っている場合は3人目は無料です。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

ちょっとなかなかこの保育園事業のほうも私も勉強をしてきましたけれども、やっぱりそこら辺がちょっと難しいところがあって、ちょっと質問に対して失礼になるところがあるかと思いますが、御了承をお願いしたいと思います。

玉東町で保育園での副食補助を行っていただいております。副食の補助につきましては、全園児さんが対象に受けられるのか、それともこれも非課税世帯の方々が対象なんでしょうか。お願いします。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 御質問にお答えします。

3歳以上のお子さんにつきましては、副食費のほうは全員です。3歳未満の保育園の負担金を払ってらっしゃる方は、そちらのほう上限5,100円が上限としてお返ししております。

以上になります。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

保育園の副食につきましても、こうやって町からも支援をいただいております。本当に感謝であります。多子世帯での保育料に引かかる世帯の方も今年度はいないわけで、玉東町では、町民税所得割額というので、先ほどこれも質問しようかと思ったけど、これが30万1,000円というところでなってるところで、年間税金を納める方が保育料こうやって引かかる世帯なんだと思いますが、先ほど課長の答弁の中で300万が幾らとか400万は幾らとか600万は幾らとかいうのをもう一度確認でちょっとお聞きしたいんですけど、よろしいですか。

○議長（松尾純久君） 保健こども課長、清田浩義君。

○保健こども課長（清田浩義君） 御質問にお答えします。

これ市町村民税所得割の世帯合算分になります。両親の税額を合計した場合ですね。1人で給与所得もらわれてる方は年間400万であれば10万ほど、500万であれば14万ほど、600万ほどであれば18万円程度となりますので、参考として言いますと、奥さんが400万、御主人が600万という1,000万円の世帯に対しては、所得割が大体28万程度になりますので、こちらは一応補助対象というふうな段階となっております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 分かりました。かなりこれに掲げられている多子世帯の保護者様という方はやっぱりかなり両方で稼がれておられるという認識でいいかなとは思っております。かなり

稼いでいるとは思いますが、その分税金をたくさん納めておられると思い、町にしっかりと貢献されているのではないかなと考えます。

次に、保育料の無償につきましては、財政のこともありますから、将来にわたり進めていく必要があるのではないかなと考えているところなのですが、私は今回前向きに検討をしてほしいところは多子世帯での30万1,000円の壁の見直し、もしくは撤廃いただいております。玉東町では子育て支援につきましては本当にたくさん支援していただいております、本当に感謝申し上げます。子育て支援につきましては、また最後、清田議員のほうから質問されると思いますので、しっかりと聞いていきたいなと思っております。

福祉のまち玉東町だからこそ、多子世帯の見直しをしてほしいのです。保育園保育料につきましては、ほかの自治体もいろんな支援を行いながら、様々でありますが入力しておられます。例で挙げますと、和水町では令和7年度からゼロ歳から2歳児の保育料を所得制限も撤廃し無償化にされました。高森町におきましても令和5年9月から全園児さんの保育料の無償をされております。ここの玉東町と同じ小さな町でも芦北町、美里町、錦町にもたくさんの自治体が保育料の所得制限の撤廃などをされている自治体も増えてきています。少子化の問題にもつながっているのではないのでしょうか。

町長は、これまで我がまちの人口減少に強い危機感を持っておられ、子育て支援に力を尽くされています。しかし、現場の声を聞く中で、現行の制度の壁に突き当たり、それが多子世帯に対する所得制限の壁です。国や県の制度、そして我が町の現行基準では、せっかく子供3人、4人と産み育てる家庭であっても、親の所得で一定基準を超えると、第2子、第3子の保育料を全額、あるいはそれに近い形で納めなければなりません。町長、ここで考えていただきたいのは、その所得制限で引っかかる家庭のリアルな姿であります。大都会、いわゆるタワマンに住む富裕層ではありません。我が町で汗水を垂らして働き、人一倍の税金を納め、そして何より、この町でたくさんの子供を育てようと決意してくれた町にとって最も大切にすべき現役世代の主役たちです。所得が高いということは、それだけ夫婦で必死に共働きし、時間を削って働いている証拠でもあります。それなのに、所得があるからという理由で支援から外され、多子世帯で保育料を請求させられる、これは努力が報われないばかりか、この町で子供をたくさん産むと損するののかという絶望感につながりかねません。子供は地域の宝であり、未来の納税者です。親の所得にかかわらず、社会全体で育てるべきです。我が町の規模だからこそ、国の一律の基準に縛られず、町長の政治決断で手の届く温かい支援ができるはずです。

そこでお尋ねします。

本町における多子世帯保育料における所得制限を完全に撤廃し、一律無償化、あるいは大幅な負担軽減に踏み出すべきと考えますが、町長、今どう感じられましたか。町長の思いを聞かせてください。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 2番、功刀議員の質問にお答えします。

功刀議員の気持ちは分かります。しかし、今国の制度の中でも補助はいっぱいあります。第1

子1万、第2子1万、第3子からは3万、第4子、5子、3万、3万、第5子までおところは月に11万くるわけですね。我々の時はなかったんです。それから見れば、今は相当恵まれておると。副食費も町が補助してる。いろんな面で玉東は補助をやってるわけです。これ以上の補助をやっていったらどうなるかということです。……。やったことは、制度を設けたらやめられないんですよね。続けられるかどうかを考えていかなきゃ。そこでやっぱり慎重にならざるを得ないと。

高齢者も、非常に最初はいっぱいやれない。しかし、高齢者にも待ってくれと言いました。これから先は少子化対策で子ども手当を考えていかなければなりませんので、しばらくの間お待ちください。お願いします。そして、これが子育て支援に現れることですね。小学校6年生まで医療費無料、中学校3年、高校までずっと上げていかなあかん。そういう中で、国も大きな見直しをやってきました。第1子、第2子、第3子から3万の月額補助ですよ。その中で、保育料のもう玉東町には幸い対象がないということで、安くやったわけですね。職員の手当はやってるし。今以上にやってさあどうするか。

今社会情勢を見てますと、この先どうなるか分からない状況であります。先のことを考えていかなければならない。

去年大水害がありまして、その復旧工事も急がねばならない。公民館、体育館、この資料の中で町の持ち出しも兼ねてあります。そして、道路の整備もやらないかん。そういうことを考えると、これ以上の高齢者、子育て支援はちょっと間を置いたほうがいいんじゃないかなと。農業政策にしたって考えていかなければなりません。いろんないっぱいある中で、一つのことに特化したらいかと。やっぱり全体を見ながら予算編成もやっていかなきゃなりませんから、その点もやっぱりみんな我慢できるところは我慢してやっていかなければならない。そういうときに入ってきたような気がいたします。

今、玉東町は合併を見送って財政的にはものすごく良くなりました。合併前から今と比べると基金も3倍に引き上げて、借金も9億ほど減りました。そして、福祉政策の中でいろんな事業をやってまいりました。これから先は物価高騰。この社会の流れを見ているとどうなるか分からない中で、今度はいろんな支援をやっていかなければなりません。年末にはやっぱり物価高騰に対しての買物券、これ今までずっとやってきたんですけど、今年ができないというわけにもいかないと。その捻出もやらなければなりません。そういう中で考えていくと、やっぱり我慢するところは我慢していかな仕方がないと。

以前の子育て支援関連は今は10億です。そのことを考えれば、あまり贅沢させたらいい子は育ちません。我慢するところは我慢させてやるべきだと思っておりますので、いましばらくその点は我慢していただきたいなと。やればやるほど喜びますよ、人は。しかし、全体を見ていかなあかん。どうかこの功刀議員も若い奥さん方にそのことを伝えていただきたいと思います。

以上と。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） 町長は今までやっぱり子育て支援については本当に力を入れておられて、

本当にさっきの数字を、子供、兄弟がこんなに多いのかということをしごく分かったところでございます。なかなか難しい部分もいつも質問をさせていただいてますが、また、いま一度、思いだけは伝えさせていただきたい。終わりたいと思いますので、聞いておいていただければ助かります。すみません。

私は、厚生・文教の委員で副委員長を務めさせていただいています。だからこそ、この保育の問題について、現場の声を聞いて、行政ができない、それにはいと終わらせていい問題ではないと思い、諦めずに声を何度でも何度でも検討するよう、前に進んでいくまでやらないといけないと強く思っております。本気でこの問題に向き合っていないかと思っております。

時間も限られておりますので、最後まとめさせていただきたいと思います。いま一度、この多子世帯への思いを聞いてください。

今の日本は残念ながら子供たちをたくさん産み育てると、そのものが人生における大きな経済的リスクになりかねない、そんな歪んだ社会になってしまっています。しかし、町長、我が町だけはそんな冷たい社会であってはならないのです。所得制限という物差しによって支援の光が届かない場所に置かれている御家庭がいる。どうかいま一度見直しを想像してみてください。所得制限に引っかかった御家庭が出てきても、ぜいたくな暮らしをしているわけではないと思います。子供たちの未来のため、この町の未来のために、毎日朝から晩まで必死で働き、人一倍の税金を納め、歯を食いしばって我が子を育てられていると思います。それなのに、一生懸命働いて、人より多くの税金を納めているからという理由だけで、行政から、あなた方は自分たちで何とかしないという線引きされる、突き放されているようにも感じます。たくさん働いて納税しているのに、なぜ我が家だけが支援してもらえないのかと思われると思います。この不公平感を放置し続ければ、町を支える優秀な若者たちから順番に所得制限のない近隣の自治体へと静かにこの町を去っていくんじゃないでしょうか。親の所得が幾らであろうと、この町で生まれてきてくれた子供たちは全員が我が町の未来を担う大切な宝物であり、町全体が一律に全力でその成長を応援するんだという温かいメッセージになります。5年後、10年後、そして30年後の我が町の未来の入り口を、そしてこの町に光を守り続けるため、最も価値のある、見直すべき課題だと思います。町長ならできるはずです。これまでも子育て支援の課題に強いリーダーシップで立ち向かってこられた町長だからこそやってくれると信じております。この町で子供たちを産んでよかった、この町を選んで本当に幸せだった、すべての多子世帯の親御さんが涙を流して喜べるような所得制限のない3子以降の完全無償化の早期実現を町長の政治家としてのプライド、情熱に深く期待しながら、心から強く要望いたしまして、まず1つ目の質問を終わりたいと思います。

次に、2つ目のGPSの必要性について。

今先ほどの答弁の中で、不審者からの声かけのほうを聞かせていただきました。今年に入って、木葉のほうでは2件そういう事例があつておると。そして、山北のほうでは1件というところであつておるというところで、山北のほう、木葉のほうではすぐに警察、そして玉東町の補導部会というのがありますけども、こういうふうな事件がその声かけの事例があつたとか、こういう事件のときにはすぐに警察の対応、そして、そうやって補導部会にも何か見守りの強化をお願いし

ますとかいう、そういう連携はつくられてちゃんとできてるのでしょうか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 2番、功刀議員の御質問にお答えいたします。

今このような事案がありましたときには、当然学校にも連絡しますし、そういう子供たちの健全育成に携わっていただいている補導部会とか町の駐在官とかそういったところと連携して、あと、青色パトロールの巡回ですかね、そういったものと連携しながら防犯に取り組んでおります。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

木葉のほうでは2件は解決済みというところで、山北のほうでは、先ほどの答弁の中では、声かけて子供を車に乗せようとか何かそういう事例だったんですかね。何か引きずるという山北のほうで起きた事例は。分かりました。しっかりとこうやって連携が取れているというところで安心したところでございます。

今回GPSの必要についてですが、今年の3月に京都で起きました安達結希君の事件であります。なかなか見つからずに、この事件について、この玉東町の保護者の方々もたくさん心配されたと思うし、いつ自分の子供が事件に巻き込まれるかと心配の声もたくさん聞きました。今回の事件は、不審者からの連れ去りとかではなかったのですが、この事件が起きた小学校では、GPS機器等の持込みは原則禁止としていたんですね。この事件が起きて、新学期になり、4月9日に保護者向けアプリを通じて、特例としてGPS機器つきタグや緊急用携帯電話の所持を許可すると学校のほうから通知が、メールのほうで通知が保護者に行き届いたというところで、この事件について、GPSのやっぱり必要性が高まってきたのは事実です。SNSの中では、今の時代にGPS禁止はあほう過ぎるなどのすごく事件後この小学校はやっぱりバッシングがひどかったとなっております。そして、この事件をきっかけにGPSを持たせる家庭が多くなったとしてあります。今回玉東町ではどのようなGPSの対応をされているのかとお伺いさせていただいたところ、GPSの持込みに関しては、やっぱり山北小学校さんも木葉小学校さんでも持ってきているお子さんもいるというところで、持込みは禁止じゃなくて安心したところではございます。

今のGPSは本当にコンパクトで音も鳴らなくて、授業の妨げにはならないと思います。もう開発されています。GPS等のルールを決めていただき、学校への持込みなどにGPSを取り入れて、これから保護者に新しく付け加えられたら、保護者の方々も安心されるのじゃないかなとちょっと思うところで、なかなかGPSというのを学校に持ち込んでいいとはなかなかちょっと今まで考えてなかった。私自身も考えていなかったし、教育委員会のほう、学校が新1年生が入ってくるときなりに学校に持込みできる、そのときに新しく何かルールを決めて、このGPSも何か申込みは学校に申請すれば持ち込んでいいよという形の体制を教育委員会で作っていただいているんですね、それを新しく来年度ぐらいから通信を出せないのかなという考えでちょっと聞かせていただいておりますけど、そこのところの考えはどうでしょうか。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 功刀議員の御質問にお答えいたします。

今さっき答弁で申しましたように、各御家庭から相談を、あるいは学校のルールの下、持ち込むを認めておりますので、こちらから、事件がありましたところもありますけども、今の町の治安状況を考えますと、今のところはそういうところまでこちらから、学校側からGPSの持込みについて周知するということについては現時点では考えておりません。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） ありがとうございます。

GPSをやっぱり保護者自身も持ち込んでいいものなのかという、そういうところがあると思うんですね。だからそれをもともと教育委員会のほうから、小学校のほうから通知、GPSをうちの学校は認めますよという、そういうのを出していただいとくと、小学校の先生たちもルールを決めてすると対応がスムーズにいくのかなとも感じたところで、ちょっと質問、聞いたところでございますので、今は教育委員会側からはそうやって通知は出しませんという答弁でございましたけど、これからはやっぱり保護者の方には通知を学校側から出して持込みに入れる必要が、言ったほうがいいのかという思いで伝えさせていただきました。すみません。

タブレットにGPSのアプリの導入にしましては、まだまだ難しいと思いますが、将来においては必ず必要になってくると思っております。ちょっと事例で挙げますと、荒尾市は全国初教育タブレットのGPSを利用しております。2024年1月に実証実験を行い、同年10月から桜山小学校、緑ヶ丘小学校で先行導入し、2025年中に市内すべての小学校10校への本格導入を進めているとされております。熊本市内のほうでも、登下校の安全対策及び災害防災対策の強化を目指したシステムを導入しているとあります。

今現在、玉東町は、小学校のタブレットは基本お持ち帰りしないというところでありますかね。教育委員会、お願いします。

○議長（松尾純久君） 教育委員会事務局長、松永敏君。

○教育委員会事務局長（松永 敏君） 2番、功刀議員の御質問にお答えいたします。

教育委員会としましては、タブレットの持ち帰りを制限はいたしておりません。むしろタブレットを活用した学習を各学校には推進しているところです。

以上です。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君。

○2番（功刀圭一君） アプリの導入のことにつきましても、どれぐらいの費用がかかるかわかりませんが、一度、将来に向けて、荒尾市さんなんか聞いてみて、費用面だったりとか、その効果だったりとか、前向きに検討していただきたいと思います。

もう将来に向けてでございます。今すぐどうこうと言ってるわけではございませんが、取りあえずもう最後にまとめさせていただきます。

今回私がGPSの必要性について質問したのは、単に最新のデジタル技術を導入してほしいという贅沢な要望だったかもしれません。これは、この町に暮らす大切な誰かの命を守るための挑

戦でもあります。家族の涙を減らすため、切実な願いでもあります。想像してみてください。ある日突然大切な家族が行方が分からなくなったときのあの張り裂けそうな不安、寒さの厳しい冬の夜、あるいは照りつける夏の猛暑の中、そのときもしポケットに、ランドセルにGPS端末が一つあれば、私たちは数時間、数日という絶望の時間を僅か数十分に短縮し、笑顔でお帰りと言える未来を選ぶことができます。テクノロジーの進化は何のためにあるのでしょうか。それは人間を、そして私たちの町民を幸せにするためにあります。予算の壁、運用の壁があることも百も承知です。しかし、あのときやっておけばよかったという後悔が起きてからでは遅いのです。この玉東町に住んでいて本当によかった、この町は私たちを見捨てない、町民の皆様は心から安心してもらえる優しさと強さを兼ね備えたまちをつくるために、どうか今回のGPS活用に向けた提案を前向きに将来に向けて一歩踏み出していただくことを強く強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松尾純久君） 2番、功刀圭一君の質問を終わります。

続きまして、8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） すみません。質問を始める前にちょっと資料を作ってるんで配ってでもいいでしょうか。

○議長（松尾純久君） はい、どうぞ。

○8番（清田高広君） ちなみにその中に間違いもちょっとあったりしてますので、訂正、また、中の資料を自分で知ってる範囲正確な資料を作ったつもりですけども、もし違いましたときにはというところがありますんで、その資料がすべて正確であるというふうには感じられなくても結構だと思います。

すみません。それでは、一般質問を始めたいと思います。

まず、3点ありまして、これからの定住促進計画政策はどうする。

質問の要旨としまして、人口減少対策については、日本社会全体的な問題であり、小さな町では解決することではないと承知しているし、玉東町においても、定住促進事業等の各種政策サービスに取り組んでいくことも理解はしているが、最近では人口減少のスピードが少し速く大きくなっているのではないかというふうに感じがしています。このことに関しては町の広報紙等を見れば、またホームページを見れば人口の推移は分かりますが、この定住促進計画に中長期的な計画について伺います。

これに関しては、先ほどの一般質問の中でも答弁いただいたと思いますので、それから少し外れるところで答弁いただければいいかと思います。

2点目に、玉東町単独の子育て支援補助事業について。

玉東町での子育て支援については、保育園、幼稚園、小学校、中学校、高校、大学、専門学校と、各年齢層に渡って、多岐に渡って支援策が実施されているようだが、具体的にはどのような補助が行われているか。要するに、町単独での補助を中心として説明いただければいいと思います。

3つ目に、町内災害危険箇所の再確認と避難場所の避難ルートの指示は、住民に万全に伝わる

のか。

今年もまた風水害が発生しやすい季節になりました。今さらではありますが、災害が想定されるとき町の生命、財産を守るためには、高齢者避難、避難指示緊急安全確保等の避難情報が確実に伝わるのか、町民の中、特に高齢者の方、障害者の方には不安があるようですが、万全の体制を整えているとの情報と、安心感を町民の方々に周知徹底を図っていただきたいと思います。

以上のことで、答弁のほうよろしくをお願いします。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 8番、清田議員の質問にお答えしますが、担当課長より詳しく説明いたします。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） それでは、8番、清田議員の1点目の御質問にお答えさせていただきます。

議員御発言のとおり、また、先ほどの坂本議員の一般質問の中で、前田町長のほうからも答弁がありましたとおり、人口減少は日本社会全体の問題であり、玉東町だけで改善できるものではないと承知しております。しかし、玉東町では、これまでに様々な定住促進施策を推進してきた結果、全国的な人口減少の中で、荒尾玉名管内では最も人口減少率を抑えるという成果を上げることができているとも認識しているところです。そして、議員がお尋ねの、玉東町における中長期的な計画については、本町の最上位計画に位置づけられる第6次玉東町総合計画、こちらは令和3年度から令和12年度を期間としたものでありますが、その第6次玉東町総合計画がそれに当たります。この総合計画の中では、移住・定住対策の充実と少子化、高齢化対策の両輪を回しながら、人口減少の抑制を図ることとしており、・・・の目標として、計画最終年度の令和12年の目標人口を4,802人と掲げておるところです。これまでの町の移住・定住対策と人口推移を照合すれば、分譲地整備を実施し、分譲を開始した翌年以降、あるいは賃貸住宅を整備し、供給を開始した翌年には人口が増加に転じた年もあり、分譲地整備や賃貸住宅整備が町の人口減少対策として即効性のある効果を発揮することは明らかとなっております。

例えば、近年では、4月末の住民基本台帳の人口数値で見ると、令和3年と令和5年が前年と比較して増加に転じておりますが、これは、年次の関係から、シルクタウンの分譲とアベニール木葉の整備の効果であることが分かります。よって、これからも町主導での分譲地整備と賃貸住宅の整備に取り組んでいくことが効果的であると判断しておりますが、今後はこれに空き家の活用も含めた3本柱での移住・定住対策を講じてまいります。

まず、分譲地整備に関しては、本年度から上木葉区分譲地の整備を進展させます。

次に、賃貸住宅整備に関しては、第二弾となるマンション整備に向け、先ほども答弁申し上げましたが、本年度必要となる調査事業を実施いたします。

そして、3本目となる空き家利活用については、令和6年度に実施した町内全域での空き家調査の結果から、活用可能と思われる空き家の所有者、管理者に対して相談を行う旨の通知を发出し、所有者、管理者の意向を踏まえながら、空き家バンクへの登録を促すための個別対応も進め

てまいります。あわせて、これまで同様に、子育て支援策と福祉施策のさらなる充実の方法についても全庁的に鋭意検討していく所存です。

最後に、議員御指摘の、最近は人口減少率のスピードが速く大きくなっているという御懸念についてですが、今申し上げた取組を実行し、中長期的に微減傾向を維持することが目標となります。全国的な人口減少の波の中で急激な減少を抑制することが重要であり、そのためには、定住促進施策の展開が必要不可欠であると認識していることを申し添え、1点目の質問への答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 保健子ども課長、清田浩義君。

○保健子ども課長（清田浩義君） 8番、清田議員の2つ目の御質問にお答えします。

議員御質問の玉東町単独での具体的な子育て支援補助事業のことですので、国や県などから補助のない町単費で行っている事業について説明させていただきます。

まず、保健子ども課の事業としまして、出生時に出産祝い金として5万円、保育・幼稚園時に副食費として月5,100円、利用施設により異なりますが、小学校3年または6年まで病児・病後児保育の利用に対して2分の1補助として1,000円、中学校3年生以下に対し新型コロナワクチン接種補助として接種費の7割、インフルエンザワクチン接種補助として18歳までを全額、例外としてフルミスト接種を行った高校生のみ上限があり5,000円としています。高校3年生までの子ども医療費助成。

次に、教育委員会の事業としまして、小学校入学時に入学助成金として2万円、中学校入学時に入学助成金として3万円、小学6年生に小学生国際理解教育推進交流事業補助金として旅費の4分の3を補助、中学生に学校給食補助として月1,700円、小学5年生から中学3年生までの英語検定料を全額補助、中学生の玉東クラブ会費負担軽減として、月3,000円を超える部分を補助、中学校の卒業時に卒業祝い金として1万円と、SUGOCAカード2,000円。

次に、総務課の事業としまして、18歳以下で自転車用ヘルメット購入に対し2,000円。

次に、建設課の事業としまして、町が分譲する土地を購入し、定住される方の中学生以下の子供1人につき、定住促進補助金として20万円。

次に、企画財政課の事業としまして、町外から転入した人を対象とした住宅購入、リフォーム補助に18歳以下の子供がいる場合、5万円を加算して補助を行っています。

以上のように、多くの一般財源を活用し、庁内を横断的、多岐にわたり、子育て支援事業を行っている状況となります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 総務課長、清田豊君。

○総務課長（清田 豊君） 8番、清田議員の3つ目の御質問にお答えします。

近年、全国各地で激甚化、頻発化する風水害を目の当たりにし、町民の皆様が抱える不安は行政としても深く受け止めているところでございます。

また、昨年度、令和7年8月豪雨災害におきましては、私たち玉東町の多くの教訓を得ました。あ那时候、想定を上回る雨量と急速な浸水、土砂災害の危険に直面し、情報の伝達スピードと住

民の方々の避難行動の難しさを痛感いたしました。あのときこう伝えていれば、この情報が届いていればという悔しさを二度と繰り返さないこと、それが最優先事項であり、町を挙げて取り組むべき喫緊の課題と認識しております。

まず、避難情報の伝達体制について、令和8年5月29日に改定されました避難情報に関するガイドラインに基づき、本町においても情報の在り方を再点検いたしました。昨年の豪雨時に課題となった情報伝達のタイムラグを解消するため、発信の判断基準をより迅速化させるとともに、防災LINE、防災行政無線、ホームページの三本柱を連動させ、情報の確実な到達を担保する体制を見直いたしました。

避難の実効性を高める取組としましては、ハザードマップに基づき、土砂災害警戒区域や浸水想定区域の危険箇所の再確認を実施いたします。また、高齢者や要配慮者の皆様一人一人に寄り添った避難支援体制の強化のため、個別避難計画の推進調査を実施いたします。

町では、昨年の豪雨を経験し、あのときよりも確実に、常に皆様を見守り、情報を届け続ける準備を整えているということです。しかし、最後は、自らの命は自らが守るという意識が不可欠です。行政はガイドラインに沿った迅速な発信を徹底いたします。

町民の皆様におかれても、日頃から防災LINEの登録や避難ルートの確認を行っていただき、行政と連携して、逃げ遅れゼロのまちづくりをともに実現してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） どうもありがとうございます。

まず1点目、これからの定住促進計画に関してですけども、先ほどお配りした資料を見て皆様がどう感じられるか分かりませんが、まず、この資料を作っていただき、駅周辺のコンパクトシティ構想といいますか、移住促進の政策については、これは非常に効果が現れて、こういう現在3,000人程度の人口は維持されていると。これは要するに一番左側にある平成元年と比べてもほぼ変わらないぐらい。要するに、流出、流入どちらもしたときに、いろんなこれまでの政策によってプラス・マイナス・ゼロだったんだというふうに感じますが、ただ、この資料たまたま行政区ごとに載ってる資料をいろいろ探してたら、たまたまこの3年分が見つかったというだけだったんですけども、山北のほうにおいては、一番左の平成元年はあまり基準にしないで、私はこの2001年を基準にしてこの令和5年と令和8年の人口の増減というか、その比率はそこに書かせていただいたんですけども、はっきり言って山北のほうは二俣地区で住宅整備していただいたおかげでそんな大きな変動はないというふうな、今現在の数字はなってますけど、ほかを見ると減少率というのはすごいですね。これ高齢化率にしたときには果たしてどれぐらいになるんだろうと非常に心配になっているところでございます。

先ほどから、人口減少は社会情勢と絡めてどうしてもなかなか止められるものではないというふうな答弁はあってたんですけど、こういう数字にしたときの、これはある程度当然行政の皆さん方御存じだったことだとは思いますが、それに対してどのように感じられるかなと。この数字を見て、これでいいのかな、それとも何か対策をしなくちゃいけないというふうなことを考

えられるかというのをまず最初にお聞きしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） お答えいたします。

まず、清田議員のほうから、今配付いただいた資料のほうでおっしゃったのが、この3,000人とおっしゃったのは令和8年の木葉地区の人口ですね。こちら確かに議員のほうの資料では平成13年度の基準と比較しましても基本的にはもう増減がなく人口の維持ができていているということで、山北のほうを見ますと、900人ぐらいの減が見られるということの資料になっております。

どういうふうに捉えられるかという御質問ですが、私の答弁でも、町主導の住宅施策が即効性があるといったことを裏づけるものでもあるのかなというふうに捉えております。例えば、オレンジタウンやアベニール木葉というのがありまして、人口が411人のプラス、それからサクラハイツがある二俣西はプラス7というようなことで、町主導の住宅施策があるところに人が集まっているようなことが見て伺える資料になっているということかと思います。

やはり議員がこの資料をお配りされた趣旨といたしましては、この山北地区の人口減少はこれでいいのかというようなお考えもあつてのことかかと思ひます。実際に、その町の定住施策を打っていく中で、駅から離れた場所でそれをやったときに効果が出るのかどうかということできますと、サクラハイツやサクラタウンが成功したように、駅まで徒歩圏内であれば即効性ある効果を上げられると考えますが、離れた場所であれば、やはり需要の低下は免れないのではないかと考えているところです。ただし、先ほど空き家の政策も進めていくということを答弁いたしましたけども、空き家の利活用については、町全域に移住者を受け入れるための資源となる空き家があると認識しておりますので、山北地区の離れた場所については、空き家を探して、移住者を迎え入れるような施策を講じていければと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） 今答弁いただきましたように、三本柱として上木葉の住宅施設と新たなマンション、そして、空き家政策、それと子育ての充実をいうことで答弁先ほどいただいたと思うんですけど、その中の一つ、この空き家対策、これによって確かに多少の増減を食い止めることは可能かなというふうに言われますけども、今さっき答弁いただいたように、木葉地区においては、先ほど私も言ったつもりですけども、非常に効果が大きく出てる。ただ、山北地区によっては二俣西の住宅の整備されて、山北小学校の児童減の対策ではあったんですけども、ほかの地区には逆に何もしなかったらこういう現状になった。何もしなかったという表現がいいかどうかは分かりませんが、でも、何かを手を入れればここまで大きくはならなかったんじゃないかなという気がします。今さら前にやってなかったからとかいうつもりは、そういうつもりで言ってるわけではなくて、これから先のことで、空き家対策だけのことなんですけども、これは若い人の世代といいますか、その中、そういう方々の話を聞かせていただくような機会が時々ありますので、すごい若い世代、私の子供たちの世代だったり、小学生は結構年代幅ありますけども、そういう方たちからの声で、外からの移住・定住者の方にはいろんな手厚い補助

があるのに、町内に残ってる方たちからすれば、若い人、定住、これから住もうかなというふうな年代の方たちですけども、特にその辺りには、町内に残っても特別何のメリットもないなど。それでは町外へ住もうかなという感じの、そういうニュアンスの話をよく聞くことがあります。要するに、若い方たちは、まず町を離れるとき、一番最初は仕事関係でどうしても学校を卒業して就職となったときには、その時点で確かに町を離れる方もいらっしゃるかと思います。でも、それでもまだ町内に残ってる方もいらっしゃるんですが、次のときはやはり結婚とか、今結婚もなかなかしていただけて、子供少ないというのもあるけど、町を離れるという選択肢を選んでしまわれる方に結婚を機に住むところを考えるというふうなそういう方もいらっしゃるって、特に今こちらの資料にありますように、山北地区というのはどちらかというと農家だった方というのがかなり多い家で、言っただけなんですけど、無駄にだっ広いだけで、広さはあるんだけど、やはり結婚をして同居するという感覚が今の方たちにはどうしても少ないかなと。意識があまりないんじゃないかなという感じがして、移住・定住、それから来られる方に対しても、来た方にと同等の政策、またはそれにプラスしたような政策、住宅建設の補助事業者に、結婚して住まれる方、またはいろんな方がいらっしゃると思いますが、そういう方にも同じような補助をしていただくというふうな政策を、何かあればこの人口減少も少しは緩和できるのか、やはり増築、改築、土地はあるんだから同じ家の敷地内に新築もできるし、増築してる方もいらっしゃるし、今までの方でも。そういう方での補助なんかも考えられるんじゃないかなと思いますけども、先ほど町長の答弁いただいたときに、ほかの方の答弁のときに、やはりやり始めたら切りがないというようなことのニュアンスのことがあったんですけども、この人口の流出を止めるというふうな政策がうちの町の政策の中にはないとは申しませんですけども、ほとんどないんじゃないかなという感じをしてたんですね。この人口流出を止めるという政策も考えていただきたいと思いますが、その辺についてはいかが考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） お答えいたします。

今8番、清田議員のほうから、一例申し上げられましたのが、確かにうちの企画財政課のほうでは、転入者を対象とした住宅取得補助制度というのを設けております。こちら新築住宅であれば25万円の助成、中古住宅の購入であれば15万円の助成、リフォームであれば15万円の助成。また、その住居に同居する町民に高校生以上がいる場合はプラス5万円を出すということで、新築であれば最大30万円の助成が受けられるというものですが、御指摘のとおり、こちらは町内在住者に対しては出していないというような補助制度になります。趣旨としましては、やはり人口増を図るために転入者を対象とさせていただいておりますので、今現在それを町内在住者の方には出していないというような状況です。ただ一方で、答弁の中でも申し上げましたが、住んでいらっしゃる方に対しては、子育て支援であるとか、高齢者福祉の面で、他町よりも優位とも見られるような補助をたくさん講じておりますので、実際、玉東にお住まいの方も、それらに対して高い満足感をおおむねお示しいただいているのかなと認識しておりますので、町内在住者に対しては、子育て支援であるとか、高齢者福祉のほうで手厚い助成をしていくことで、転出を抑制して

いければと考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） それでは、この30%以上、40%とかいう人口の減というのは、いろんな政策をやっても止められるやつではなかった。流出は防ぐために政策はやってるけど、山北の地区ではそれでも止められなかったというか、もう仕方なかったというふうに解釈しなくては仕方ないでしょうか。

○議長（松尾純久君） 企画財政課長、上村健二君。

○企画財政課長（上村健二君） 仕方なかったというような答弁はちょっといたしません、先ほど答弁の中で荒尾、玉名管内で町全体で見ると人口減少率は最も低いというような状況にはある中で、やはり駅を中心としたまちづくりを町が掲げて進めてきた中では、その町の住宅施策を講じていないところに人口減が生じているというのは、議員が今回出された資料のとおり明らかなであります。じゃあ人口が減っている地域に町主導の住宅政策を講ずればそれが防げたのかとおっしゃるなら防げたのかもしれません、一方で、先ほど申し上げたとおり、やはり駅に近い場所の利便性がある玉東町を選んでいただいている方が多いというのも事実ですし、実際私もオレンジタウンの分譲であるとか、アベニール木葉の整備を担当をしまいましたが、そういう玉東町を選ばれた方とお話ししても、駅が近いのが魅力だったということを皆さん口をそろえておっしゃっておいりましたので、山北地区に、例えば高層マンションを建てるとか、大規模な集合住宅を建てたとして、多くの入居が見込まれたかというところとちょっと疑問はあるかなと率直に思うところです。なので仕方がなかったとはちょっと申し上げませんが、大規模な政策は講じ難いということと、繰り返しの答弁になりますけど、今後は空き家を使って、少しでも減少を止められるような形で取り組んでいければと考えております。

以上です。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） それでは、人口流出政策については、この空き家対策一本でやると。一本ではないんですけどね。ほかに玉東外に住んでいる場合、・・・は定住促進、別になかなかそういう区別難しいんですけど、人口流出を止めるという政策を考える必要があったんじゃないかなというふうなことを考えてほしいということをまず伝えたいと思います。

これ町長に一つ聞きたいことがあるんですけども、町長は話が全然外れないようにしてるかもしれませんが、合併を見送ったのは、どうしても中心部だけ整備して周りまで行き届かない。玉東町のまちづくりするときもスモールタウン構想、中心部は当然整備してるけども、周辺部にもちゃんとした整備をしていくというふうな気持ちでおられたし、また、今もそういう気持ちでおられると思いますけど、これは人口流出という観点で見たときに、何ら対策を取る考えはないのでしょうか。お聞きしたいと思います。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 私が合併を見送った理由から話しましょうか。清田議員の質問にお答

えします。

なぜ合併を見送ったか。合併をしないと私は決して言わなかった。より以上の合併なら目指すと。今の玉東町よりいい、合併してよくなることは、合併オーケー出すと。そういうスタンスだった。

当時は、合併合併のムードがあったんですよ。合併をしないと見えなかった。しかし、合併をしなかった場合どうなるかということは、福島県の矢祭町に視察にすぐ行ったんですね。そしてシミュレーションをやってみました。10年間のシミュレーションを。そういう準備はした。昭和の合併、これをずっと見とったんですよ。私が高校に行くときに単車で伊倉とか大浜とか通って行ってました。そのときの大浜とか伊倉は商店街だったんですね。ところが、合併の頃、大浜、伊倉どうだったか。寂れてしまってたんですね。玉東町が当時は駅前が忙しかったんですね。ゴースタウンみたいに駅舎の前が。駅舎が越えて燃えてなくなったと。そういう中で、合併したらこの玉東町地区が今のままよりもっと悪くなる。それでいいのかと、そういう判断もあったわけです。オレンジタウンを造り、駅前整備をやると。木葉駅を残すと。明治の先人が何でこの駅を造ったかと、その思いをもう一度考えてまちづくりをやると。自衛隊に行ったと、横須賀にも行ったんです。4か月半ですけど。このとき田浦というところへ寄ったんですけど、そこから東京に友達のところ遊びに行く。電車で行ったんですね。その頃の横須賀から東京に行く間、駅と駅の間は田んぼとか畑とか山だった。ところが議員になってから、研修にそこに行ったわけですね。東京に行って鎌倉に行って。そのときどうだったか。駅と駅の間つながったんです。絶対に駅を中心にまちづくりをやれば必ず駅の周辺は発展していく、そういう思いがあったんです。その思いの中で、合併を今回は見送って、まちづくりをやって、いずれまた大きな合併が来るであろうと。そのときは、この玉東町、木葉駅というのを利用してまちづくりをやっておれば、木葉駅周辺は町として残ると。周辺は、山北地区はやっぱり農家の人たちが農業しやすいようなまちづくりになっていけばいい。

地域の整備においては、半高山の整備を手がけた、原倉西には道路を広げていったと。西安寺には変電所がある。トンネル工事の中で変電所ができて、道路ももちろんあったと。二俣もよくなったと。みんなそれぞれによくなっていった。稲佐の交差点改良も終わりました。そういう中で全体的なまちづくりを考えていくと。そういう中でも、やっぱり人は山の向こうには幸いあると人は言うということ。やっぱり1回は出てみたいと。出てみて玉東のよさが分かった人が帰ってきてるわけよね。玉東町で家を建てる、町外から引っ越してくる人の補助とは別で、玉東町が何で補助しないか。オレンジタウンを整備したとき、跡取りがオレンジタウンに引っ越すわけよね。そういう批判を受けたわけや。オレンジタウンは家分れのために造ったんですかとか言われる。そうじゃないと。できるだけオレンジタウンはよそからの人を呼び込みたかった。跡取りをあそこに住まわせるつもりはなかった。しかし、人はそれぞれの思いがあって、それは止めることはできない。それと一緒に、町外に住みたいという人は止めることはできない。玉東の良さが分かって帰ってくる人、そのままおる人、これは人それぞれ。玉東の良さを外に出てみて初めて分かる。よそに家を建てたらもう間に合わんと。しかし、家を売って玉東に来る人も、玉東は子

育て支援、いろいろと質問を受けたけど、子育て支援はよそに先駆けてやってきた。高齢者福祉もやってきた。今南関とか三加和、和水、これは子育て支援には手厚い。それは玉東よりも遅れて手厚くしてきたわけ。何でそうしたかという、やっぱり人口流出が多い。若い者が減ったということで、玉東よりも上に行かないかんということで手厚くやっとなけど、果たしてそれが最後まで続くかという。南関町、企業誘致、もうすごい勢いで企業誘致やってます。ところが、人口流出には歯止めがかからない。町外からみんな行くから。何でだろうと。幼稚園、小学校、中学校までは南関育ててもいいけど、その後がやっぱりＪＲ、公共交通機関があるやっぱり木葉、玉名、荒尾。そっちのほうのが、賑わう。そういう考えはどうしようもない、止めようがないと。それは南関だって和水だってそういう努力は一生懸命やっとなけども、人口流出には歯止めがかからないと。じゃあ玉東町でそれに対して人口流出にどうやったら歯止めがかかるかと。なかなか難しい。

それで、私が考えたのは、田舎の中の準都会。それが木葉駅周辺の整備。道路の県道改良を進めていく中で、あの辺りは引越して今何とかなってる。そのときに、あそこに第二の分譲マンションをやるから。分譲マンション、賃貸マンション。分譲マンションじゃないと言われる方もおられるから、行政で分譲マンションをやっているのかどうか、それはまだ分からない。行政が分譲マンションをやったところは聞いたことないから、やり方によっちゃできるかも分からない。もしそれが見つかったら、玉東町の駅近くには分譲でもいいんじゃないかなと。いろんな考え方があろうかと思います。この町は今からいろんなことを考えていけば発展していく。駅を利用したまちづくりをしっかりと進めていければと思っております。

以上、答弁です。

○議長（松尾純久君） ８番、清田高広君。

○８番（清田高広君） 多分これ以上いろいろお話をしてもなかなか今回は考えていただけないのかなという気がしますけれども、やはり駅を中心としたまちづくりというのは、私は非常に正解だったと思うし、効果があったというのは私も認識しておりますし、これから先も、それを中心にまちづくりを進めるというのは当然のことなのかなというふうなこともありますけども、ただ、町内に残ってもいいかな、いいんだけどというか、残りたいという気持ちがある若い人たちも結構いらっしやると、いるんだということは、ちょっと頭の中に置いていただきたい。そういう方たちが最後に選ぶときに、補助があるかないかで最終的に決めるということでもないけど、独りだったらそうかもしれないけど、やはり結婚とかいうときには、多少なりともそういう、言葉はちょっと悪いんですけど、よそから来る人には手厚い補助しとって、町に住んでる人にはないのか。ここで言うと、いやいや、子育て支援のときにどれだけ金を使ってるというふうにおっしゃると思うんですよ。確かにそれは事実なんですけども、最後に町内に住むか住まないかと決めるときに、やはりほかの人口流入していつて、来ていただかねば、それだけを支援をしているのに町に残るという、そういうふうな判断をする方には何もないというのはどうしても人口流出を防ぐためには何かをやらなきゃいけないなということは考えていただきたい。やはりこれは、ちょっと外れてしまう、少し質問とは外れてしまうんでどうしようかと思

うんですけども、山北地区は農業なんだと。だったら住宅政策じゃなくて、農業するように、今ほかの方の答弁のときに、後継者に法人化をしたいとか言いますけど、それを進めていって、後継者が減るのをそうそう簡単に短時間にやるのか、農地を守れるかといったときには、先ほど町長おっしゃったように、耕作放棄地が増えるんだというふうな答弁をされましたけど、それだったら農地を、これは農地法になるんでまた別なときに質問したいと思いますんで、これで終わりたいと思いますけども、そういう人口流出を防ぐ、山鹿地区だけじゃないんですね。これ木葉地区でも最終的にこの数字はつじつまが合ってる、つじつまというふうには言わんかな、合ってるんですけども、はっきり言って流出されて、将来生まれた方は流出してしまってる。それ以外の方が入ってこられるというのが、最終的にはこの数字になっているのかと思われる。呼び込むだけじゃなくて、流出を防ぐという対策をもう少し考えていただきたいというふうなことを申し上げて、2番目の町単独の子育て支援補助事業等についてというところですけど、これについては、正直な話、先ほど答弁がありましたけども、子育て支援というのは乳幼児から小学校、中学校、一部高校生とか、いろんな事業がただ単にピックアップしていくと、直接補助をしていただくのは多分事業的には30とか、もっとひょっとしたらそれよりも多かったかなという気がします。それでまた、直接の子育ての支援だけじゃなくて、それに類似するような支援が出たら、その倍以上にもしかしたらなるんじゃないかなというぐらい、一緒に。これは町単独ではないにしても、単独も含めて非常に手厚いサポートしていただけてるんだなというふうには思うんですが、この中でずっと考えてると、いろんな話を聞くと、乳幼児や小学校、中学校のときは、すごいサポートいただいたという保護者の方は確かに多いし、それはそう思っていたのが当たり前なんです。でも、高校生になってからとなったときに、何があったかなと思うと、あってるんでしょうけどあんまり印象に残らないサポートしか、補助しかなかったのかなというふうな声が結構聞かれます。これをたまたまということではないんですけども、高校生世代、高校生ではない子たちもいますけども、そういう人たちに何か自分たちの年代で一番何か町にしてほしいこと何かないかなという感じで話を振ったときに、駅前ゆめ・ステーション・このは等で、あそこその部屋の中で自習できる部屋があったらいいなとか、勉強できる部屋があったらいいなとか。逆に別に何をすることはないけど、いろいろ自由に過ごせる場所があったらうれしいなど。そのほか、いろいろ出るわ出るわで、ちょっと私も理解できないような話もあったんですけど、eスポーツをできる場所があったりとか、スポーツジムがあったりとか、スケートボードやバスケットコートがあったり。バスケットコートはあったんだけどなというふうなことで言ったりもしたんですけども、その他いろいろこういうのができる場所が欲しいという感じが、年齢的には高校生か大学生、二十歳いかない子たちだったとは思いますが、そういう話があったり、中には、自動車学校でバイクや車の運転免許を取るんで、そういうお金もあつたら親に少しでも負担減らして取れるんだけどなとか。あと高校生なんか、これはどちらかというと保護者の方から聞くことが多かったんですけど、定期券なんかも補助していただけたらいいんだけどな。いろんな話聞くことができたんですけども、私もいろんなそんな話聞いてて、確かにその年代の子たちは子供なんだけど大人なんだよなという感じではあるんですね。町が、自分たちが生まれて

いろいろ今まで家族のサポートをやっていただいているんだなというふうなことは何となくは分かってるみたいなんですけども、あんまりよくは分かってないというふうなぐらいの認識だったような気がしたんですよね。それで、先ほどのやつにちょっと結びつけるというわけではないんですけども、将来の進路とかを考えたときに、高校生のその年代に、うちの町でこのまま住んでもいいな、住みたいなというふうに思わせることができるのは、この年代にアプローチするというのは非常に大事なことになるのかなというふうに思うんで、何となく私の中でもここだけちょっと薄いなという気がするんですけども、その辺、この子育ては人口流出、少子化の問題にも関係するんで、誰が答弁いただけるかというのはなかなか難しいことかなと思いますけども、単純にこの世代の子たちに、そういう先ほど言った場所の提供やいろんな何かのサポートをするような考えはないでしょうか。

○議長（松尾純久君） 町長、前田移津行君。

○町長（前田移津行君） 8番、清田議員の質問にお答えします。

後継者が家に住むか住まんか親の考え方次第。私はそう思う。親がこの町がいいと思っとれば子供はそのまま住んでくれる。親が嫌だと思えば子供も嫌がる。一度外に出ても、親がこの町で一生過ごしたいと思っておれば子供も帰ってくる。親が嫌だと思えば帰ってこない。跡継ぎをされるところを考えてみて、親がいいと思っところは帰ってきた。農業もちゃんと跡継ぎをやってる。親が農業は嫌だと言えば子供も農業が嫌だと。私は、この町に残る残らんは家庭の問題だと思う。どうしてもここでは仕事がないから外に出なきゃいけないということもあるでしょう。しかし、農家は親が農業やってよかったと思っとれば子供も後を継いでくれる。後継いでるところを見てください。大体そうなんで。この町をいいと思っずっと聞かせておれば、若い子はこの町に帰ってると、外に出ても。

いろんな子育て支援、高齢者福祉、よその町に先駆けてこの町にやってきた。今よそは18歳までの医療費の無料化も追いついてきたわけですけど、玉東町は先駆けてやった。いろんなことを先駆けてやった。いろんな政策の中ではしごを外されました。しかし、一旦やりたかったことは続けなければならない。そういうのをいっぱいやっちゃおうと。

先ほどからずっと質問があってるけど、新しいことについてはより慎重に考えていかなければならないと。玉東町はいっぱいやとるんですよね。ほんで、よそから玉東町の良さが分かってくるわけです。玉東町の人が玉東町の良さを分からんで外に出ていく。しかし、外に出ていって玉東町の良さが初めて比較して分かるわけ。それで玉東町に帰ってくるわけ。そのことをやっぱり思い起こさないかん。私はそう思う。

以上、答弁以上です。

○議長（松尾純久君） 清田議員、あと1項目残ってるんで、これ以外に。10分切りました。

8番、清田高広君。あんまりありません。

○8番（清田高広君） この話は、これだけこの後いろいろ・・・から、その高校世代の子供たちや保護者の方たちには手当的に薄いなというふうなことを感じてらっしゃるということは、可能性に載せていただければというふうに思います。

それと、これを見返す、確かに今まで玉東町はほかの他自治体に、特に近隣のところを比べれば、先陣を切っているような子育て支援されてます。それは私もそうだというふうに認識しております。子供を育ててきましたからですね。ただ、それ今になってみると、玉東町独自のというのはなかなかもうあまり、これがあるから福祉はもたんなというのがちょっと薄れてきたのかなという気がする。そこは、金を投じるだけじゃなくて、町長だったかほかの前の課長だったか忘れましたが、小さな少ない、要するに金で大きな効果を生むようなやり方をするんだというふうなことを答弁の中でおっしゃった方がいらっしゃったんですけど、そういうふうなことも含めて、このことに関しまして、これは考えていただくようお伝えしまして、終わります。

これからしても質問できる機会があったときには再度やらせていただきたいと思います。

それでは3点目、これ時間がもうないということなんで。

○議長（松尾純久君） 何回もだけど、もう5分になりますので、まとめてください。

○8番（清田高広君） 前置きがなくて、言わせていただきますけども、ホームページといいますか、LINEとか戸別受信機、これの登録件数は大体何件だったのでしょうか。それだけ最終的に教えてください。

○議長（松尾純久君） 総務課長、清田豊君。

○総務課長（清田 豊君） 防災無線の戸別受信機につきましては、3月の議会答弁では744世帯ということになっておりました。その後、全世帯を対象に設置希望を取った結果、64世帯の申込みがありまして、今現在設置を行っているところでありまして、7月末までには808世帯になる見込みです。

防災LINEにつきましては、3月の坂村議員の答弁の中では677の登録があつてるところでお答えしてたかと思いますが、今現在698の登録に増えているところであります。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。

○8番（清田高広君） なかなか情報を町が発信しても、なかなかそのとおりに動いていただけない。一番やっぱりなかなかその辺を解決するのは、戸別受信機を希望者だけではなくて、もう全戸に設置していただくというふうな形にさせていただいて、そうすれば当然緊急の場合は大音量で発信することができるので、それに合わせた使い方ができると思うんですね。それをちょっと検討していただければというふうに思いますけども、希望者だけじゃなくて全戸に設置するというふうなことはできないでしょうか。

○議長（松尾純久君） 総務課長、清田豊君。

○総務課長（清田 豊君） 全戸設置については、やっぱりどうしてもつけたくないという世帯があるかと思いますが、これにつきましては、全戸希望されれば全戸つけることができますけど、希望されないところにはどうしてもやっぱり設置するのは無理かと思いますが、希望者のみとさせていただきたいと思います。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君。時間がいよいよなくなりました。

○8番（清田高広君） 分かりました。行政の方から思っっちゃうことは、町民の方が増えてもじゃないですけど、お膳立てをしてるんだけどなかなか行動してくれない。避難を言って

るのに住民の方が避難してくれない。これはどうしようもないというふうな感じで終わってる、そういうふうな・・・があるんですけども、それでも町民の皆さんを守るためにはやっていただかなくちゃいけない。だから、近隣の自治体、同じ規模の自治体がおこなっているから、うちの町ももうこれでいいやということではなくて、情報が行き届いてないという情報をもう少し強く言っていただいて、情報を伝えるためには戸別受信機、それでもそのときにやっていただけないということであつたらもう仕方ないんだけど、それくらい強制的に設置して情報を伝えないと、正確な情報が伝わらないんじゃないかなという思いで、戸別受信機は全戸に設置するということを目指していただきたいという思いで質問をしました。もう時間がないと思いますので答弁は必要ありませんけども、ぜひそういうふうな防災を、町民の方の安心・安全を守るために設置していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（松尾純久君） 8番、清田高広君の一般質問を終わります。

これですべての一般質問は終わります。

日程第4、休会の件を議題とします。

お諮りします。

明日6月11日は、議案調査のため休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松尾純久君） 異議なしと認めます。

したがって、明日6月11日は休会とすることに決定しました。

起立、これで散会にしたいと思います。お疲れさまでした。

散会 午後6時17分